

# 平成29年度第3回琉球大学経営協議会資料

平成29年12月15日（金）  
琉球大学 大学本部棟 第一会議室

	資料番号
○ 審議事項	
(1) 国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しについて	議 題 1
(2) 給与法及び退職手当法の改正に伴う対応について	議 題 2
(3) 平成29年度支出予算の執行について（案）	議 題 3
(4) 平成30年度予算編成方針案について	議 題 4
(5) 千原学生寮改修及び新営に係る長期借入金の認可申請（案）について	議 題 5
(6) その他	
○ 懇談事項	
(1) 琉球大学の今後のあり方について ～ガバナンスのあり方について～	懇談資料1
(2) その他	
○ 報告事項	
(1) 平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果について	報 告 1
(2) 国立大学法人琉球大学における予算貸付について	報 告 2
(3) 上原キャンパスの移転について	報 告 3
(4) 連携協定等について	報 告 4
(5) その他	

## 平成29年度第2回経営協議会報

総務部総務課

日 時 平成29年9月29日（金）13:30～16:25

### 審議事項

なし

### 報告事項

(1) 法文学部・観光産業科学部改組（平成28年度第4回経営協議会 審議事項）の文部科学省審査結果について

西田理事から、法文学部及び観光産業科学部を再編し、国際地域創造学部及び人文社会学部を設置することに伴う計画の事前伺いの結果について、文部科学省より「特に意見なし」の通知があり、承認が下りた旨、資料に基づき報告があった。

また、新学部（国際地域創造学部及び人文社会学部）の特色等について説明があった。設置計画の承認が得られたことから、今後、新学部の学生募集活動ができるようになった。

(2) 国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しについて

福治理事から、国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しについて、資料に基づき報告があった。

また、平成30年4月1日に体系の見直し及び改正後の関連規則等を施行するため、次回以降の本会議で規則等を審議していただく予定である旨、説明があった。

(3) 平成30年度概算要求について

福治理事から、財務省への平成30年度概算要求の状況について、資料に基づき報告があった。

また、学長から、第4回（平成30年3月）の本協議会には政府予算案における内示額及び本学の計画予算案を示す予定である旨、補足説明があった。

(4) 平成28年度決算の承認について

福治理事から、平成28事業年度財務諸表について、文部科学大臣の承認があった旨、資料に基づき報告があった。

(5) 平成29年司法試験の結果について

清水法務研究科長から、平成29年司法試験の結果について、資料に基づき報告があった。

また、渡名喜理事から、事前に学外委員より質問を受けていた司法試験の合格者数の目標レベル及び弁護士会の支援内容等について、説明があった。

(6) 上原キャンパスの移転計画の進捗状況等について

須加原理事から、上原キャンパスの移転計画の進捗状況等について、資料に基づき報告があった。

また、事前に学外委員より質問を受けていた附属病院の移転に係る予算措置や人事など実質的な面における文部科学省の理解や支援状況について、説明があった。

(7) 連携協定等について

福治理事から、今年度上半期における本学と他の機関等との間で連携・締結した各種の連携協定等について、資料に基づき報告があった。

### 懇談事項

(1) 「琉球大学の今後のあり方について ～教育・人材育成等について～」

大城学長から、「琉球大学の今後のあり方について ～教育・人材育成等～」について、前回の本協議会における懇談事項での意見を踏まえつつ、今回も意見交換を継続させていただきたいとの発言があり、資料に基づき概要や本学における取組等の説明を行った。

引き続き、各担当理事及び関係学部長から前回の本協議会における意見に対して資料に基づく説明を行った後、意見交換を行った。

また、学長から、次回の本協議会においても「琉球大学の今後のあり方について」のメインテーマの下でさらに懇談を深めていく予定である旨、発言があった。

国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しについて（案）

前回（9月29日開催）の経営協議会において、学則等規則体系の見直しについて、その概要を報告したところである。今回は、その体系に係る主な規則である組織規則、学則及び大学院学則の改正についてご審議いただくものである。

**【見直しの背景と目的】**

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」（平成26年8月29日）において、文部科学省は、この法改正を契機に「内部規則の総点検・見直し」を「各大学においては、法律の施行日である平成27年4月1日までに、改正法の趣旨を踏まえた内部規則や運用の総点検・見直しを行うこと」が必要とし、また、第2期中期目標・中期計画の業務実績評価を踏まえた「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」（文部科学大臣、平成27年6月8日）においても、「内部規則等を含めたガバナンスの点検・見直し」を求めた。

本学においても、これらの通知を受けて、学内規則の点検・見直しを実施したが、さらなるガバナンス体制の改善・充実に資するため、これらの作業結果を改めて精査し、学則等規則体系の見直しを行うものである。

**【見直しの主な内容】**

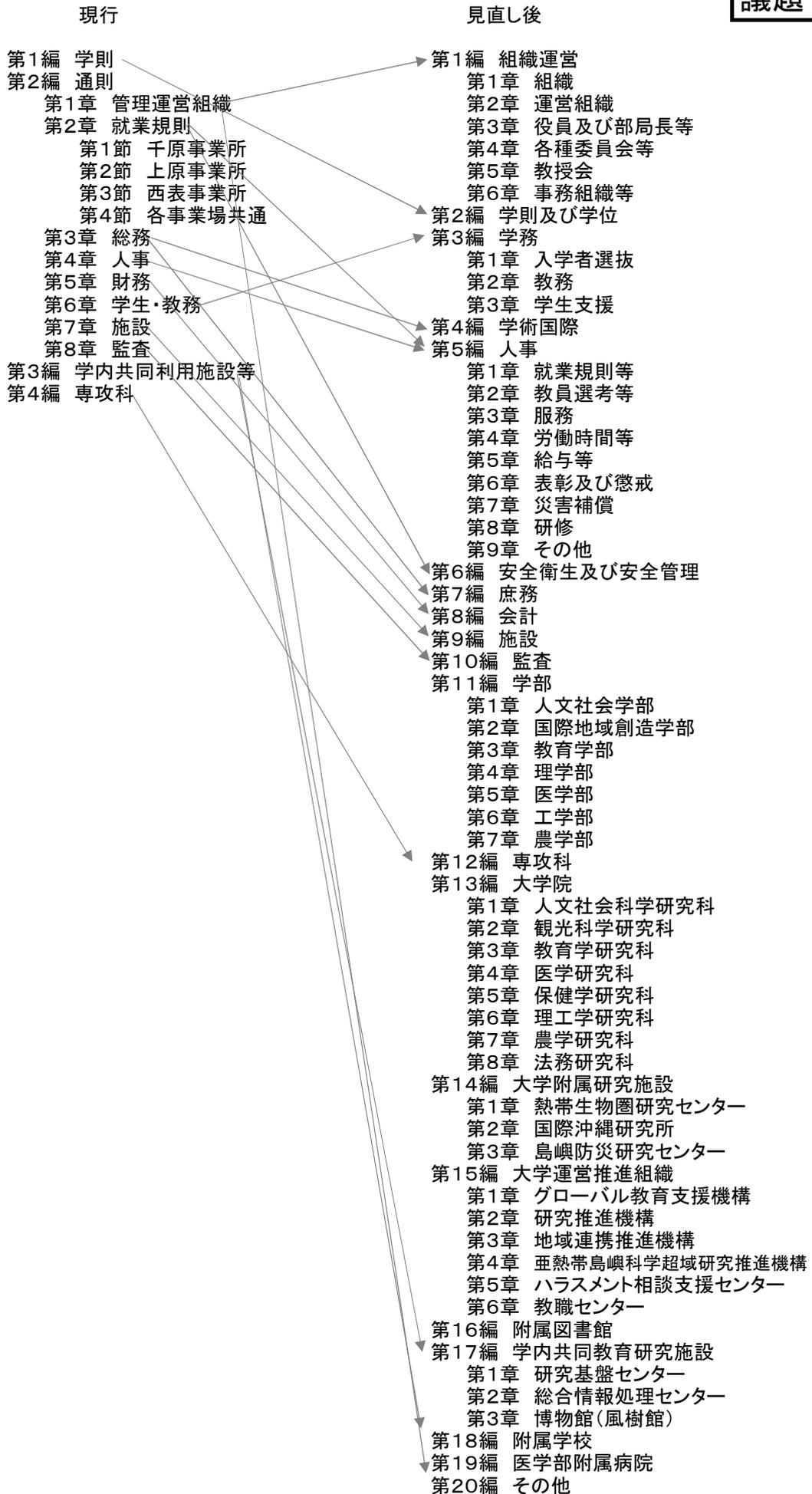
1. 規則体系の見直し・整理（P2 議題 1-2）  
→他大学の体系を参考にし、組織に関する規則等を体系の先頭に配置し、次に作用に関する規則等を配置していく形式で、見直し・整理を行う。
2. 見直し後の規則体系及び主な規則（P3～4 議題 1-3）  
→上述の規則体系の見直し・整理に基づき、現行の各規則等の分類・順番等を見直す。なお、資料については規則の数が膨大なため分類毎の主な規則を例示している。
3. 国立大学法人琉球大学組織規則（全部改正）（P5～14 議題 1-4）  
→学則及び大学院学則に規定している教育研究組織等や、設置根拠を当該会議規程等に規定している会議等について、これらを組織規則に規定する。
4. 琉球大学学則及び琉球大学大学院学則（一部改正）（P15～40 議題 1-5,6）  
→教育研究組織や大学運営推進組織等について、組織規則へ規定する。

**【今後のスケジュール】**

体系の見直し及び組織規則等改正後の関連規則等の施行を来年4月1日からとするため、今年度中に関連規則等の改正を実施する。

規則体系の見直し・整理(案)

議題 1 - 2



## 第1編 組織運営

## 第1章 組織

国立大学法人琉球大学組織規則 外1件

## 第2章 運営組織

国立大学法人琉球大学役員会規程 外24件

## 第3章 役員及び部局長等

国立大学法人琉球大学学長の選考等に関する規則 外14件

## 第4章 各種委員会等

琉球大学入学試験管理委員会規程 外34件

## 第5章 教授会

琉球大学教授会等通則 外1件

## 第6章 事務組織等

国立大学法人琉球大学事務組織規程 外2件

## 第2編 学則及び学位

琉球大学学則 外2件

## 第3編 学務

## 第1章 入学者選抜

琉球大学編入学規程 外4件

## 第2章 教務

琉球大学大学教育運営規則 外30件

## 第3章 学生支援

琉球大学における指導教員に関する規程 外35件

## 第4編 学術国際

国立大学法人琉球大学共同研究取扱規程 外29件

## 第5編 人事

## 第1章 就業規則等

国立大学法人琉球大学職員就業規則 外40件

## 第2章 教員選考等

国立大学法人琉球大学教員選考通則 外8件

## 第3章 服務

国立大学法人琉球大学役員の服務等に関する規則 外32件

## 第4章 労働時間等

国立大学法人琉球大学に勤務する職員の労働時間等に関する規程 外13件

## 第5章 給与等

国立大学法人琉球大学職員給与規程 外26件

## 第6章 表彰及び懲戒

国立大学法人琉球大学永年勤続者表彰規程 外7件

## 第7章 災害補償

国立大学法人琉球大学労働者災害補償規程 外2件

## 第8章 研修

琉球大学教員のサバティカル制度に関する規程

## 第9章 その他

琉球大学名誉教授称号授与規程 外5件

## 第6編 安全衛生及び安全管理

国立大学法人琉球大学安全衛生管理規程 外18件

## 第7編 庶務

琉球大学公印規程 外29件

## 第8編 会計

国立大学法人琉球大学会計規則 外55件

## 第9編 施設

国立大学法人琉球大学宿舍規程 外17件

## 第10編 監査

国立大学法人琉球大学監事監査規則 外3件

## 見直し後の規則体系及び主な規則(案)

※以下、規則等の記載省略

### 第11編 学部

- 第1章 人文社会学部
- 第2章 国際地域創造学部
- 第3章 教育学部
- 第4章 理学部
- 第5章 医学部
- 第6章 工学部
- 第7章 農学部

### 第12編 専攻科

### 第13編 大学院

- 第1章 人文社会科学研究科
- 第2章 観光科学研究科
- 第3章 教育学研究科
- 第4章 医学研究科
- 第5章 保健学研究科
- 第6章 理工学研究科
- 第7章 農学研究科
- 第8章 法務研究科

### 第14編 大学附属研究施設

- 第1章 熱帯生物圏研究センター
- 第2章 国際沖縄研究所
- 第3章 島嶼防災研究センター

### 第15編 大学運営推進組織

- 第1章 グローバル教育支援機構
- 第2章 研究推進機構
- 第3章 地域連携推進機構
- 第4章 亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構
- 第5章 ハラスメント相談支援センター
- 第6章 教職センター

### 第16編 附属図書館

### 第17編 学内共同教育研究施設

- 第1章 研究基盤センター
- 第2章 総合情報処理センター
- 第3章 博物館(風樹館)

### 第18編 附属学校

### 第19編 医学部附属病院

### 第20編 その他

## ○国立大学法人琉球大学組織規則（全部改正案）

〔平成 年 月 日〕  
〔全部改正〕

国立大学法人琉球大学組織規則（平成16年4月1日制定）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 役員及び職員（第3条－第9条）
- 第3章 運営組織等（第10条－第21条）
- 第4章 教育研究等組織（第22条－33条）
- 第5章 教授会等（第34条－第35条）
- 第6章 副学長及び教育研究等組織の長（第36条－50条）
- 第7章 事務組織（第51条）
- 第8章 雑則（第52条－第53条）

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及びその他の関係法令に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する琉球大学（以下「本学」という。）の組織について、必要な事項を定める。

（主たる事務所の所在地）

**第2条** 本法人の主たる事務所は、沖縄県中頭郡西原町字千原1番地に置く。

### 第2章 役員及び職員

（役員）

**第3条** 本法人に、法人法第10条の規定に基づき、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 5人以内
- (3) 監事 2人

（学長）

**第4条** 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

(理事)

**第5条** 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し必要な事項は、別に定める。

(監事)

**第6条** 監事は、本法人の業務を監査する。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

3 監事に関し必要な事項は、別に定める。

(副理事)

**第7条** 本法人に、学長の指示を受け、学長及び理事の職務を補佐する副理事を置くことができる。

2 副理事に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

**第8条** 本法人に、学長の指示する全学的な企画、立案等に参画し、かつ、必要な調査検討等を行う学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

**第9条** 本法人及び本学に、次の職員を置く。

- (1) 教員
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) 看護職員
- (5) 教務職員
- (6) 技能職員
- (7) 労務職員
- (8) その他の職員

2 前項第1号の教員とは、大学教員及び附属学校教員をいう。

3 前項の大学教員とは、大学の教授、准教授、講師、助教、助手をいい、附属学校教員とは、附属学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

4 第1項に規定する職員に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 運営組織等

(役員会)

**第10条** 本法人に、法人法第11条第2項各号に規定する事項を審議するため、学長及び理事で構成する役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

**第11条** 本法人に、法人法第20条の規定に基づき、本法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

**第12条** 本法人に、法人法第21条の規定に基づき、本法人の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

**第13条** 本法人に、法人法第12条第2項から第6項までの規定に基づき、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長等懇談会)

**第14条** 本法人に、本学の運営に関し必要な意見交換及び部局間調整等を行うため、部局長等懇談会を置く。

2 部局長等懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画経営戦略会議)

**第15条** 本法人に、全学的な経営戦略と大学運営に関する企画立案及び関係部局等との総合調整を行うため、企画経営戦略会議を置く。

2 企画経営戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(自己点検・評価会議)

**第16条** 本法人に、本法人の自己点検・評価活動を円滑に行うため、自己点検・評価会議を置く。

2 自己点検・評価会議に関し必要な事項は、別に定める。

(ダイバーシティ推進本部)

**第17条** 本法人に、本法人の基本理念と男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の趣旨に則り、ダイバーシティを推進するため、ダイバーシティ推進本部を置く。

2 ダイバーシティ推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

(広報戦略本部)

**第18条** 本法人に、本法人の広報活動を一元的かつ戦略的に行うため、広報戦略本部を置く。

2 広報戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

(国際戦略本部)

**第19条** 本法人に、本法人における国際連携及び国際交流を推進し、本法人の国際化を図るため、国際戦略本部を置く。

2 国際戦略本部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学評価 IR マネジメントセンター)

**第20条** 本法人に、本法人における自己点検・評価に関する企画及び調査研究並びに国立大学法人評価委員会が実施する評価及び認証評価機関が実施する第三者評価への対応を行うため、大学評価 IR マネジメントセンターを置く。

2 大学評価 IR マネジメントセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

**第21条** 本法人及び本学に、この規則に定めるもののほか、必要に応じて、委員会等を置くことができる。

2 前項の委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 教育研究等組織

(学部)

**第22条** 本学に、次の学部並びに学科及び課程を置く。

人文社会学部 国際法政学科，人文社会学科，琉球アジア文化学科

国際地域創造学部 国際地域創造学科

教育学部 学校教育教員養成課程

理学部 数理科学科，物質地球科学科，海洋自然科学科

医学部 医学科，保健学科

工学部 工学科

農学部 亜熱帯地域農学科，亜熱帯農林環境科学科，地域農業工学科，亜熱帯生物資源科学科

2 学部並びに学科及び課程に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

**第23条** 本学に、次の専攻科を置く。

特別支援教育特別専攻科

2 専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

**第24条** 本学に、大学院を置く。

2 大学院に次の研究科を置く。

人文社会科学研究科

観光科学研究科

教育学研究科

医学研究科

保健学研究科

理工学研究科

農学研究科

法務研究科

3 研究科に次の専攻を置く。

人文社会科学研究科

博士前期課程

総合社会システム専攻，人間科学専攻，国際言語文化専攻

博士後期課程

比較地域文化専攻

観光科学研究科

観光科学専攻

教育学研究科

修士課程

学校教育専攻，特別支援教育専攻，教科教育専攻

専門職学位課程

高度教職実践専攻

医学研究科

修士課程

医科学専攻

博士課程

医学専攻

保健学研究科

博士前期課程

保健学専攻

博士後期課程

保健学専攻

理工学研究科

博士前期課程

機械システム工学専攻，環境建設工学専攻，電気電子工学専攻，情報工学専攻，  
数理科学専攻，物質地球科学専攻，海洋自然科学専攻

博士後期課程

生産エネルギー工学専攻，総合知能工学専攻，海洋環境学専攻

農学研究科

亜熱帯農学専攻

法務研究科

法務専攻

4 大学院の研究科及び専攻に関し必要な事項は，別に定める。

(講座等)

**第25条** 第22条に掲げる学部並びに学科又は課程並びに第24条に掲げる大学院（以下「学部等」という。）に，講座，学科目又はこれに相当する教員組織（以下「講座等」という。）を置く。

2 学部等に置く講座等に関し必要な事項は，別に定める。

(大学附属の研究施設)

**第26条** 本学に、次の研究施設（以下「大学附属研究施設」という。）を置く。

熱帯生物圏研究センター，国際沖縄研究所，島嶼防災研究センター

2 大学附属研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用・共同研究拠点)

**第27条** 第25条に規定する大学附属研究施設のうち、次に掲げる研究施設は、学校教育法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点として学術研究の発展に資するものとする。

大学附属研究施設	共同利用・共同研究拠点
熱帯生物圏研究センター	熱帯生物圏における先端的環境生命科学共同研究拠点

2 共同利用・共同研究拠点に関し必要な事項は、別に定める。

(大学運営推進組織)

**第28条** 本学に、大学の重要事項を企画、推進又は支援するため、次の組織（以下「大学運営推進組織」という。）を置く。

グローバル教育支援機構，研究推進機構，地域連携推進機構，亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構，ハラスメント相談支援センター，教職センター

2 大学運営推進組織に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

**第29条** 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、医学部分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

**第30条** 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

研究基盤センター，総合情報処理センター，博物館（風樹館）

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

**第31条** 本学の教育学部に、次の附属学校を置く。

附属小学校，附属中学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

**第32条** 本学の医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

**第33条** 本学の次の学部に、附属の教育施設及び研究施設（以下「学部附属教育研究施設」という。）を置く。

教育学部 教育実践総合センター，発達支援教育実践センター

医学部 実験実習機器センター，動物実験施設

工学部 工作工場

農学部 亜熱帯フィールド科学教育研究センター

2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 教授会等

(教授会)

**第34条** 各学部，医学研究科及び熱帯生物圏研究センターに，教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会等)

**第35条** 各研究科に研究科委員会（医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。）を置く。

2 研究科委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 副学長及び教育研究等組織の長

(副学長)

**第36条** 本学に，学長を助け，命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことができる。

2 副学長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学部長)

**第37条** 学部に学部長を置き，当該学部の教授をもって充てる。

2 前項にかかわらず，医学部長にあつては大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。），医学部保健学科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。

3 学部長は，学部運営の責任者として，学部に関する校務を統括する。

4 学部長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

**第38条** 学部に副学部長を置くことができる。

2 副学部長は，学部長の指示を受け，学部長の職務を補佐する。

3 副学部長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学科長及び課程長並びにコース長)

**第39条** 国際地域創造学部，人文社会学部，理学部，医学部，工学部及び農学部の学科に学科長

を、教育学部の課程に課程長を置き、当該学科又は課程の教授をもって充てる。

ただし、医学科の学科長にあつては医学研究科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。

- 2 工学部工学科のコースにコース長を置き、当該コースを担当する教授をもって充てる。
- 3 学科長又は課程長は、学科又は課程の責任者として、学科又は課程に関する校務を統括する。
- 4 コース長は、コースの責任者として、コースの運営を統括する。
- 5 学科長及び課程長並びにコース長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学生指導主任)

**第40条** 学部に学生指導主任を置き、当該学部の教授又は准教授をもって充てる。

ただし、医学部にあつては医学研究科又は医学部保健学科の教授又は准教授をもって充てる。

- 2 学生指導主任は、学部の学生指導業務全般について、学部長を補佐する。
- 3 学生指導主任の選考その他必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

**第41条** 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長(医学研究科長を除く。)は、基礎となる学部の学部長をもって充てる。ただし、基礎となる学部が複数の場合、基礎となる学部の学部長が当該研究科担当の教授でない場合又は基礎となる学部がない場合においては、当該研究科担当の教授をもって充てる。
- 3 医学研究科長にあつては医学部長をもって充てる。ただし、医学部長が医学研究科の専任教授以外から選ばれた場合は、医学研究科の専任教授をもって充てる。
- 4 研究科長は、研究科運営の責任者として、研究科に関する校務を統括する。
- 5 第2項及び第3項のただし書きの規定による研究科長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

**第42条** 研究科に副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科長の指示を受け、研究科長の職務を補佐する。
- 3 副研究科長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(大学附属研究施設の長)

**第43条** 大学附属研究施設に長を置く。

- 2 大学附属研究施設の長は、大学附属研究施設の管理運営に関する業務を統括する。
- 3 大学附属研究施設の長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(大学運営推進組織の長)

**第44条** 大学運営推進組織に長を置く。

- 2 大学運営推進組織の長は、大学運営推進組織の管理運営に関する業務を統括する。
- 3 大学運営推進組織の長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(附属図書館長)

**第45条** 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 附属図書館長は、図書館の管理運営に関する業務を統括する。
- 3 附属図書館長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設の長)

**第46条** 学内共同教育研究施設に長を置く。

- 2 学内共同教育研究施設の長は、学内共同教育研究施設の管理運営に関する業務を統括する。
- 3 学内共同教育研究施設の長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(附属学校の校長)

**第47条** 附属学校に校長を置く。

- 2 校長は、附属学校に関する校務を統括する。
- 3 附属学校の校長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(附属病院長)

**第48条** 医学部附属病院に病院長を置き、医学部、医学研究科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。

- 2 附属病院長は、医療法第10条（昭和23年法律第205号）の規定に則った者とする。
- 3 附属病院長は、医学部附属病院の管理運営に関する業務を統括する。
- 4 附属病院長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設の長)

**第49条** 学部附属教育研究施設に長を置く。

- 2 学部附属教育研究施設の長は、学部附属教育研究施設の管理運営に関する業務を統括する。
- 3 学部附属教育研究施設の長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(教育研究等組織の長の補佐)

**第50条** 第4章に規定する教育研究等組織に、必要に応じ、当該組織の長を補佐するための職員を置くことができる。

- 2 教育研究等組織の長を補佐するための職員の選考その他必要な事項は、別に定める。

## 第7章 事務組織

(事務組織)

**第51条** 本法人の大学本部及び本学の学部等に、事務組織を置く。

- 2 事務組織に事務局長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。
- 3 事務局長は、本法人及び本学の事務を掌理する。
- 4 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

## 第8章 雑則

(雑則)

**第52条** この規則に定めるもののほか、本法人及び本学の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

**第53条** この規則の改廃は、教育研究評議会の審議と役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

琉球大学学則の一部改正に伴う新旧対照表 (案)

新					旧																								
<p><b>(改正理由)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則体系を整理するため、学則に規定している教育研究組織等について、国立大学法人琉球大学組織規則に規定するために所要の改正を行う。</li> <li>・上記に伴う条番号等の修正等を行う。</li> <li>・その他、軽微な文言の修正等を行う。</li> </ul>																													
<p><b>琉球大学学則</b></p> <p>第1章 総則 <u>(削る)</u></p> <p><b>第1条</b> (略)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><b>第3条</b> (略)</p> <p><b>第2章 学部、学科及び課程</b></p> <p>(学部、学科<u>及び</u>課程)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><b>第3章 収容定員</b></p> <p><u>(入学定員、編入学定員及び収容定員)</u></p> <p><b>第5条</b> 前条第1項の各学部<del>に置く</del>学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>第3年次特別編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					学部	学科	入学定員	第3年次特別編入学定員	収容定員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p><b>琉球大学学則</b></p> <p>第1章 総則 第1節 <u>目的</u></p> <p><b>第1条の1</b> (略)</p> <p><b>第1条の2</b> (略)</p> <p><b>第1条の3</b> (略)</p> <p>第2節 <u>組織</u></p> <p>(学部、学科、<u>課程及び</u>収容定員)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3</b> 第1項の各学部<del>に置く</del>学科又は課程の収容定員は、次の表のとおりとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>第3年次特別編入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>					学部	学科	入学定員	第3年次特別編入学定員	収容定員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
学部	学科	入学定員	第3年次特別編入学定員	収容定員																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									
学部	学科	入学定員	第3年次特別編入学定員	収容定員																									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																									

(削る)

(講座等)

**第2条の2** 前条の学部及び学科又は課程（以下「学部等」という。）に、講座又は学科目及びその他の教員組織（以下「講座等」という。）を置く。

2 学部等に置く講座等については、別に定める。

### 第3条 削除

(大学院)

**第3条の2** 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

**第3条の3** 本学に、専攻科を置く。

2 専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4条 削除

(学部附属の教育研究施設)

**第5条** 本学の次の学部に、附属の教育施設及び研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター，発達支援教育実践センター

医学部 実験実習機器センター，動物実験施設

工学部 工作工場

農学部 亜熱帯フィールド科学教育研究センター

2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

**第5条の2** 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。

研究基盤センター，総合情報処理センター，博物館（風樹館）

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(大学附属の研究施設)

**第5条の3** 本学に、次の研究施設を置く。

熱帯生物圏研究センター，国際沖縄研究所，島嶼防災研究センター

2 大学附属研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

**第5条の4** 本学の教育学部に、次の附属学校を置く。

附属小学校，附属中学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(附属病院)

**第5条の5** 本学の医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、医学部分館を置く。

3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 削除

第7条の2 削除

(共同利用・共同研究拠点)

第7条の3 第5条の3に規定する大学附属研究施設のうち、次に掲げる研究施設は、学校教育法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点として学術研究の発展に資するものとする。

大学附属研究施設	共同利用・共同研究拠点
熱帯生物圏研究センター	熱帯生物圏における 先端的環境生命科学共同研究拠点

(大学運営推進組織)

第7条の4 本学に、大学の重要事項を企画、推進又は支援するため、次の組織を置く。

グローバル教育支援機構、研究推進機構、地域連携推進機構、亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構、ダイバーシティ推進本部、大学評価IRマネジメントセンター、IT戦略室、ハラスメント相談支援センター、教職センター、広報戦略本部、国際戦略本部

2 大学運営推進組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第8条 本学に、次の職員を置く。

(1) 学長

(2) 教員

(3) 事務職員

(4) 技術職員

(5) 看護職員

(6) 教務職員

(7) 技能職員

(8) 労務職員

(9) その他の職員

- 2 前項の教員とは、大学教員及び附属学校教員をいう。
- 3 前項の大学教員とは、大学の教授、准教授、講師、助教、助手、特任教授、特任准教授及び特任講師をいい、附属学校教員とは、附属学校の副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(学部長)

- 第8条の2** 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。
- 2 前項にかかわらず、医学部長にあつては大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）、医学部保健学科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。
- 3 学部長は、学部運営の責任者として、学部に関する校務を統括する。
- 4 学部長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(副学部長)

- 第8条の3** 学部に副学部長を置くことができる。
- 2 副学部長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(学科長及び課程長並びにコース長)

- 第8条の4** 法文学部、観光産業科学部、理学部、医学部、工学部及び農学部の学科に学科長を、教育学部の課程に課程長を置き、当該学科又は課程の教授をもって充てる。ただし、医学科の学科長にあつては医学研究科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。
- 2 工学部工学科のコースにコース長を置き、当該コースを担当する教授をもって充てる。
- 3 学科長又は課程長は、学科又は課程の責任者として、学科又は課程に関する校務を統括する。
- 4 コース長は、コースの責任者として、コースの運営を統括する。
- 5 学科長及び課程長並びにコース長の選考その他必要な事項は、別に定める。

(学生指導主任)

- 第8条の5** 学部に学生指導主任を置き、当該学部の教授又は准教授をもって充てる。ただし、医学部にあつては医学研究科又は医学部保健学科の教授又は准教授をもって充てる。
- 2 学生指導主任は、学部の学生指導業務全般について、学部長を補佐する。
- 3 学生指導主任の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(附属図書館長)

- 第8条の6** 附属図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 2 附属図書館長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(附属病院長)

- 第8条の7** 医学部附属病院に病院長を置き、医学研究科、医学部保健学科又は医学部附属病院の教授をもって充てる。
- 2 附属病院長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(削る)

第4章 修業年限，在学期間，学年，学期及び休業日

第6条 (略)

第7条 第17条第1項の規定に該当する者の既修得単位が第57条第1項の科目等履修生として修得したものであるときは，各学部は当該単位数，その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し相当の期間を修業年限に通算することができる。ただし，通算する期間は，前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

第8条 学生は，修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし，第32条第1項，第33条第1項及び第2項，第34条第1項並びに第35条第1項の規定により入学した学生は，入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第5章 教育課程，履修方法等

(副学長)

第8条の8 本学に，学長を助け，命を受けて校務をつかさどる副学長を置くことができる。

2 副学長の選考その他必要な事項に関しては，別に定める。

(学長補佐)

第8条の9 本学に，学長の指示する全学的な企画，立案等に参画し，かつ，必要な調査検討等を行う学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐の選考その他必要な事項に関しては，別に定める。

#### 第4節 教授会

第9条 削除

第10条 削除

(教授会)

第11条 各学部，医学研究科及び熱帯生物圏研究センターに，教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は，別に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限，在学期間，学年，学期及び休業日

第12条 (略)

第12条の2 第17条の6第1項の規定に該当する者の既修得単位が第49条第1項の科目等履修生として修得したものであるときは，各学部は当該単位数，その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し相当の期間を修業年限に通算することができる。ただし，通算する期間は，前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

第13条 学生は，修業年限の2倍を超えて在学することができない。ただし，第29条第1項，第29条の2第1項及び第2項，第30条第1項並びに第31条第1項の規定により入学した学生は，入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第2節 教育課程及び履修方法等

第12条	(略)
第13条	(略)
第14条	(略)
第15条	(略)
第16条	(略)
第17条	(略)
2	(略)
3	前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、当該学部 教授会の議に基づき、第15条第1項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として取り扱うことができる。
第18条	(略)
第19条	(略)
第20条	(略)
第21条	(略)
第22条	(略)
第23条	(略)
第24条	(略)
第25条	(略)
第26条	(略)

第6章 入学、編入学、転入学、再入学、留学等

第27条	入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学については、学期の初めとすることができる。
第28条	(略)
第29条	(略)

第17条	(略)
第17条の2	(略)
第17条の3	(略)
第17条の4	(略)
第17条の5	(略)
第17条の6	(略)
2	(略)
3	前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、当該学部 教授会の議に基づき、第17条の4第1項及び前条第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を限度として、卒業の要件となる単位として取り扱うことができる。
第17条の7	(略)
第18条	(略)
第18条の2	(略)
第19条	(略)
第20条	(略)
第21条	(略)
第22条	(略)
第22条の2	(略)
第23条	(略)

第3節 入学、編入学、転入学、再入学及び留学等

第24条	入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。
第25条	(略)
第26条	(略)

**第30条** (略)

**第31条** (略)

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、第50条に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

**第32条** 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

**第33条** (略)

**第34条** (略)

**第35条** 次の各号の一に該当する者で、同一学科又は課程に再入学を志願する者があるときは、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第41条による退学者

(2) 第42条第5号、第6号、第7号及び第8号の規定により除籍された者  
2 (略)

**第36条** (略)

**第37条** (略)

**第38条** (略)

2 第15条の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

## 第7章 休学、復学、退学及び除籍

**第39条** (略)

2～4 (略)

5 第32条第1項、第33条第1項、同条第2項、第34条第1項及び第35条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。

6 休学期間は、第6条に規定する修業年限及び第8条に規定する在学期間に算入しない。

**第27条** (略)

**第28条** (略)

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。ただし、第44条の2に基づき入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

**第29条** 次の各号の一に該当する者で、編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、当該学部教授会の議を経て担当年次に入学を許可することができる。

(1)～(5) (略)

2 (略)

**第29条の2** (略)

**第30条** (略)

**第31条** 次の各号の一に該当する者で、同一学科又は課程に再入学を志願する者があるときは、学長は、当該学部教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第36条による退学者

(2) 第37条第5号、第6号、第7号及び第8号の規定により除籍された者  
2 (略)

**第32条** (略)

**第33条** (略)

**第33条の2** (略)

2 第17条の4の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

## 第4節 休学、復学、退学及び除籍

**第34条** (略)

2～4 (略)

5 第29条第1項、第29条の2第1項、同条第2項、第30条第1項及び第31条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。

6 休学期間は、第12条に規定する修業年限及び第13条に規定する在学期間に算入しない。

**第40条** (略)

**第41条** (略)

**第42条** 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が、これを除籍する。

(1)～(2) (略)

(3) **第39条**第4項及び第5項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4)～(7) (略)

(8) 卒業に要する最終学年を除く1学年の修得単位（第17条第3項により認定された単位は除く。以下この号において同じ。）が16単位未満の者。ただし、医学部医学科にあつては、第1年次の修得単位が16単位未満の者に限る。

### **第8章** 卒業及び学位

**第43条** 本学に**第6条**に規定する年限在学し、所定の教育課程を修了した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

**第44条** (略)

### **第9章** 教員の免許状授与の所要資格の取得

**第45条** (略)

### **第10章** 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

**第46条** (略)

**第47条** (略)

**第48条** (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、**第42条**第1号、第6号及び第7号の規定により除籍した場合は、未納の授業料を免除することができる。

**第49条** (略)

(削る)

**第50条** (略)

**第51条** (略)

**第35条** (略)

**第36条** (略)

**第37条** 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が、これを除籍する。

(1)～(2) (略)

(3) **第34条**第4項及び第5項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4)～(7) (略)

(8) 卒業に要する最終学年を除く1学年の修得単位（第17条の6第3項により認定された単位は除く。以下、この号において同じ。）が16単位未満の者。ただし、医学部医学科にあつては、第1年次の修得単位が16単位未満の者に限る。

### **第5節** 卒業及び学位

**第38条** 本学に**第12条**に規定する年限在学し、所定の教育課程を修了した者には、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

**第39条** (略)

### **第5節の2** 教員の免許状授与の所要資格の取得

**第39条の2** (略)

### **第6節** 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

**第40条** (略)

**第41条** (略)

**第42条** (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、**第37条**第1号、第6号及び第7号の規定により除籍した場合は、未納の授業料を免除することができる。

**第43条** (略)

**第44条** 削除

**第44条の2** (略)

**第45条** (略)

第52条 (略)  
第53条 (略)  
第54条 (略)  
2 (略)  
3 第1項の規定にかかわらず、第47条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。  
4 (略)

第11章 研究生，特別聴講学生，科目等履修生及び外国人学生

第55条 (略)  
第56条 (略)  
第57条 (略)

(削る)

第58条 (略)

第12章 公開講座

第59条 (略)

第13章 教員免許状更新講習

第60条 (略)

第14章 賞罰

第61条 (略)

第62条 (略)  
2 (略)

3 前項の停学の期間は、第8条に規定する在学期間に算入し、第6条に規定する修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、修業年限に算入することができる。

4～5 (略)

第15章 寄宿舎

第45条の2 (略)

第46条 (略)

第47条 (略)  
2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、第41条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

4 (略)

第7節 研究生，特別聴講学生，科目等履修生及び外国人学生

第48条 (略)

第48条の2 (略)

第49条 (略)

第50条 削除

第51条 (略)

第8節 公開講座

第52条 (略)

第9節 教員免許状更新講習

第52条の2 (略)

第10節 賞罰

第53条 (略)

第54条 (略)  
2 (略)

3 前項の停学の期間は、第13条に規定する在学期間に算入し、第12条に規定する修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、修業年限に算入することができる。

4～5 (略)

第11節 寄宿舎

第63条 (略)

第16章 雑則

第64条 (略)

附 則 (平成29年 月 日)  
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第45条第2項関係) (略)

第55条 (略)

第12節 雑則

第56条 (略)

別表 (第39条の2第2項関係) (略)

琉球大学大学院学則の一部改正に伴う新旧対照表 (案)

新	旧
<p><b>(改正理由)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則体系を整理するため、大学院学則に規定している教員組織等について、国立大学法人琉球大学組織規則に規定するために所要の改正を行う。</li> <li>・上記に伴う条番号等の修正等を行う。</li> <li>・その他、配列及び軽微な文言の修正等を行う。</li> </ul>	
<p><b>琉球大学大学院学則</b></p>	
<p>第1章 総則</p>	
第1条 (略)	第1条の1 (略)
第2条 (略)	第1条の2 (略)
第3条 (略)	第1条の3 (略)
第4条 (略)	第1条の4 (略)
<p>第2章 <u>研究科、課程及び専攻</u></p>	
第5条 (略)	第2条 (略)
第6条 (略)	第3条 (略)
第7条 (略)	第3条の2 (略)
第8条 (略)	第4条 (略)
<u>第8条</u> (削る)	2 前項に規定する研究科の専攻に講座を置くことができる。
<u>第8条</u> (削る)	3 研究科の専攻に置く講座については、別に定める。
第9条 (略)	第4条の2 (略)
<p>第3章 <u>収容定員</u></p>	
<p>(入学定員及び収容定員)</p>	
第10条 <u>第8条の各研究科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。</u>	第5条 <u>大学院の収容定員は、次の表のとおりとする。</u>
	<p>(新規)</p>
	<p>(収容定員)</p>

研究科	専攻	修士課程, 博士前期課程		博士課程, 博士後期課程		専門職 学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

研究科名	専攻名	修士課程, 博士前期課程		博士課程, 博士後期課程		専門職 学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	

### 第3章 教員組織

(教員組織)

**第6条** 大学院には、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

2 大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。

### 第4章 運営組織

(研究科長)

**第7条** 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長（医学研究科長を除く。）は、基礎となる学部の学部長（基礎となる学部が複数の場合は、当該研究科委員会で選考された者）をもって充てる。ただし、基礎となる学部の学部長が当該研究科担当の教授でない場合又は基礎となる学部がない場合においては、当該研究科担当の教授のうちから選ばれた者を充てる。

3 医学研究科長にあつては医学部長をもって充てる。ただし、医学部長が医学研究科専任教授以外から選ばれた場合は、医学研究科長は医学研究科教授会で選考された者を充てる。

(副研究科長)

**第7条の2** 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長の選考その他必要な事項に関しては、別に定める。

(研究科委員会等)

**第8条** 研究科に関する重要事項を審議するため、各研究科に研究科委員会（医学研究科にあつては教授会をもって充てる。以下「研究科委員会等」という。）を置く。

2 研究科委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(削る)

(削る)

(削る)

第4章 標準修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

第11条 (略)

第12条 (略)

(学年、学期及び休業日)

第13条 学年、学期及び休業日については、学則第9条から第11条までの規定を準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(大学院委員会)

第8条の2 大学院の運営等に関する事項を審議するため琉球大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）を置く。

2 大学院委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

第9条 学年、学期及び休業日については、学則第14条から第16条までの規定を準用する。

第6章 標準修業年限及び在学期間

第10条 (略)

第11条 (略)

(新規)

第7章 入学、休学、復学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定め

- る者を含む。)であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
2. 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
3. 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学(医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。)を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士(医学、歯学、獣医学又は薬学)の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育

における18年の課程（最終の課程は医学，歯学又は獣医学を履修する課程）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(8) 大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの

（入学志願手続）

**第14条** 大学院に入学を志願する者は，入学願書に所定の書類及び検定料を添えて，指定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選抜）

**第15条** 入学志願者に対しては，選抜を行い，研究科委員会等の議を経て，学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は，学力検査，出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法，時期等についてはその都度定める。

（入学手続及び入学許可）

**第16条** 合格の通知を受けた者は，所定の書類に入学料を添えて，指定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は，前項の入学手続を完了した者に，入学を許可する。ただし，入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については，入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

（博士後期課程への進学）

**第16条の2** 本学の博士前期課程を修了し，引き続き博士後期課程に進学を志願する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，研究科長が進学を許可する。

（再入学）

**第17条** 学長は，第23条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については，研究科委員会等の議を経て，相当年次に入学を許可することができる。

（転入学）

**第18条** 学長は，他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）の学生で転入学を志願する者については，欠員のある場合に限り，研究科委員会等の議を経て，相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は，現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

添付しなければならない。

(休学)

**第19条** 病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でない認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

**第20条** 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 修士課程及び博士前期課程   | 2年 |
| (2) 博士後期課程         | 3年 |
| (3) 医学研究科の博士課程     | 4年 |
| (4) 法務研究科の専門職学位課程  | 3年 |
| (5) 教育学研究科の専門職学位課程 | 2年 |

3 休学期間は、第11条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

**第21条** 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(転学)

**第22条** 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長に願い出、学長の許可を得なければならない。

(退学)

**第23条** 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

**第24条** 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第20条第2項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者
- (6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第5章 教育課程及び履修方法

第14条 (略)

第15条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 教育課程

第25条 (略)

第25条の2 (略)

2 (略)

3 前1項の規定にかかわらず、専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う。

4 (略)

(授業科目)

第25条の3 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第25条の4 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第28条の2により準用する学則第20条第3項各号に定める時間をもって一単位とする。

(履修方法)

第26条 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(教育方法の特例)

第26条の2 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条の3 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第10条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第11条に定める在学期間を

(削る)

超えることはできない。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第27条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、36単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものと見なすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第27条の2** 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で認めることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、前条第3項第1号の規定により修得した単位と合わせて30単位(同条第3項第1号の規定により30単位を超えてみならず単位を除く。)を超えない範囲で認めることができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、前条第3項第2号の規定により修得した単位と合わせて24単位を超えない範囲で認めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

**第27条の3** 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(削る)

(削る)

**第16条**

(略)

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第17条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、研究科委員会等の議を経て10単位を超えない範囲で認めすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、36単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、24単位を超えない範囲で当該研究科が認める単位を修得したものと見なすことができる。

4 第1項の履修期間は、在学期間に含まれる。

5 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

**第18条** 大学院は、各研究科の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第11条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めすることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第12条に定める在学期間を超えることはできない。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第19条** 研究科において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院(他の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、当該研究科において修得した単位以外のものについては、研究科委員会等の議を経て、前条の規定により修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で認めすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、法務研究科及び教育学研究科の専門職学位課程にあつては、次に掲げるとおりとする。

(1) 法務研究科にあつては、第17条第3項第1号の規定により修得した単位と合わせて30単位(同条第3項第1号の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で認めすることができる。

(2) 教育学研究科の専門職学位課程にあつては、第17条第3項第2号の規

**第27条の4**

(略)

(新規)

(新規)

(新規)

定により修得した単位と合わせて24単位を超えない範囲で認めることができる。

(授業科目)

**第20条** 大学院には、専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設するものとする。

2 研究科における授業科目及び単位数については、別に定める。

(新規)

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

**第21条** 大学院が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第26条により準用する学則第22条第3項各号に定める時間をもって一単位とする。

(新規)

(履修方法)

**第22条** 研究科における授業科目の履修方法については、別に定める。

(新規)

(教育方法の特例)

**第23条** 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(新規)

(成績評価基準等の明示等)

**第24条** 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(新規)

**第25条** (略)

**第26条** 大学院の各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第22条及び第23条の規定を準用する。

第6章 入学、転入学、再入学及び転学

(入学)

**第27条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと研究科において認めるときは、学期の初めとすることができる。

**第28条** (略)

(入学資格)

**第28条** 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのでき

(新規)

**第28条の2** 大学院の各授業科目の単位の計算基準、単位の授与及び授業科目の履修の認定については、学則第20条及び第21条の規定を準用する。

(新規)

(新規)

る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 医学研究科の博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学（医学、歯学、獣医学又は修業年限6年の薬学を履修する課程に限る。以下この項において同じ。）を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士（医学、歯学、獣医学又は薬学）の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学を履修する課程）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと大学院において認めた者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願手続)

第29条 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(新規)

(入学者の選抜)

第30条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、学長が合格者を決定する。

(新規)

2 前項の選抜は、学力検査、出身大学の調査書等を総合して行うものとする。

3 第1項の選抜の方法、時期等についてはその都度定める。

(入学手続及び入学許可)

第31条 合格の通知を受けた者は、所定の書類に入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(新規)

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。ただし、入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の未納にかかわらず入学を許可することができる。

(博士後期課程への進学)

第32条 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

(新規)

(転入学)

第33条 学長は、他の大学院（外国の大学院及び国際連合大学を含む。以下同じ。）の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(新規)

2 転入学を希望する者は、現に在学する大学院の研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第34条 学長は、第38条の規定による退学者で退学後2年以内に再入学を志願する者については、研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

(新規)

(転学)

第35条 他の大学院に転学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

(新規)

## 第7章 休学、復学、退学及び除籍

(新規)

(休学)

第36条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、休学願いに医師の診断書その他の理由書を添え、学長の許可を得て休学することができる。

(新規)

2 学長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て期間を定め、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

(3) 医学研究科の博士課程 4年

(4) 法務研究科の専門職学位課程 3年

(5) 教育学研究科の専門職学位課程 2年

5 休学期間は、第12条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第37条 休学期間が満了した者又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

(新規)

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を提出するものとする。

(退学)

**第38条** 大学院を退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

**第39条** 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 在学期間を超えた者

(3) 第36条第4項に規定する休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(5) 休学期間満了後、所定の手続きをしない者

(6) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は入学料の半額免除若しくは徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者

(7) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第8章 課程の修了要件及び学位の授与

**第40条** (略)

**第41条** (略)

**第42条** (略)

**第43条** (略)

2 第11条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

**第44条** (略)

**第45条** (略)

2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により本学法務研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学法務研究科が定める期間在学し

(新規)

(新規)

第9章 課程の修了要件、学位の授与及び教員免許状

**第29条** (略)

**第30条** (略)

**第31条** (略)

**第31条の2** (略)

2 第10条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程又は博士前期課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは、「修士課程又は博士前期課程における在学期間を含めて「3年」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

**第31条の3** (略)

**第31条の4** (略)

2 前項の在学期間に関しては、第27条の2第1項の規定により本学法務研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学法務研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学法務研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学法務研究科が定める期間在

たものとみなすことができる。

3～4 (略)

5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第17条及び第19条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第3項及び第17条第3項第1号の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）を超えないものとする。

#### 第46条 (略)

2 前項の在学期間に関しては、第19条第1項の規定により本学教育学研究科専門職学位課程（以下本項において「当該専門職学位課程」という。）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後に修得したものに限る。）を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したものと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 (略)

#### 第47条 (略)

### 第9章 教員の免許状授与の所要資格の取得

#### 第48条 (略)

第10章 検定料，入学料，授業料及び学修支援料

#### 第49条 (略)

2 検定料，入学料及び授業料の徴収方法，免除及び徴収猶予については，学則第47条から第49条まで，第50条及び第51条の規定を準用する。

3 第55条に定める法務学修生については，検定料及び入学料は徴収しない。

4～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず，本学教育学部附属小学校及び中学校の教員が，当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合，又は本学大学院の社会人特別選抜（現職高等学校教員等）により入学する場合は，授業料を徴収しない。ただし，第11条第1項に定める標準修業年限（第18条第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限）を超えて在学する場合は，その超えた期間の授業料を徴収する。

7～10 (略)

#### 第50条 (略)

学したものとみなすことができる。

3～4 (略)

5 第3項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は，第27条及び第27条の2の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第3項及び第27条第2項第3項第1号の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

#### 第31条の5 (略)

2 前項の在学期間に関しては，第27条の2第1項の規定により本学教育学研究科専門職学位課程（以下本項において「当該専門職学位課程」という。）に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該専門職学位課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 (略)

#### 第32条 (略)

(新規)

#### 第32条の2 (略)

第10章 検定料，入学料，授業料及び学修支援料

#### 第33条 (略)

2 検定料，入学料及び授業料の徴収方法，免除及び徴収猶予については，学則第41条から第43条まで，第44条の2及び第45条の規定を準用する。

3 第35条の5に定める法務学修生については，検定料及び入学料は徴収しない。

4～5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず，本学教育学部附属小学校及び中学校の教員が，当該校長の許可を得て教育学研究科に入学する場合，又は本学大学院の社会人特別選抜（現職高等学校教員等）により入学する場合は，授業料を徴収しない。ただし，第10条第1項に定める標準修業年限（第26条の3第1項により長期にわたる教育課程の履修を認められた場合にあつては同条第2項に規定する計画的な教育課程の修業年限）を超えて在学する場合は，その超えた期間の授業料を徴収する。

7～10 (略)

#### 第34条 (略)

2 (略)  
3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

4 (略)

第11章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，研究生，法務学修生及び外国人学生

第51条 (略)

第52条 (略)

第53条 (略)

第54条 (略)

第55条 (略)

第56条 (略)

第12章 賞罰

第57条 (略)

第58条 (略)

2 (略)

3 前項の停学の期間は、第12条に規定する在学期間に算入し、第11条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4～5 (略)

第13章 雑則

第59条 (略)

附 則 (平成29年 月 日)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 (略)  
3 第1項の規定にかかわらず、第33条第2項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を還付する。

4 (略)

第11章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，研究生，法務学修生及び外国人学生

第35条 (略)

第35条の2 (略)

第35条の3 (略)

第35条の4 (略)

第35条の5 (略)

第36条 (略)

第12章 賞罰

第37条 (略)

第38条 (略)

2 (略)

3 前項の停学の期間は、第11条に規定する在学期間に算入し、第10条に規定する標準修業年限には算入しないものとする。ただし、停学の期間が短期（1か月以下）の場合には、標準修業年限に算入することができる。

4～5 (略)

第13章 雑則

第39条 (略)

平成29年度第3回琉球大学経営協議会  
審議事項に係る学外委員からの意見等への回答

議題 1. 国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しについて

質問 1. 規則体系の見直し・整理は重要。但し、「部局長等懇談会と企画経営戦略会議の両方が必要なのか？」等の見直しは必要ではないか。検討をお願いしたい。【益戸委員】

(回答)

今回お諮りする学則等規則体系の見直しについては、既存の組織等の体系や配列の整理を主眼としたものですが、ご指摘をいただいた、個々の会議等の必要性については、今後改めて検討をしていきたいと思っております。

○給与法の改正に伴う対応について

1. 給与の改定について

- 【本給月額:平均0.2%引上げ】
- 【初任給調整手当上限額:100円引上げ】
- 【勤勉手当支給月数:0.10月引上げ】
- (実施時期:平成29年4月1日)

平成29年度人件費増額概算

	年間増加額				給与影響額 ① a~d	法定福利費 ② ①*15.397%	影響額合計 ③ ①+②
	本給支給額 a	時間外手当 b	初任給調整 手当 c	期末・勤勉 手当 d			
総 計	12,676,506	1,258,814	184,949	79,932,507	94,052,776	14,481,306	108,534,082
うち病院人件費	4,533,744	740,570	24,325	21,067,167	26,365,806	4,059,543	30,425,349

- ※ 病院予算による負担は、定員内の病院運営費のうち医療職本給表適用者の人件費及び定員外職員の人件費である。
- ※ 初任給調整手当とは、医師又は歯科医師免許を有する教員に支給される手当で、その額は採用日からの経過年数に応じて逡減する。(上限額:50,600円→50,700円)
- ※ 期末・勤勉手当の増加額には、本給月額の引上げによる期末手当及び勤勉手当の基礎額増加に伴うものと、12月期の勤勉手当支給月数の引上げに伴うものが含まれる。

2. 若年層の給与の調整

- 【平成30年4月1日において37歳に満たない職員を対象とし、平成27年1月の昇給抑制の状況を考慮して、1号数上位の号数に調整】
- (実施時期:平成30年4月1日)

号数調整に係る増額概算

	年間増加額			給与影響額 ① a~d	法定福利費 ② ①*15.397%	影響額合計 ③ ①+②
	本給支給額 a	時間外手当 b	期末・勤勉 手当 d			
総 計	9,531,600	1,378,742	3,664,078	14,574,420	2,244,023	16,818,443
うち病院人件費	5,577,600	934,715	2,126,731	8,639,046	1,330,154	9,969,200

- ※ 病院予算による負担は、定員内の病院運営費のうち医療職本給表適用者の人件費及び定員外職員の人件費である。
- ※ 55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額支給措置及び本給表水準の引下げの際の経過措置が平成30年3月31日をもって廃止となることに伴う人件費の減額が1,300万円程度見込まれる(注)。  
(注) 55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止に伴う人件費増:2,300万円  
本給表水準の引下げの際の経過措置の廃止に伴う人件費減:3,600万円

○退職手当法の改正に伴う対応について

1. 平成30年1月1日からの退職手当額の引下げ

- 【平成30年1月1日から、退職手当額を平均78万円程度引下げる。】
- 現在の退職手当額は、官民均衡を図るために導入されている「調整率」を乗じて算出されている。
- 今回の改正により、「調整率」を現行の『100分の87』から『100分の83.7』に改定する。

(参考) 勤続35年以上定年退職の教授で約100万円、事務系職員で約70万円の減額となる。

## 平成29年度支出予算の執行について(案)

## ● 予算執行状況

(単位：千円)

支出予算	当初予算(a)	執行見込額(b)	過不足額 (a)-(b)	備考
<b>人件費</b>	<b>19,803,046</b>	<b>19,767,516</b>	<b>35,530</b>	
常勤分	13,829,179	13,806,346	22,833	採用の遅れ等（H29人勤に伴う給与改定は考慮していない）
非常勤分	5,015,809	5,003,112	12,697	短時間再雇用職員等の減
退職手当	958,058	958,058	0	
<b>物件費</b>	<b>13,614,908</b>	<b>13,528,873</b>	<b>86,035</b>	
部局等配分経費	13,037,256	13,027,021	10,235	H28執行超過引揚分 等
特別経費(物件費分)	124,652	124,652	0	
戦略的配分経費	393,000	377,200	15,800	機能強化促進補助金交付による組替
予備費	60,000	0	60,000	給与改定への対応を想定
<b>交付金対象支出計</b>	<b>33,417,954</b>	<b>33,296,389</b>	<b>121,565</b>	

## ● 過不足額の執行について

(単位：千円)

事項名	金額	事業内容
1 人件費増分（人事院勧告対応）	78,109	人事院勧告影響見込み（病院以外）
2 広報経費（UI開発経費）	12,960	
3 環境整備費	30,496	本部棟トイレ改修、 執行状況を踏まえた修繕費等補填 他
合計	121,565	

## 平成30年度予算編成方針の方向性について（案）

## ● 基本的な方向性

第3期中期目標・中期計画期間の3年目を迎えるにあたり、琉球大学の目指すビジョンの達成をより確実なものとするため、以下の3つの観点から予算編成を行う。

## 1. 戦略性を持った予算編成

学長のリーダーシップのもと、第3期中期目標・中期計画の着実な達成を果たす戦略のコアとして提示された「琉大共創プラン」に示す施策を推進するための経費の確保を検討。

また、部局の枠を超えた全学的な視点から教育研究等の一層の強化を図るための経費の確保を検討。

## 2. 予算編成プロセスの可視化

これまで、予算編成の実態は、その具体的な過程が見えにくく、どのように予算が決まったのかが分かりにくいものであった。平成30年度予算編成においては、運営費交付金等予算額から、各予算の算出プロセスを可視化することで、各事業経費の内容を検討。

## 3. 自己収入の拡充

自立的な財政運営を行う財政基盤の強化に向けて、学生納付金の安定的な確保、外部資金の積極的な確保に加えて、資産の有効活用等あらゆる収入の可能性・方法の検討。

## ● 年度計画予算における検討事項

1. 戦略的重点配分経費の見直し（戦略的地域連携推進経費（仮）の追加等）
2. 学長特別政策経費の見直し（全学的課題対応経費への組替え含む）
3. 全学的課題対応経費の検討
4. 上記1～3を踏まえた予算の各項目及び予算編成プロセスの可視化

## ● 今後の予定

- ・ 予算編成方針（案）審議（12/12 企画経営戦略会議、15 経営協議会、20 役員会）
  - ・ 収入予算・支出予算積算（1月頃）
  - ・ 年度計画予算（案）作成（2月頃）
  - ・ 年度計画予算（案）審議（3/13 企画経営戦略会議、16 経営協議会、28 役員会）
- } 必要に応じて役員等 MTG で意見交換

# 平成30年度予算編成方針（案）

平成30年 月 日  
学長 決定

## 1. 背景

### (1) 国立大学法人を取り巻く状況

- 国は、中期財政計画(平成25年8月8日閣議了解)により、平成32年度までの基礎的財政収支(プライマリー・バランス、以下PBという。)の黒字化を目指している。この達成に向け「経済財政運営と改革の基本方針2017(いわゆる「骨太の方針2017」、平成29年6月9日閣議決定)」を策定し、計画の中間時点である平成30年度においても、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革という「3つの改革」を確実に進めることとされている。このため、経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、歳出面では社会保障費の抑制等に加え、「公共サービスの産業化」・「インセンティブ改革」・「公共サービスのイノベーション」といった方針に基づき、パラダイムシフトやエビデンスに基づくPDCAの徹底などによる歳出改革を断行するため、政策効果の乏しい歳出は徹底して削減し、高い政策効果が見込まれる施策に重点化したメリハリある予算を編成することとされた。
- 平成30年度概算要求においても、義務的経費を除く経費(「裁量的経費」)については1割を削減し、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「骨太の方針2017」及び「未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)」等を踏まえた諸課題への対応として「新しい日本のための優先課題推進枠」を設定し、削減後の裁量的経費の30%の範囲内で要望できる仕組みとなっている。
- 社会の活力や持続性を確かなものとする礎として、高度人材の育成機能の強化や科学技術イノベーションの創出を通じ経済社会の課題解決や学問の進展への積極的な貢献を果たせるよう、機能強化に向けた大学改革の推進が強く求められている国立大学であるが、その運営費交付金については、1割削減の対象経費とされている「裁量的経費」であり、引き続き厳しい状況にある。また、文部科学省による各大学の強み・特色を活かした機能強化の方向性に応じた取組構想を支援するための経費は「新しい日本のための優先課題推進枠」での要望事項となっており、その措置について現時点では不明である。なお、文部科学省では、選定した取組構想は基本的に中期目標期間を通じた支援を行うが、戦略の進捗状況に基づきメリハリある重点支援を行うこととしている。
- コスト意識の希薄な事業運営や分散型の組織マネジメントによる経費配分を行っている、社会からの期待に応え、その役割を十分に果たすことはできないとして、文部科学省は、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築する

大学に運営費交付金を重点配分することとしている。本学が「国立大学改革プラン」で「第3期に目指す国立大学の在り方」として示された「各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な『競争力』を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学」となるために必要となる取組を進め、文部科学省の重点支援を獲得しつつ成長を続けるには、第3期中期目標期間を通じて、様々な社会ニーズと正面から向き合いながら、学長のリーダーシップの下で戦略的な経営を強化し、全学的視点からの資源配分を進め本学の強み・特色を生かした機能強化を一層推進していく必要がある。

## (2) 決算から見た本学の状況 (損益計算書から。使途目的に応じて分類されており、予算配分額とは異なる。)

平成28年度決算をもとに本学の直近6年間の財務状況を見ると

- 学生当教育経費は、対前年度比で減少しており(H27 222千円 → H28 212千円)、平成25年度までは増加していたが、平成26年度以降は減少傾向となっている(H23 213千円 → H25 243千円 → H28 212千円)。
- 業務費に対する教育経費比率は、診療経費の増加により対前年度比で低下しており(H27 5.0% → H28 4.8%)、H23年度以降から概ね低下傾向となっているものの(H23 5.6% → H28 4.8%)、診療経費を除いた比率は概ね横ばいとなっている(H23 10.1% → H28 10.2%)。
- 教員当研究経費は、対前年度比で減少しており(H27 2,068千円 → H28 1,815千円)、平成26年度までは増加していたが、平成27年度以降から減少傾向となっている(H23 2,141千円 → H26 2,234千円 → H28 1,815千円)。
- 業務費に対する研究経費比率は、前年度比で低下しており(H27 5.0% → H28 4.4%)、平成26年度までは概ね横ばいとなっていたが、平成27年度からは低下傾向となっている(H23 5.7% → H26 5.5% → H28 4.4%)。
- 業務費に対する人件費比率は、H23年度以降から概ね横ばいとなっているものの(H23 57.4% → H26 54.4% → H28 54.4%)、執行額は増加傾向となっている(H23 18,294百万円 → H28 19,649百万円)。
- 外部資金比率は、受託研究等の受入増に伴い対前年度比で上昇しており(H27 4.7% → H28 5.0%)、H23年度以降から概ね上昇傾向となっている(H23 3.6% → H28 5.0%)。

このように、本学の財務指標は一部改善が進んでいるものの、人件費比率が同規模大学(51.5%)に比較し依然高く、教育研究等に係る支出が圧迫される脆弱な状況にある。平成29年度においても人件費は増加傾向にあり、また、平成29年人事院勧告を受けた給与改定への対応により、人件費は更に増大する見込みである。

第3期中期目標期間において、本学が改革を進めつつ安定的な経営状況を維持するためには、外部資金の獲得など財源確保を図りつつ、人件費総額の抑制に向けた取組を着実に

実施しなければならない。

## 2. 基本方針

「1(1) 国立大学法人を取巻く状況」にも記述したとおり、国立大学法人運営費交付金の全体像がどのようになるかは不透明な状況ではあるが、現時点においては以下のような基本方針とする。なお、政府予算案の決定状況によっては一律1割削減にも対応できるよう検討を行うこととする。

### (1) 収入について

- ・ 自立的な財政運営を行う財政基盤の強化に向け、学生納付金収入の安定的な確保、科学研究費助成事業・寄附金及びその他の外部資金や病院収入等による自己収入の増加に向けた取り組みを進める。

### (2) 支出について

- ・ 教育経費及び研究経費については、質の維持向上に配慮しつつ配分の重点化を進める。
- ・ 人件費については、所要額を確保する一方、各種事業に必要な経費への圧迫要因となっており、その抑制に向けた取組を着実に反映させる。
- ・ 合理化や効率化の可能な経費については、引き続き削減努力を行う。

また、必要に応じ、年度内に補正予算を組み、予算を効率的に活用するとともに剰余金が発生しないよう柔軟に対応するものとする。

## 3. 具体の方針

### (1) 収入について

#### ① 自己収入の確保

学生定員の未充足解消及び休学・退学者への適切な対応による授業料収入の確保や、志願者数の増加による検定料収入や病院収入等による自己収入の増加に向けて取り組む。

#### ② 外部資金の確保

科学研究費助成事業・寄附金及びその他の受託事業等外部資金の積極的な獲得に向けて取り組む。

#### ③ その他収入の拡大

資産の有効活用等あらゆる収入の可能性・方法を検討し、積極的な財源確保に取り組む。

む。

## **(2) 支出について**

### **① 教育研究経費の確保**

教育経費及び研究経費について、同系・同規模の国立大学法人の状況を参考にしつつ、全学的対応経費の確保を優先的に行った上で、厳しい財政事情を考慮しつつ確保に努める。

### **② 学生支援の充実**

就職支援や学生のメンタルヘルス及び授業料免除といった生活環境の充実に資する取り組みに要する経費を確保する。

### **③ 戦略的に配分する経費の確保**

第3期中期目標・中期計画を着実に推進し、教育、研究、地域連携及び診療活動のさらなる活性化と発展に向け取り組むため、次の戦略的経費を確保する。

#### **ア 戦略的重点配分経費**

本学の強み・特色を発揮し、学長のリーダーシップの下、本学のビジョンに基づいた改革の迅速な実現のため、その達成に不可欠な事業に必要となる経費を確保する。

#### **イ 学長特別政策経費**

学長のリーダーシップの下、「琉大共創プラン」(平成28年11月28日)で示された施策を推進するための経費を確保する。

### **④ 全学的対応経費の確保**

(これまでの電子ジャーナル等全学的な視点から大学運営に必要となる経費の他、上記3.(2)③イの学長特別政策経費について、本項目で記載すべきものについてここに整理している。)

部局の枠を超えた全学的な視点から大学運営に必要となる経費(電子ジャーナル、情報セキュリティ経費等)を確保する。

### **⑤ 人件費について**

人件費の抑制が、大学の使命である教育、研究、地域連携及び診療の各分野に支障をきたさないよう配慮しつつ、厳しい財政状況を勘案し、年俸制など多様な給与体系の導入や人材の適正な配置を踏まえた予算配分を講じる。

なお、人件費の増大により、教育研究の基盤となる施設・設備の修繕費や、大学改革のために必要な経費等、真に必要な経費の確保が危ぶまれる場合は、他の事業費より所要額を削減して対応するが、そのような事態を招かないよう人件費の抑制に向けた取組を着実に実施する。

### **⑥ 管理的経費の圧縮**

国からの本学へ措置される基盤的な経費である基幹運営費交付金は、第3期中期目標期間から機能強化促進係数(本学では▲1.1%、約▲83百万円)が適用されている。引き続

き基幹運営費交付金が削減されることを踏まえ、一般管理的経費については、無駄の排除や業務の見直し等による合理化を推進することとし、機能強化促進係数を考慮の上、削減して配分する。

### **(3) その他の配分方策について**

#### **① 支出超過の取り扱いについて**

部局予算については、会計規則等に則った適切な執行はもとより、年度計画等に基づいた適正な執行管理のもと教育研究等へ資源配分がなされるべきであり、執行管理を怠った場合、教育研究等に及ぼす影響は大きい。このことから、平成 29 年度において、結果的に支出予算超過が生じた場合は、平成 30 年度の各予算単位への配分予算より減ずる措置を講じるとともに、適正な執行管理を怠ったと認められる予算単位については、減額分に更に一定率を上乗せして減額する。

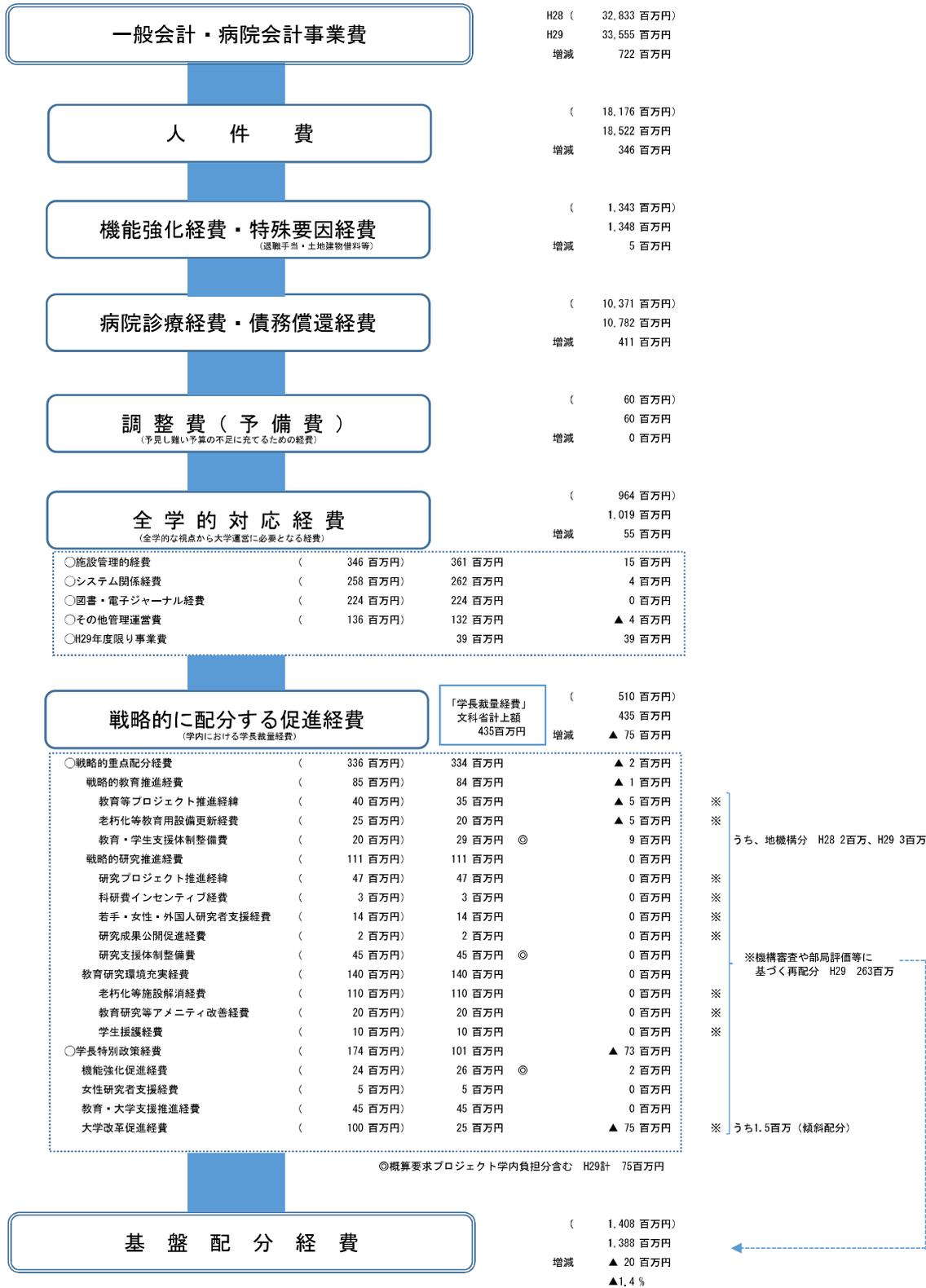
#### **② 予算の傾斜配分について**

本学が社会の期待に応えつつ発展を続けていくため、「国立大学法人琉球大学における予算傾斜配分取扱要項（平成 27 年 10 月 21 日制定）」に基づき、各予算単位の取組の成果を評価し、その結果に基づく傾斜配分により、中期計画の着実な推進を図る。

### **(4) 今後の国の予算編成動向への対応について**

「平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成 29 年 7 月 20 日閣議了解）にあるとおり、今後の国の予算編成過程を通じて、経費間の優先順位の選択や既存のあらゆる予算措置のゼロベースでの見直しにより、府省毎の構成比率に変動がでることも十分想定され、運営費交付金も厳しい査定を受けることもあり得る。その場合は、事業費より所要額を削減し、真に必要な経費を確保する。

# 予算編成プロセスについて (H29-H28比較)



※当初予算編成ベース ※項目ごとに四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

# 予算編成プロセスについて (H30-H29比較) 案



※当初予算積算ベース ※項目ごとに四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

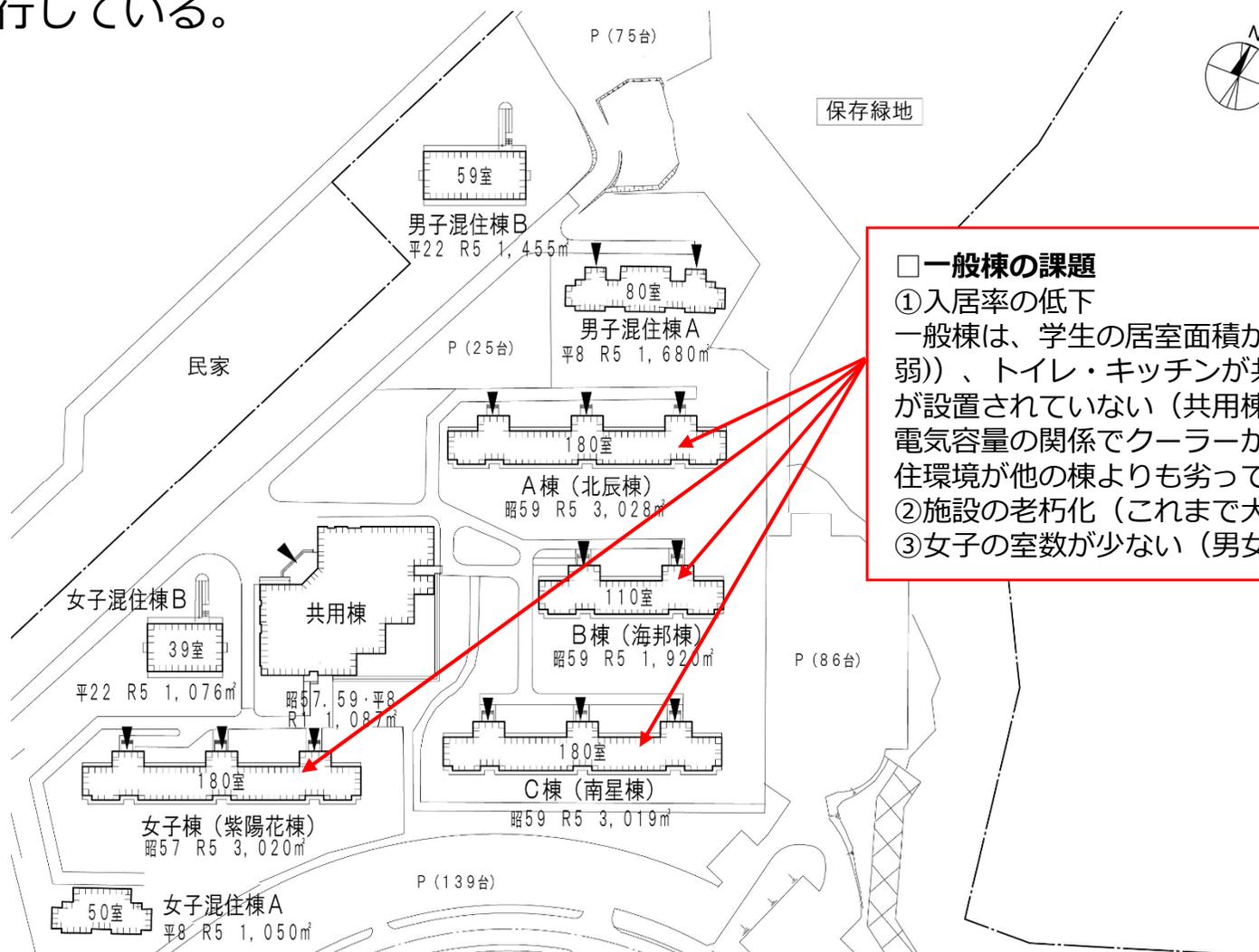
# 千原学生寮、国際交流会館の改修 及び新営の概要について

**経営協議会**

平成29年12月15日

# 1. 千原寮の現状

- 千原寮は、一般棟（築33～35年、男子3棟、女子1棟）、混住型棟（築21年、男子1棟、女子1棟）、新混住型棟（築7年、男子1棟、女子1棟）を配置している。
- これまでは部分的な改修にとどまり、経年劣化等による建物・住環境の悪化が進行している。

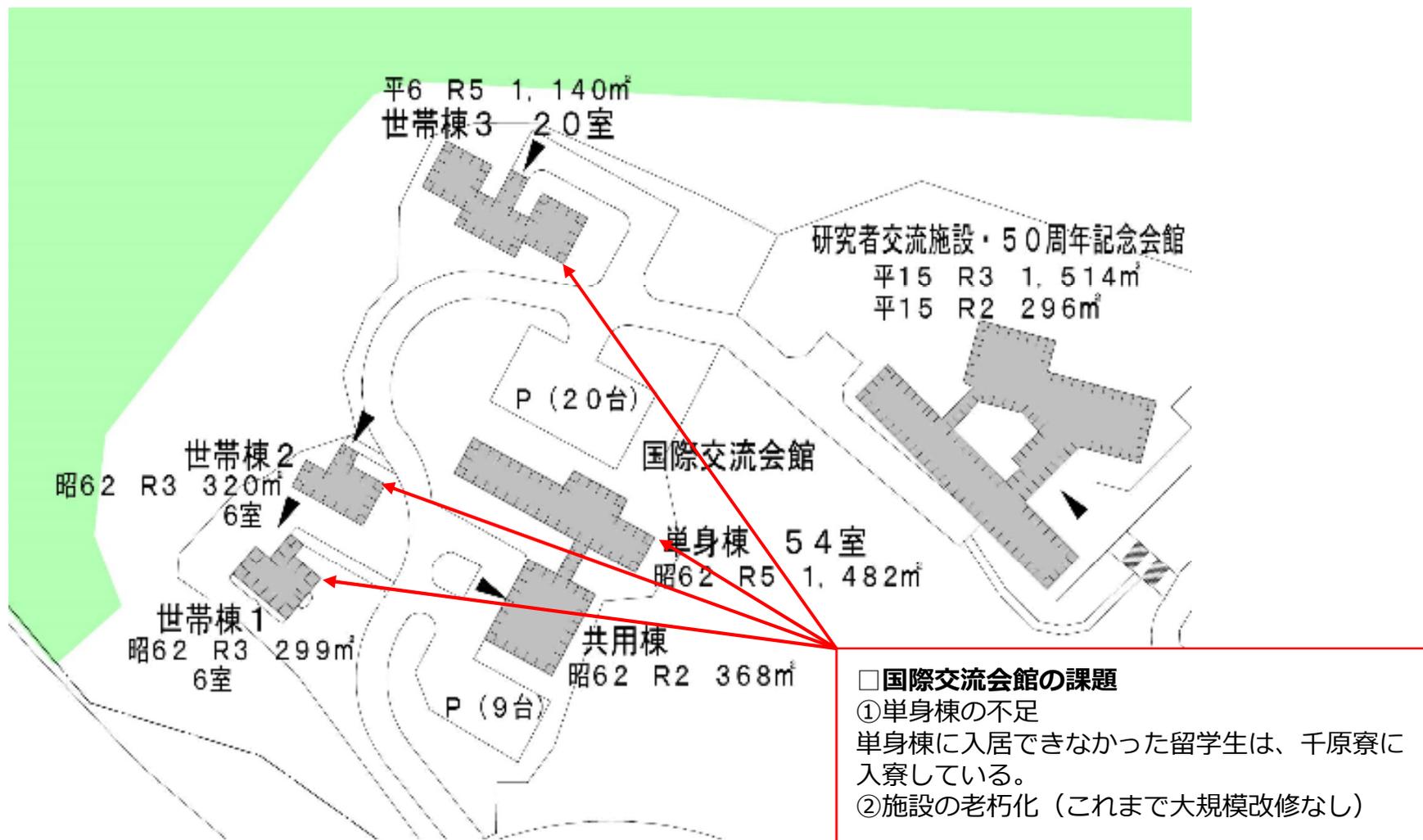


## □一般棟の課題

- ①入居率の低下  
一般棟は、学生の居室面積が狭く（9㎡(6畳弱)）、トイレ・キッチンが共用、シャワー室が設置されていない（共用棟の浴室を使用）、電気容量の関係でクーラーが設置できないなど住環境が他の棟よりも劣っている。
- ②施設の老朽化（これまで大規模改修なし）
- ③女子の室数が少ない（男女の割合7：3）

## 2. 国際交流会館の現状

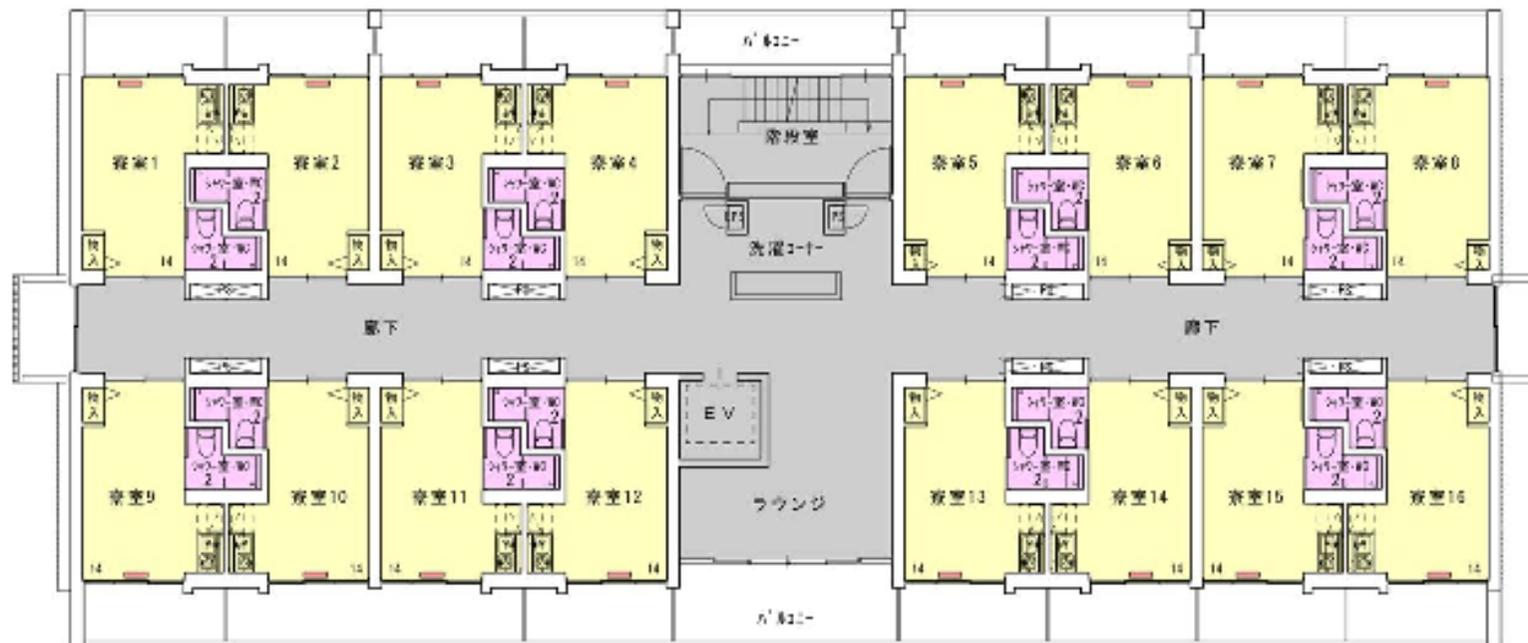
- 国際交流会館は、外国人留学生及び外国人研究者用に5棟（築23～30年）の施設がある。
- これまでは部分的な改修にとどまり、経年劣化等による建物・住環境の悪化が進行している。



### 3. グローバル新棟の新営

#### 新営のポイント

- 7階建ての新棟(男子1棟、女子1棟 (計224室)) を整備する。
- 千原寮の改修に伴い減少した居室数を補う。(154室減少)
- 外国人留学生の居室数を増加させる。(留学生+女子→70室増加)
- 日本人学生の子女子学生の居室数を増やし、寮の居住数の男女比のアンバランスを解消する。(全学生数と同様に6 : 4)



新男子宿・女子棟平面図 (案) S=1/200

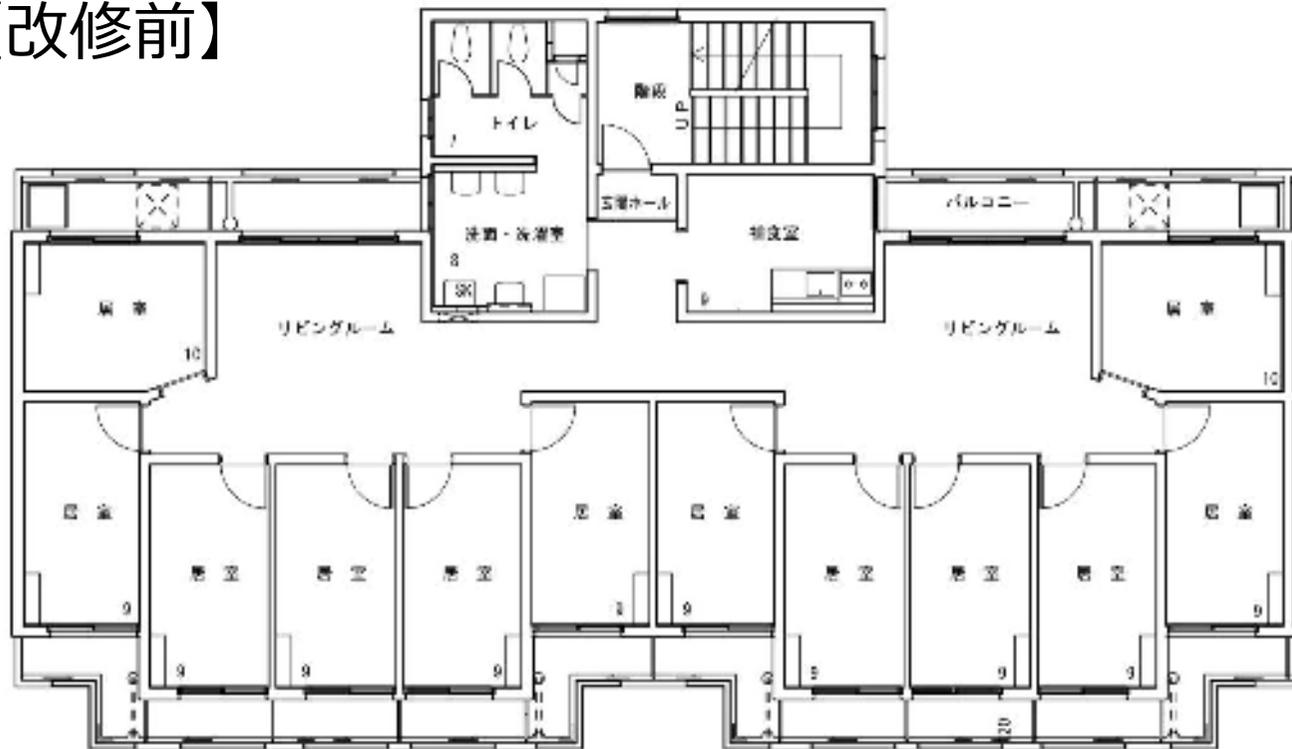
Dタイプ

## 4. 一般棟の改修

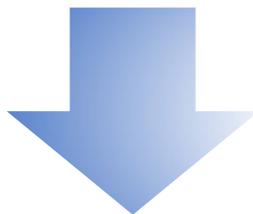
### ① 4階～5階の改修のポイント

- 一般棟全てにおいて、4・5階部分は3室を2室として、より広い居住空間を確保する。(9㎡→13㎡)
- 居室・共用部分全面改修(トイレ、シャワーを各室に設置する)
- 各居室にエアコン、無線LANを設置する。

### 【改修前】



4～5階平面図 s=1/200



【改修後】



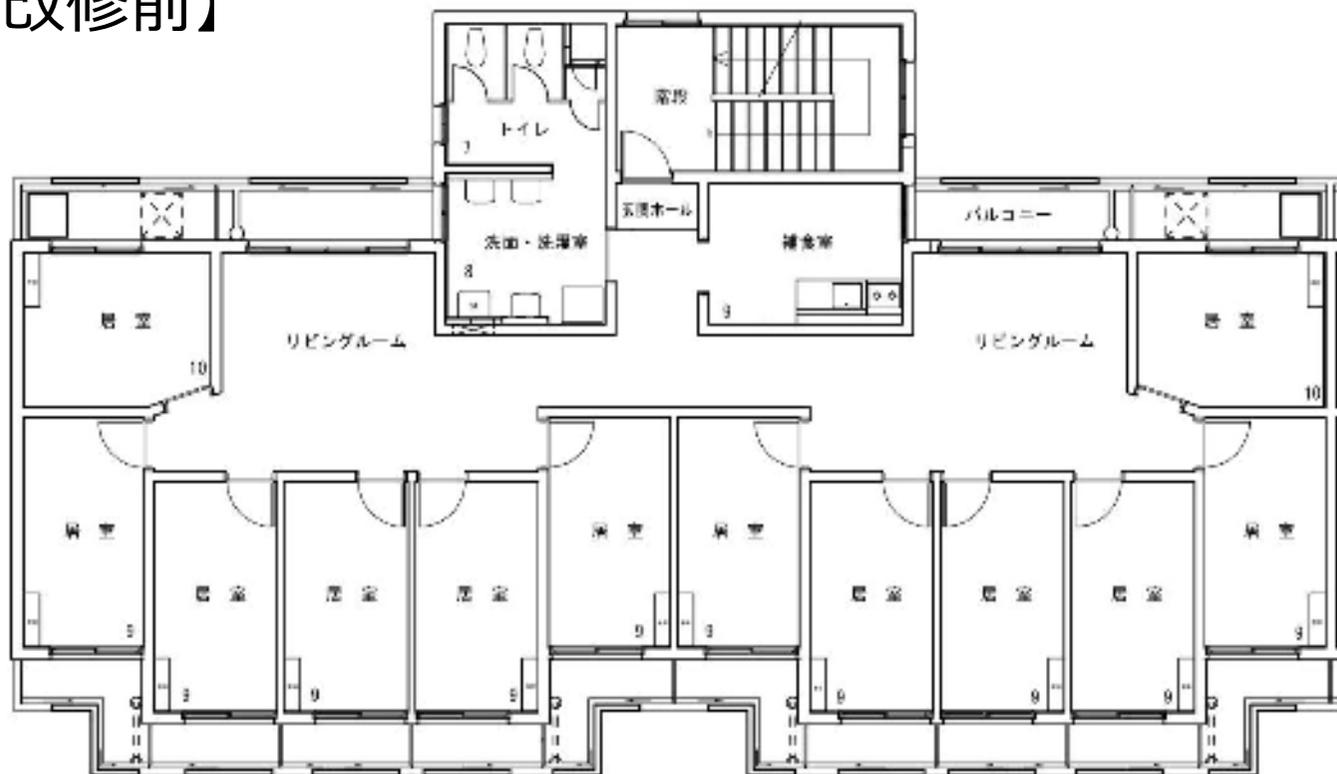
4 ~ 5 階平面図 s=1/200

【3室を2室に改修】Bタイプ

## ② 1階～3階の改修のポイント

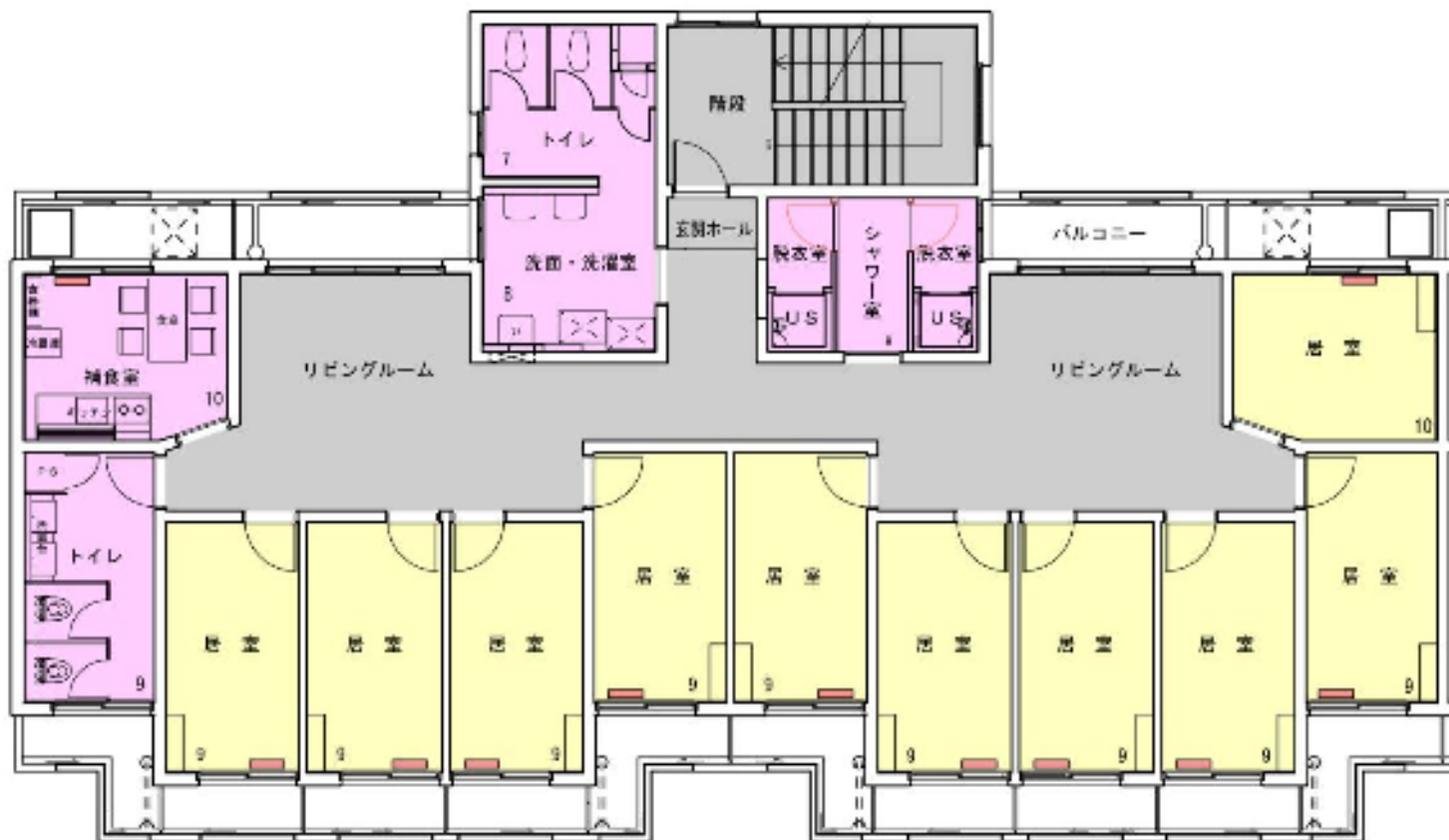
- 居室・共用部分全面改修（シャワー室新設及びトイレ増設）
- 寄宿料を低く設定したルームシェアタイプとする。
- 各居室にエアコン、無線LANを設置する。

### 【改修前】



1～3階平面図 S=1/200

【改修後】



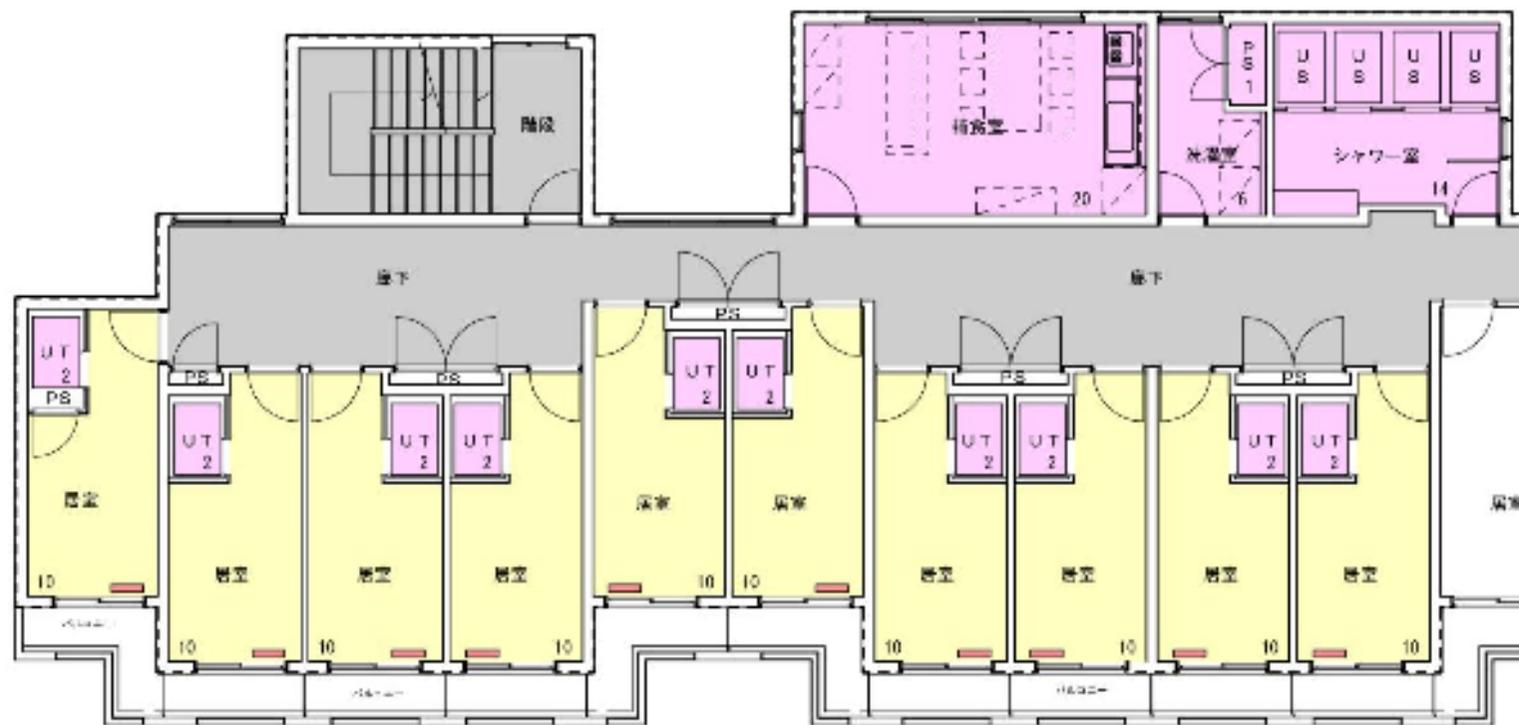
1 ~ 3 階平面図 S=1/200

【機能改修】Aタイプ

## 5. 混住型棟の改修

### 混住型棟改修のポイント

- 居室・共有部分の全面改修（居室の配置は従来通り）
- 各居室にエアコン、無線LANを設置する。



男子混住棟A平面図 S=1/200

Cタイプ

## 6. 新混住型棟の改修

### 新混住型棟改修のポイント

- 内装改修なし。
- 各個室にエアコン、無線LANを設置する。

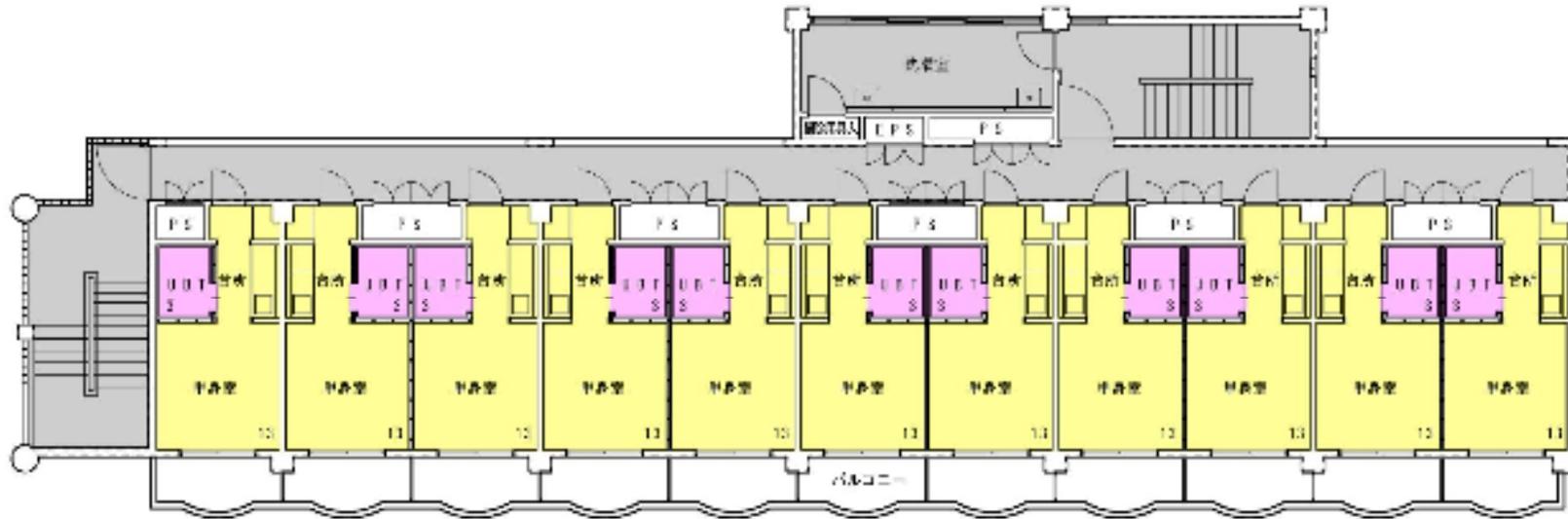


男子混住棟A平面図 S=1/200  
Dタイプ

## 7. 国際交流会館の改修

### 改修のポイント

- 居室・共有部分の全面改修（居室の配置は従来通り）



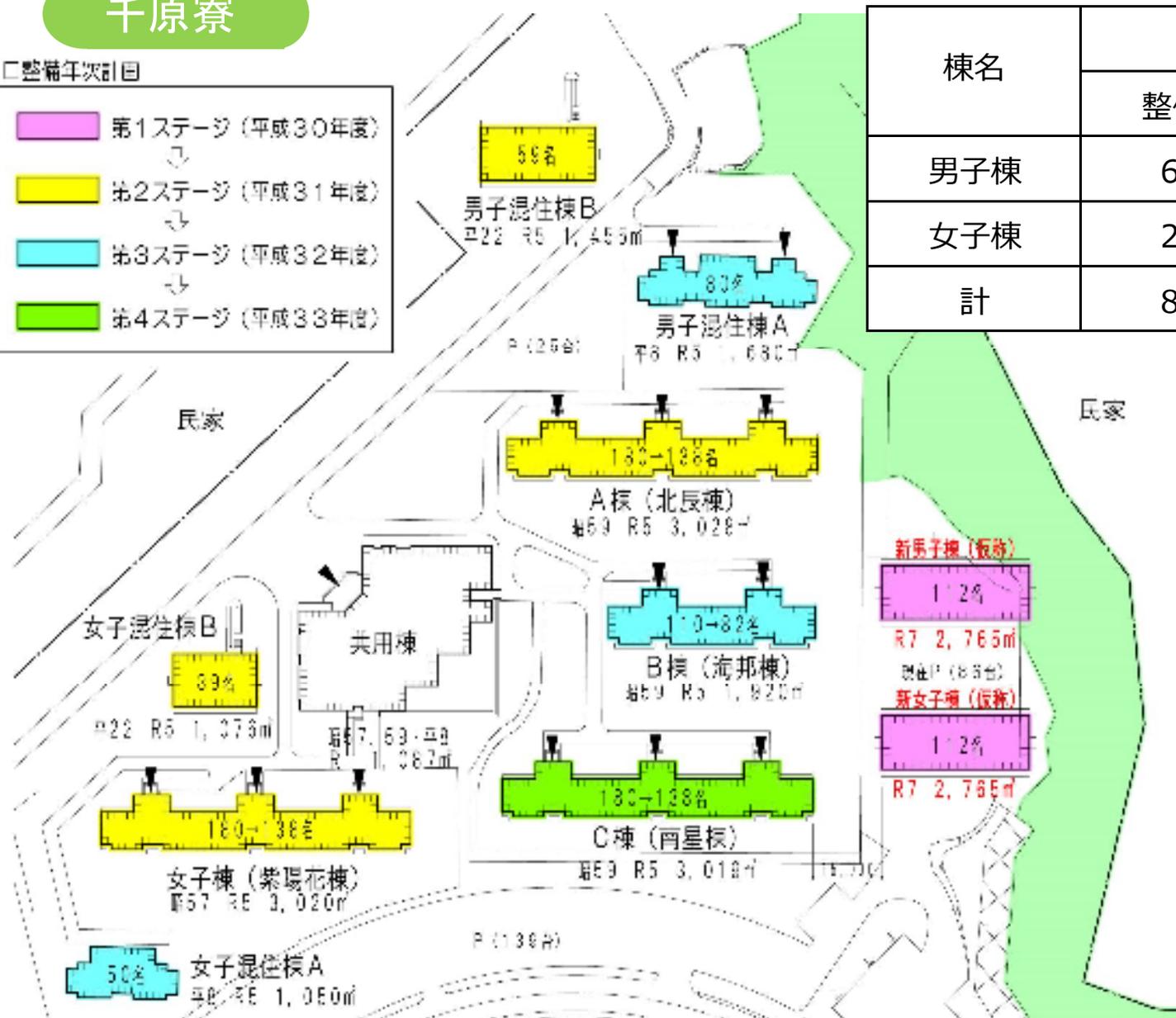
国際交流会館単身棟平面図 S-1/200 【改修後】 1～5F

# 8. 整備計画ローテーション

## 千原寮

□ 整備年次計画

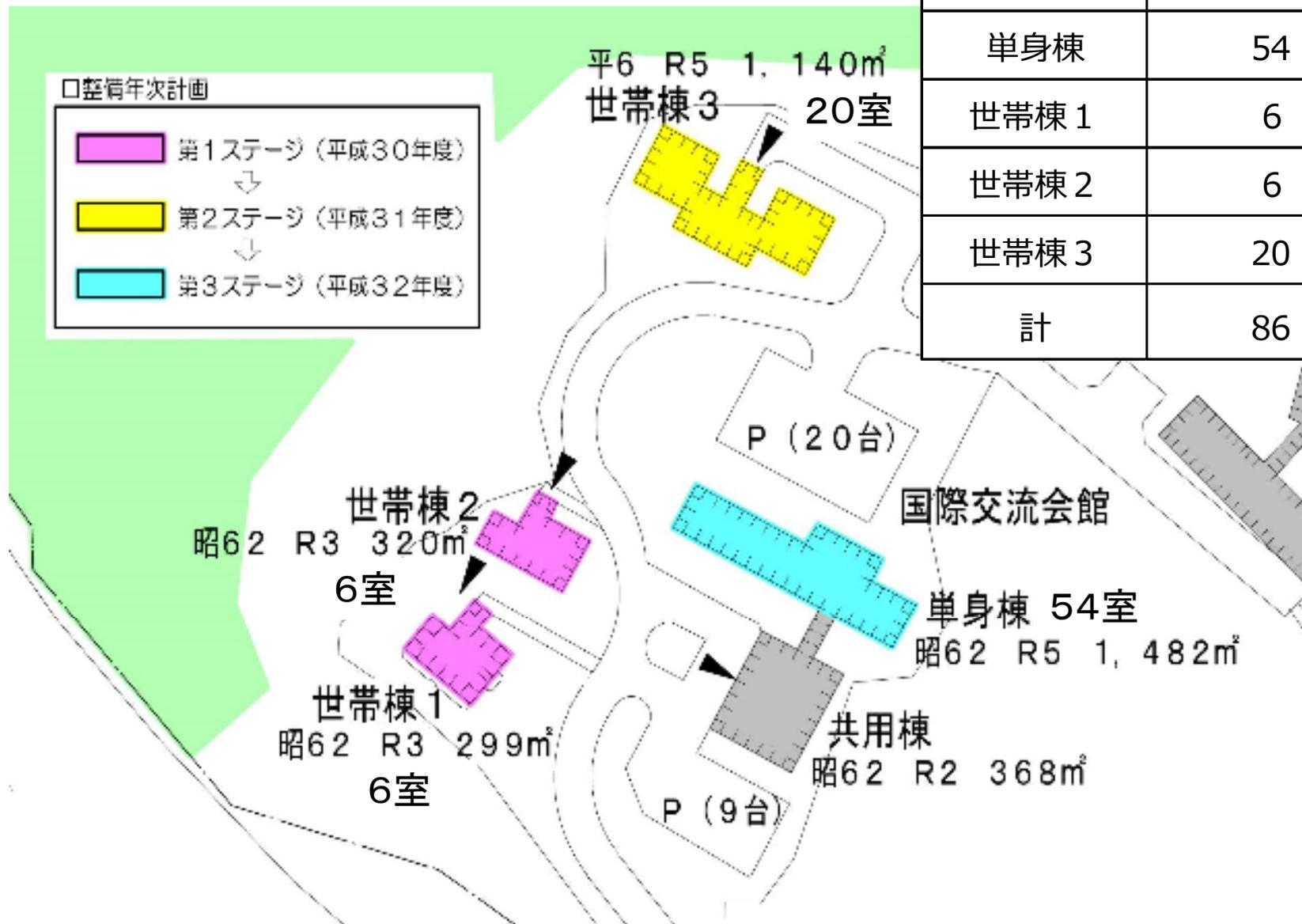
- 第1ステージ (平成30年度)
- ↓
- 第2ステージ (平成31年度)
- ↓
- 第3ステージ (平成32年度)
- ↓
- 第4ステージ (平成33年度)



棟名	居室数	
	整備前	整備後
男子棟	609	609
女子棟	269	339
計	878	948

# 9. 整備計画ローテーション

## 国際交流会館



棟名	居室数
单身棟	54
世帯棟1	6
世帯棟2	6
世帯棟3	20
計	86

# 10. 整備後の寄宿料の設定について

## 建築(改修)費及び改修後の寄宿料の設定(案)について

施設名	棟名称		建築(改修)費(案) (単位:百万円)	寄宿料(単位:円)		
				現行	改修後(案)	
千原寮	新棟(男女各1棟)		1,408	—	25,000	
	一般棟 (男子3棟、女子1棟)	1~3階	965	4,300	10,000	
		4・5階			15,000	
	混住型棟(男女各1棟)		169	4,700	15,000	
	新混住型棟(男女各1棟)		5	15,000	20,000	
小計		2,547				
国際交流会館	单身棟(1棟)		177	留学生 5,900	15,000	
				研究者 8,600	20,000	
	世帯棟(3棟)	夫婦室	180		留学生 9,500	25,000
		家族室			研究者 17,700	30,000
				留学生 14,200	30,000	
				研究者 27,800	35,000	
小計		357				
合計		2,904				

※建築(改修)費用は、全額市中銀行からの長期借入を財源とする予定。

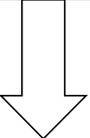
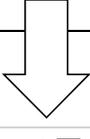
なお、長期借入金の償還財源は寄宿料により充当することとして、償還期間は25年間を予定。

# 1 1. 収支見込年度展開表

(単位:千円)

		H30	H31	H32	H33	H34~H54 (年間額)	H55	H56	H57	H58	H59	合計
収入	寄宿舍収入	47,659	66,925	132,862	166,968	184,464	184,464	184,464	184,464	184,464	165,564	5,191,578
	維持費収入	66,769	60,350	74,796	86,295	98,986	98,986	98,986	98,986	98,986	87,181	2,850,041
	計(a)	114,428	127,275	207,658	253,263	283,450	283,450	283,450	283,450	283,450	252,745	8,041,619
支出	借入元金償還	2,446	29,813	70,470	87,543	116,986	134,150	86,857	32,724	8,839	0	2,904,093
	借入利息償還	1,170	22,923	36,928	44,113	23,402	2,996	1,271	385	67	0	606,750
	業務委託費	29,048	26,793	33,613	37,165	43,354	43,354	43,354	43,354	43,354	42,512	1,252,981
	光熱水料	26,817	24,616	30,783	34,266	39,851	39,851	39,851	39,851	39,851	38,372	1,151,129
	修繕費	9,463	8,626	10,737	12,070	13,977	13,977	13,977	13,977	13,977	13,098	403,419
	その他	9,913	8,392	9,904	12,409	13,714	13,714	13,714	13,714	13,714	8,971	392,439
	計(a)	78,857	121,163	192,435	227,566	251,284	248,042	199,024	144,005	119,802	102,953	6,710,811
収支	35,571	6,112	15,223	25,697	32,166	35,408	84,426	139,445	163,648	149,792	1,330,808	

## 12. スケジュール

年度	月 日	事 項	備 考
平成 2 9 年 度	7月11日(火)	企画経営戦略会議	
	7月25日(火)	文部科学省へ事前相談	
	7月26日(水) 7月27日(木) 7月28日(金)	寮生への説明会	
		(7/31~8/4 前期試験期間) (8/11~9/30 夏期休業期間)	
	12月15日(金)	経営協議会	審 議
	12月26日(火)	教育研究評議会	報 告
	1月9日(火)	環境・施設マネジメント委員会	審 議
	1月10日(水)	役 員 会	審 議
	1月~2月	文部科学省に長期借入金に係る申請	
			
平成 3 0 年 度	4月	文部科学大臣の認可	通知文書の受理
	5月以降	設計・着工	

(文書記号) 第 号  
平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

国立大学法人琉球大学  
学長 大城 肇

平成30事業年度長期借入金の認可申請について

標記の件について、別紙のとおり資金を借りたいので、国立大学法人法第33条  
第1項に基づき、認可していただきたく申請します。



## 別 添

### 資金の使途

借入金額       —       千円

事 業 名	琉球大学学生寄宿舍及び国際交流会館整備事業
資金の使途	<p>既存の学生寄宿舍及び国際交流会館の老朽改修（アメニティ向上）を行う。また、留学生及び女子の居室不足解消のため、新たに学生寄宿舍（混住型）2棟の整備を行う。</p> <p>事業規模は、平成30年度から平成33年度にかけ、学生寄宿舍新営2棟（224戸）、学生寄宿舍改修8棟（整備後724戸）、国際交流会館改修4棟（86戸）、総額2,904,092千円の長期借入金により整備するものである。（国立大学法人法施行令第8条第3号イ）</p>

○ 事業名

琉球大学学生寄宿舍及び国際交流会館整備事業

○ 資金の算定根拠

建物整備に必要な2,904百万円の借入を長期借入金により行う。  
(長期借入金により整備を行う理由)

本施設は、築後35年経過しているものもあり、経年劣化が著しく、劣悪な居住空間を改善するための老朽改修等が急がれるところである。しかしながら、寄宿舍については、補助金の予算化が難しい状況であり、自己財源の見込みも厳しいことから、学生寄宿舍及び国際交流会館については長期借入金による整備を図るものである。

○ 償還期間

25年(国立大学法人法施行規則第21条第2号に定める期間 25年)

寄宿料収入及び維持費収入等の収入から運営管理費及び修繕費等の所要の経費を差し引いた償還可能額を踏まえ、償還期間を設定。

○ 業務内容・事業概要

学生及び留学生を対象とした混住型学生寄宿舍(男子112戸・女子112戸)を整備し、学内福利厚生施設として供用する。

(事業概要)

・総事業費 (2,904,092千円)

長期借入金 (2,904,092千円)

自己資金 (0千円)

・構造、階、延べ面積

<第1ステージ>

学生寄宿舍新営(男子) R7 2,765㎡

学生寄宿舍新営(女子) R7 2,765㎡

国際交流会館改修(世帯棟1・2)改修延べ面積 619㎡

<第2ステージ>

学生寄宿舍改修(A棟・女子棟・男女混住棟B)改修延べ面積 6,048㎡

国際交流会館改修(世帯棟3)改修延べ面積 1,140㎡

<第3ステージ>

学生寄宿舍改修(B棟・男女混住棟A)改修延べ面積 4,650㎡

国際交流会館改修(单身棟)改修延べ面積 1,482㎡

<第4ステージ>

学生寄宿舍改修(C棟)改修延べ面積 3,019㎡

- ・案内図、配置図、各階平面図（別添資料参照）
- ・事業スケジュール（資料1）

### ○ 利用料金

- ・学生寄宿舍 月10,000円/人～25,000円/人（予定）  
 <平均16,200円/人>
- ・国際交流会館（留学生・研究者）  
 留学生 月15,000円/人～30,000円/人（予定）  
 研究者 月20,000円/人～35,000円/人（予定）  
 <平均20,300円>

### ○ 料金算定根拠

料金は、借入金の元利金の償還を含む所要額及び利用見込みなどから応分の負担額を算定

### ○ 学内同種施設

名称	施設目的	利用料金	備考
男子寮	学生寄宿舍	月4,300円/人 ～15,000円/人	
女子寮	学生寄宿舍	月4,300円/人 ～15,000円/人	
国際交流会館	留学生・研究者宿舎	月5,900円/人 ～27,800円/人	

### ○ 周辺同種施設

施設の種類	利用料金	備考
学生専用アパート	月32,000円/人	築31年、RC4、20.0㎡
同上	月34,000円/人	築25年、RC4、16.5㎡
同上	月37,000円/人	築22年、RC5、15.0㎡

○ 同種施設と利用料金設定差異の理由

学内における同種施設の料金が平均月 5,500円（国際交流会館 8,900円）であり、月 10,700円（国際交流会館 11,400円）乖離しているが、同種施設と施設の充実度を比較すると受容される水準と考えられる。また、整備予定地近辺の同様の施設 3 件の平均賃料が 34,300円であり、月 18,100円（国際交流会館 14,000円）乖離しているが、入居定員も現在の運用定員とほぼ同じ（約 7%増）であるため民業圧迫には当たらない。（定員増対象は留学生を想定）

○ 利用見込

今回の学生寮の新営及び大規模改修では、全体で居室数を 70 室増加<sup>1</sup>させるが、現在の学生のニーズ（表参照）を踏まえると入居者は十分確保できる。さらに、学内アンケート<sup>2</sup>によれば大学周辺の民間賃貸マンション等に居住している学生が全学生の 35%（約 2,700 人）おり、周辺地区（中頭郡, 宜野湾市）の賃貸マンション等の同部屋（1R～1LDK）タイプの平均賃料が約 44,600 円であることから、寄宿料を 25,000 円と設定した新棟、並びに改修により混住棟、新混住棟と同等の設備を有することとなる一般棟は入居率 90%を維持すると予想される。

なお、周辺地区の民間賃貸マンション等は供給数 28,110 室に対して入居率が 90.7%<sup>3</sup>であり、新棟建設により居室数が増加しても民業への影響は無いものとする。

表 平成 29 年度入寮状況

棟名	倍率(%)	新規入居希望者	新規入居許可者
一般棟	61	85	81
混住棟	93	61	48
新混住棟	91	140	33

○ 収入見込

借入金償還期間推計（平成 30 年度～平成 58 年度・計 29 年間）（単位：千円）

区 分	所要見込額	備 考
寄宿舎収入	5, 191, 578	空室率 10%を見込む
維持費収入	2, 850, 041	空室率 10%を見込む
合 計	8, 041, 619	

○ 支出見込

借入金償還期間推計（平成30年度～平成58年度・計29年間）（単位：千円）

区 分	所要見込額	備 考
借入金元金償還	2,904,093	
借入金利息償還	606,750	
業務委託費	1,252,981	
光熱水料	1,151,129	
修繕費	403,419	
その他	392,439	
合 計	6,710,811	

（収入・支出見込みの前提や推計方法について適宜記載）

○ 収支見込

「収支見込年度展開表」（資料2）

○ 担保

提供なし

○ 収入欠陥時の対応

一時的な場合は、当座使用が見込まれない寄付金をもって立替える。立替えが恒常化する場合は、経費節減等により捻出した大学運営財源をもって充てる。なお、寄付金の平成28年度末残高1,150百万円、経費節減又は収益増による718百万円であり、収入欠損があっても十分に対応可能である。

○ 過去3事業年度の損益計算書

資料添付予定

なお、平成26年度から平成28年度において当期損失は計上していない。

○ 今期及び来期の予定損益計算書

資料添付予定

## ○ 価格の算定方法

価格は、文科省の積算要項や市場単価を参考に、積み上げにより算出。

学生寄宿舍	2, 547, 030千円
国際交流会館	357, 062千円
合計	2, 904, 092千円

## ○ 長期借入金等の方法

銀行借入れ 年利1.5% (予定)

## ○ 借入先の選定方法

借入れ条件を揃え、利率を対象とした、公募による競争入札とする。

今後のスケジュールは以下のとおり。

- ・ 入札予定日 平成30年 9月上旬
- ・ 契約予定日 平成30年 9月下旬
- ・ 実行予定日 平成30年 9月下旬

## ○ 学内規程の整備状況

「国立大学法人琉球大学会計規則」等において整備済み

## ○ 過去3カ年の償還状況

資料添付予定

過去3カ年において、本学の都合により、当初の償還計画から償還額や条件を変更したものはない。

平成28年度に係る業務の実績に関する評価結果  
国立大学法人琉球大学

## 1 全体評価

琉球大学は、“Land Grant University”の精神と、真理の探究、地域・国際社会への貢献、平和・共生の追求という基本理念のもと、地域との共生・協働によって、「地域とともに豊かな未来社会をデザインする大学」を目指すとともに、本学の強みを発揮し、新しい学術領域であるTropical Marine, Medical, and Island Sciences (TIMES : 熱帯島嶼・海洋・医学研究)の国際的な拠点として「アジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点となる大学」を目指している。第3期中期目標期間においては、地域活性化の中核的拠点となるべく社会変革にシなやかに対応できるイノベーティブな大学としての歩みを加速し、異なるものとの協働により、創造活動を生み出し続けるキャンパスの創出等を目標としている。

この目標の達成に向け、学長のリーダーシップの下、金融機関と協働した産学連携活動を推進するとともに地域の課題に応えるための研究活動を展開するなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

## 〔「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況について〕

第3期中期目標期間における「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、平成28年度は主に以下の取組を実施し、法人の機能強化に向けて積極的に取り組んでいる。

- 外部有識者等の研究ニーズに応える研究を実施するため、アドバイザー会議を開催し、琉球島しょの水循環に関連した学際的研究等の新たな研究領域創生に向けた取組を実施している。また、全学的な機器共有体制の構築に向けて、生命科学分野の先端機器の共用化を組織横断的に進めるほか、新たに42台の機器を共用化している。(ユニット「地域に根ざした強み・特色ある研究分野の強化及び横断型プロジェクト研究を基軸にした新展開」に関する取組)
- 高度な医療を提供する診療体制を構築するため、専任の医師2名を配置した「在宅医療推進センター」を新設して在宅医療支援体制を強化するとともに、在宅医療に関する現状を把握するためのアンケート調査を各診療科及び地域の医療機関を対象に行っている。(ユニット「地域完結型医療の充実と国際医療拠点構想に向けた先端医学研究の推進」に関する取組)

## 2 項目別評価

<評価結果の概況>	特筆	一定の 注目事項	順調	おおむね 順調	遅れ	重大な 改善事項
(1) 業務運営の改善及び効率化			○			
(2) 財務内容の改善			○			
(3) 自己点検・評価及び情報提供			○			
(4) その他業務運営			○			

## I. 業務運営・財務内容等の状況

## (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

①組織運営の改善 ②教育研究組織の見直し ③事務等の効率化・合理化

## 【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載9事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、平成27年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されているほか、下記の状況等を総合的に勘案したことによる。

平成28年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

## ○ 女性研究者のリーダーシップを育むための研修の実施

女性研究者について、グローバルリサーチリーダーに求められる資質の向上や、グローバル化する大学の管理運営に主体的に関わることのできる女性の上位職人材を養成するため、女性研究者を対象に英語によるリーダーシップ研修を実施している。当研修では、リーダーシップを発揮するための交渉力やマネジメント力の向上を図ることを目的として、英語によるディスカッションや参加者個人々人への実践的指導が行われ、10名が参加している。

## (2) 財務内容の改善に関する目標

①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加 ②経費の抑制 ③資産の運用管理の改善

## 【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、下記の状況等を総合的に勘案したことによる。

平成28年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

### ○ 学長による直接交渉を通じた同窓生基金の設立

外部資金の獲得に向けて学長によるトップセールスを展開しており、同窓生である岸本正之氏と協議を重ねた結果、同氏が代表を務める岸本ファミリー個人慈善基金により、地球環境保全に向けた教育・研究活動やグローバル人材育成などの支援を目的とした「琉球大学岸本基金」が米国内に創設されている。同基金は、最終的には583万ドル（約7億円）の基金とすることを目指して、今後13年間毎年20～50万ドルを元金に積み増していくものであり、琉球大学では基金の運用益による寄附金を平成29年度以降毎年受け入れることとなっている。

### （3）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

①評価の充実 ②情報公開や情報発信等の推進

**【評定】** 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由） 年度計画の記載3事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

### （4）その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等 ②安全管理 ③法令遵守等 ④上原キャンパス移転

**【評定】** 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由） 年度計画の記載9事項全てが「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

## Ⅱ. 教育研究等の質の向上の状況

平成28年度の実績のうち、下記の事項が注目される。

### ○ 熊本地震で被災した学生に対する無償聴講の提供

熊本地震からの復旧・復興へ向けた取組として、震災により授業料納付が困難となった延べ26名の授業料を免除するとともに、熊本県内の大学に在学する学生で、熊本地震によって沖縄に避難または帰省中の学生が希望する場合に、当該学生が所属する大学の授業が再開されるまでの間、琉球大学における聴講を無償で認める措置を講じており、8名が聴講している。

### ○ 金融機関と協働した産学連携活動の推進

新商品や新サービス等に関する研究開発並びに新事業・新産業の創出及び地域の振興に係る事業戦略の策定に寄与することを目的とした金融機関との共同事業を12件実施している。また、沖縄地域の産業の振興発展・活性化に資する多様な商品・サービスの開発等によるイノベーション創出のため、連携協定を結んでいる金融機関の顧客企業を対象にニーズ調査アンケート776件を実施し、企業が連携を希望する分野を明らかにするとともに、地域ニーズと研究シーズのマッチングを行い、沖縄県から11件の事業を受託するなど、産業界のニーズ把握を意識した産学連携活動を進めている。

### ○ 地域の課題に応える研究活動等の展開

沖縄県における健康寿命の延伸を図るため、特に生活習慣病のリスクが高い青壮年世代を対象に、小学校における親子の食育プログラムや地域における健康作りプログラムを通じて健康意識の向上を図る「琉球大学ゆい健康プロジェクト」を実施し、参加者の体重減少を含めた健康指標の改善を実現している。また、沖縄地域において課題となっている子供の貧困問題に対応する取組として、各市町村に設置された「子どもの居場所」において学習支援や芸術活動を支援するための学生50名を派遣するなど、地域の課題に応える活動を展開している。

## 共同利用・共同研究拠点

### ○ 熱帯樹木のイソプレングス放出調節機構の解明

熱帯生物圏研究センターでは、より精度の高い環境変動予測や地球温暖化対策につながる成果として、熱帯樹木のイソプレングス放出についての代表的な予測式パラメータを推定する手法を世界に先駆けて開発しており、熱帯樹木におけるイソプレングス放出の温度依存的な調節機構を解明している。

**附属病院関係**

(教育・研究面)

**○ 質の高い地域医療人材の養成**

沖縄県の地域医療を支える多様な医療人を養成するため、総合臨床研修・教育センターを設置し、専門医や認定看護師等の認定資格取得に向けた教育支援プログラムを実施するとともに、関連研修会への参加を支援している。このほか、医師の地域偏在の解消や医師不足病院の支援に取り組むため、離島・へき地への派遣及び臨床実習等の実態調査を行い、派遣医師数の適正化及び初期臨床研修内容の充実強化を図るなど、質の高い地域医療人材の養成に取り組んでいる。

(診療面)

**○ 地域医療及び救急医療の機能向上に向けた取組の実施**

地域医療及び救急医療の機能向上に向けて、新たに設置した「在宅医療推進センター」において、各診療科及び地域の医療機関に対して在宅医療の現状把握のためのアンケート調査を実施し、効率的な在宅医療支援体制の構築等を推進するほか、新たに専任の医師2名を増員して救急医療体制を強化するなど、地域の中核医療機関としての機能強化を図っている。

(運営面)

**○ ベンチマーク分析を活用した経営改善**

国立大学病院管理会計システム（HOMAS2）の活用方法を検討する運用プロジェクトと、沖縄県の医療機能可視化プロジェクトに事務部門の分析担当が参画し、国立大学病院や県内病院と実施したベンチマーク分析等に基づき病院長及び経営企画室長（副病院長）と各診療科との検討会において改善策を検討・実施するなど、ベンチマーク分析を活用した経営改善を推進した結果、平成27年度と比較してDPC（診断群分類包括評価）医療機関別係数が国立大学病院全体で2位の伸び率となる0.0251ポイント（1.4429→1.4680）上昇しているほか、診療稼働額が4億6,700万円増加している。

## 国立大学法人評価委員会における中期目標期間の項目毎の評価結果一覧表(琉球大学)

6段階評定:「特筆すべき進捗状況にある」「一定の注目事項がある」(※)「順調に進んでいる」「おおむね順調に進んでいる」「やや遅れている」「重大な改善事項がある」

※「一定の注目事項がある」は、第3期から追加。

	第1期						第2期						第3期
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1. 業務運営	おおむね 計画通り(1)	順調	順調	おおむね 順調(1)	おおむね 順調(1)	順調	順調	順調	順調	順調	順調	順調(1)	順調
2. 財務内容	おおむね 計画通り(1)	おおむね 順調(1)	順調	順調	順調	おおむね 順調(1)	おおむね 順調(1)	順調	順調	順調	順調	順調	順調
3. 自己点検・評価 及び情報提供	計画通り	おおむね 順調(1)	順調	順調	おおむね 順調(1)	おおむね 順調(1)	順調	順調	順調	順調	順調	順調	順調
4. その他業務 運営	計画通り	順調	順調	順調	順調	やや遅れ ている(3)	おおむね 順調(1)	順調(1)	順調	おおむね 順調(2)	おおむね 順調(1)	順調	順調
<b>課題事項 の合計数</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>0</b>

※評価結果の( )内の数字は課題事項の数を示す。

### 28年度(原案)指摘課題

○課題なし

(参考)

### 課題事項一覧

16年度

○教育研究組織の見直しに関する取り組みが遅れている。

○中期目標期間における人件費シミュレーションに基づく人件費等の必要額を見通した財政計画の策定がなされていないことから、今後早急に策定することが求められる。

17年度

○大学構内駐車場の有料化については、学生及び患者へも配慮しつつも、早急に検討を進めることが求められる。

○年度計画【 17 -3】「各理事の下における自己点検・評価委員会において全学自己点検・評価報告書を作成する。」(実績報告書 80 頁)については、自己点検・評価の取りまとめ作業を開始したにとどまっている分野もあり、全学自己点検・評価書の作成に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

#### 19年度

○年度計画【 11 -2】「企画・経営戦略会議において、これまでの国立大学法人評価委員会の評価結果を次期の中期目標・中期計画に反映させるための体制作りを行う。」(実績報告書 16 頁)については、年度計画を策定する計画策定委員会は設置されているが、次期中期目標・中期計画に反映させるための体制作りには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

#### 20年度

○男女共同参画の推進のための具体的な行動計画や推進体制が整備されておらず、環境醸成を図る取組も著しく乏しいことから、今後、積極的な取組が求められる。

○「平成 19 年度に定めた実施方針に基づき『年度計画に定める業務の実施状況等』の中間評価を行い、それに基づき、改善が行われた事項をホームページで公表する」(実績報告書 22 頁・年度計画【 48 】)については、ウェブサイトで公表するまでには至っていないことから、年度計画を十分には実施していないと認められる。

#### 21年度

○「ペーパーレスによる会議の開催に努めるとともに、両面コピーの促進や片面印刷用紙の再利用等を更に徹底することで紙の節減を図る。」(実績報告書 33 頁・年度計画【 40 】)については、教授会等の会議においてプロジェクターによる映写方式採用等による紙の節減を図っているものの、複写用紙の購入量が増加していることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

○平成 20 年度評価結果において評価委員会が課題として指摘した、年度計画に定める業務で改善された事項をウェブサイトで公表することについては、大学内限定の公開であり、広く世間に発表する意味の公表はなされておらず、引き続き早急な対応が求められる。

○毒物・劇物の管理について、管理責任者が任命されていない部局や受払簿を備えていない部局があるなど、毒物・劇物の管理状況が著しく不十分であることから、今後、毒物・劇物の適正な管理が求められる。

○「琉球大学の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」(平成 17 年 3 月 15 日制定)第 7 条には、「保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、琉球大学保有個人情報管理委員会を置く」と規定しているが、未だに設置されていないことから、早急な取組が求められる。

○大学院医学研究科における学位審査要件は、審査体制の確立した専門誌に掲載された論文をもって学位審査を行うこととなっているが、学位論文を含む研究論文にデータ流用があり、論文に不正がないかどうか投稿前にチェックする体制等が不十分であると認められることから、学位論文を投稿前に事前チェックする体制整備等の再発防止に努めることが求められる。

#### 22年度

○「光熱水量の削減、ペーパーレス化の促進、塵芥排出量の削減を行う。」(年度計画【9】・実績報告書 15 頁)については、塵芥排出量が増加していることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。

○平成 21 年度評価において評価委員会が課題として指摘した、毒物・劇物の適正な管理については、平成 22 年度においても受払簿の整備がなされていない部局があることから、早急に受払簿を整備するとともに、定期的に検査を実施し、毒物・劇物の適切な管理に努めることが求められる。

#### 23年度

○会計検査院から指摘を受けた土地・建物等の処分及び有効活用に関する処置要求については、策定した計画に従って着実に実施することが期待される。

#### 24年度 課題無し

#### 25年度

○職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。

○複合機で読み取った学生の個人情報が入りこむ事象があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントに対する積極的な取組が望まれる。

26年度

○平成25年度評価において評価委員会が課題として指摘した、職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金については、平成26年度においても個人で経理されていた事象があったことから、学内で定められた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。

27年度

○大学院専門職学位課程について、学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったことから、今後、速やかに、入学者の学力水準に留意しつつ、定員の充足に向けた取組に努めることが望まれる。

# 国立大学法人等の平成28年度評価結果について

## 国立大学法人等の年度評価について

各法人（86国立大学法人・4大学共同利用機関法人）が自ら定める中期計画（第3期：平成28～33年度）について、各事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）の実施状況等に基づき、中期計画の達成に向けた進捗状況の評価。

※教育研究の状況に係る中期目標の達成に向けた評価については、その特性に配慮し、中期目標期間評価において実施することとなっており、年度評価ではその取組状況を確認。

評価は、各法人から提出された実績報告書等を調査・分析するとともに、学長・機構長からのヒアリング、財務諸表や役職員の給与水準等の分析も踏まえながら「全体評価」と「項目別評価」を行っている。

## 全体評価

当該事業年度における各法人の中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価。

- 90法人中90法人が、中期目標前文に掲げる「法人の基本的目標」に則して、計画的に取り組んでいると認められる。
- 全体として、エビデンスに基づく合理的な法人運営のための取組が広がっていることや、寄附金の受入方法について更なる工夫が図られていること等が確認された。また、多くの法人において産学官による本格的な共同研究の推進に向けた体制整備が図られている。（詳細は3頁「平成28年度評価結果の特徴」参照）
- 他方で、昨年度に引き続き、情報セキュリティマネジメント上の課題や研究活動における不正行為等、コンプライアンス上の問題も見受けられ、これらについては、課題として指摘している。

## 項目別評価

「業務運営の改善及び効率化」等4項目について、各法人が行った自己点検・評価の検証を行い、以下のとおり6段階の評定により進捗状況を示している。（詳細は次頁参照）

(法人数)

評定項目	業務運営の改善及び効率化	財務内容の改善	自己点検・評価及び情報提供	その他業務運営
中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	—	3(3%)	—	1(1%)
中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある	3(3%)	—	5(6%)	3(3%)
中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	79(88%)	87(97%)	85(94%)	78(87%)
中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる	7(8%)	—	—	7(8%)
中期計画の達成のためには遅れている	1(1%)	—	—	1(1%)
中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	—	—	—	—

※各欄の( )内は、全法人数(90)に占める該当法人数の割合を示す。

## 項目別評価

項目別評価において進捗状況を示している4項目について、各法人の年度計画の主な内容は以下のとおりとなっている。また、それぞれの項目について「特筆すべき点」「注目すべき点」「遅れている点」を取り上げている。

### 「業務運営の改善及び効率化」

- ・組織運営の改善（ガバナンス機能の強化、人事・給与制度の弾力化、戦略的な学内資源再配分等）
- ・大学の機能強化を図るための教育研究組織の見直し
- ・事務処理の効率化・合理化や、事務組織の見直し

注目すべき点は  
P.8,10参照

### 「財務内容の改善」

- ・外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に向けた取組
- ・経費の抑制
- ・資産の運用管理の改善

注目すべき点は  
P.8,11参照

### 「自己点検・評価及び情報提供」

- ・評価の充実
- ・情報公開や情報発信等の推進

注目すべき点は  
P.9,10参照

### 「その他業務運営」

- ・教育研究の質的向上や老朽化対策の推進に向けた施設整備・活用
- ・安全管理
- ・法令遵守（情報セキュリティ対策、研究不正・研究費不正の防止等）

注目すべき点は  
P.9,11参照

上記のほか、「**教育研究等の質の向上**」については、進捗状況の評価は付けず、全体的な状況を確認し、「注目すべき点」を取り上げている。この項目については、各法人の年度計画の主な内容は以下のとおりである。

- ・教育の内容及び成果
- ・教育研究の実施体制
- ・学生への支援
- ・入学者選抜
- ・研究の水準及び成果
- ・社会との連携や社会貢献
- ・地域を志向した教育研究
- ・国際水準の教育研究の展開、留学・留学生支援
- ・附属病院
- ・附属学校

注目すべき点は  
P.12-15参照

評価に加えて付す「特筆すべき点」「注目すべき点」「遅れている点」は、各法人における中期計画の達成に向けた取組が主に以下のような観点に該当するかどうかを検証して取り上げている。

### 「特筆すべき点」

- ◎各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる
- ◎他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる

P.4-7参照

### 「注目すべき点」

- ◎各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる

### 「遅れている点」

- ◎年度計画を十分に実施していない
- ◎事件・事故等が発生し、法人の管理責任がある

P.16参照

## 平成28年度評価結果の特徴

平成27年6月に策定された「国立大学経営力戦略」において、将来ビジョンに基づく自己改革・新陳代謝の実行や、確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした法人運営が求められていることを踏まえ、当委員会では以下の取組に着目して評価を実施した。これらの取組がさらに促進されることにより、大学等の経営力が一層強化されることを期待している。

また、平成28年11月に取りまとめられた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」において、産学官による本格的な共同研究の推進に向け、産学官連携機能強化を図るために大学に期待される機能が示されており、これらの機能強化に資する取組にも着目した。

なお、記載の法人数は、以下に係る取組のうち、当委員会が特筆すべき点または注目すべき点として特に評価した取組がある法人数を表す。

### エビデンスに基づく合理的な法人運営の 推進：21法人

- ・部局毎に設定したKPIに基づく評価結果を活用した学内資源配分
- ・法人評価及び認証評価結果を活用したより着実な業務改善の推進
- ・指標の進捗管理の一元化によるPDCAサイクルの強化 等

### 寄附の受入方法の多様化：11法人

- ・遺贈の受入れに向けた窓口の設置等、体制整備
- ・株式による寄附の受入れ
- ・自治体へのふるさと納税と連携した寄附金収入の確保 等

### 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に沿った取組の実施：20法人

- ・「組織」対「組織」による新たな産学連携システムの実現
- ・地域や金融機関と協働した産学連携活動の推進
- ・大学発ベンチャーの創業支援 等

### **【参考】**

#### **熊本地震への対応に関する取組**

平成28年4月14日に発生した熊本地震について、各法人が実施した様々な取組に関する記載が各法人の実績報告書において多く見られたため、併せて紹介する。（実績報告書に熊本地震に関する取組が記載されている法人数：42法人）

#### **【主な取組事例】**

- DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣等、医療支援
- 熊本県出身の学生に対する授業料免除等、学生への経済的支援
- 共同研究の受入れ等、研究者に対する支援
- 学生ボランティアの派遣や医薬品・食料品の配送等、人的・物的支援
- 熊本地震に関する研究



# 遺贈受入窓口の開設等多様な寄附金受入方策の実施

## 評価結果

寄附金の獲得増に向けて、寄附金受入窓口を設け、弁護士、税理士、信託銀行などの専門家と提携して受入方法の多様化を進めており、遺贈による寄附金や米国在住者からの寄附金受入れ体制を強化している。その結果、遺贈による寄附金額が平成27年度の約1億300万円（1件）から約15億4,100万円（2件）へと増加するとともに、米国在住者から約90,000USドルの寄附を受け入れており、評価できる。

## 参考情報

### 特筆されるポイント

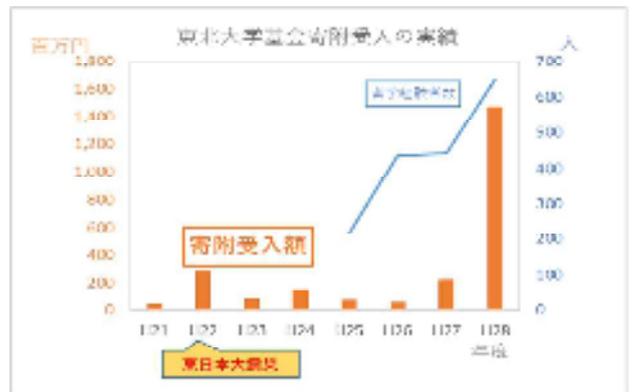
#### 寄附金獲得増に向けて、受入方策の多様化を推進

##### ✓ 弁護士、税理士、信託銀行等の専門家と提携

遺贈に特化した寄附金受入窓口を設け、寄附希望者からの問い合わせに応じて、提携する専門家を紹介する体制を強化  
遺贈による寄附金受入れ増加に向け、効果的な体制を構築

##### ✓ 米国在住者からの寄附金受入の強化

米国NPOのGive2Asiaと契約を締結し、寄附する際に米国税法上の優遇措置を受けられるよう受入窓口を開設



**15億4,100万円の遺贈や約90,000USドルの米国在住者からの寄附を受入れ**

### 受け入れた寄附の影響度

平成28年度の寄附金にかかる外部資金比率（※）は、過去5年度（H23~27）の平均比率の約**1.2倍**に上昇

※業務活動収入に対する寄附金収入の割合

遺贈の活用事例  
(事業所内保育所整備)





# 「組織」対「組織」による新たな産学連携システムの実現

## 評価結果

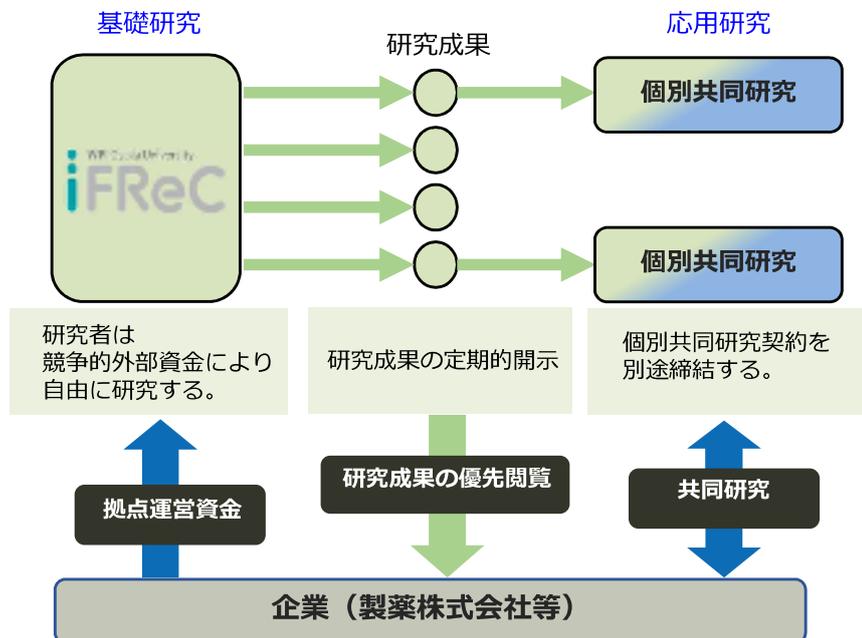
企業との「組織」対「組織」の新しい共創モデルとして、中外製薬株式会社及び大塚製薬株式会社と免疫学フロンティア研究センター（IFReC）による包括連携契約を締結している。同契約においては、当該企業に対する研究成果の優先閲覧権及び共同研究等の優先交渉権が与えられることで、基礎研究への資金投下のインセンティブが促進されるとともに、基礎研究から臨床応用研究までのシームレスな研究体制が構築され、今後10年間にわたって100億円以上の研究資金を確保するなど、産学共創を強化する新しい産学連携システムを実現しており、評価できる。

## 参考情報

### 特筆されるポイント

製薬会社2社と、研究成果の優先閲覧権及び共同研究等の優先交渉権を付与する包括連携契約を締結

- ✓ IFReCの世界最先端の免疫学研究と製薬会社の先進的創薬技術を組み合わせた**基礎研究から臨床応用研究までのシームレスな産学連携体制を構築**
- ✓ 研究成果を相手企業に優先開示する仕組みを構築し、**企業から基礎研究推進のための資金支援に対する企業へのインセンティブ**を提供



### 平成28年度の成果

#### 世界最高水準の研究環境を維持・発展

IFReCは、平成28年度に終了する大型補助事業に代わり、企業との包括連携契約による100億円以上の研究支援資金を獲得。これにより、各研究者が基礎研究に専念できる研究環境の維持・発展の基盤を確保することに成功。



包括連携契約締結時記者会見の様子  
(左から永山会長(中外製薬(株))、番良拠点長(IFReC)、西尾学長(大阪大学))



# 戦略的な産学連携活動の展開による特許料等収入の増

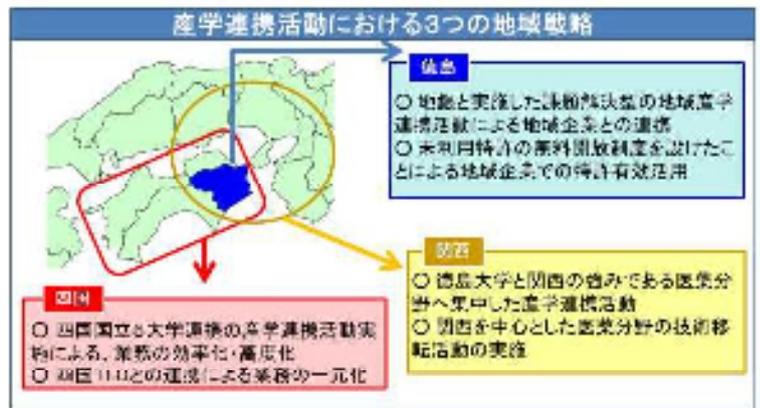
## 評価結果

医歯薬系研究者との発明相談や面談を頻繁に行い、実用化が見込める研究者に対して集中的に支援を行う体制を構築するとともに、医薬品分野の知的財産部門での経験が豊富な担当者による調整の下、「関西圏」「徳島県」「四国地区」の3つの地域特性に合わせて製薬企業等と産学連携を進めるなど、戦略的な産学連携活動を展開している。特に、収入の増加が期待される研究成果を特許化し、特許技術を発表する展示会等に組織的に出席することにより、研究成果の広報を積極的に行い、産業界による利活用を促進した結果、平成28年度には知的財産権保有額（約4,200万円）に占める著作権料・特許料収入（約1億2千万円）の割合が過去5年間の平均の約4倍と突出した伸びとなっており、評価できる。

## 参考情報

### 特筆されるポイント

- ✓ 3つの地域別に知財戦略を策定し、**戦略的な産学連携活動**を展開
- ✓ 収入増が期待される研究等、投資すべき案件への**重点的な資源配分**の実施

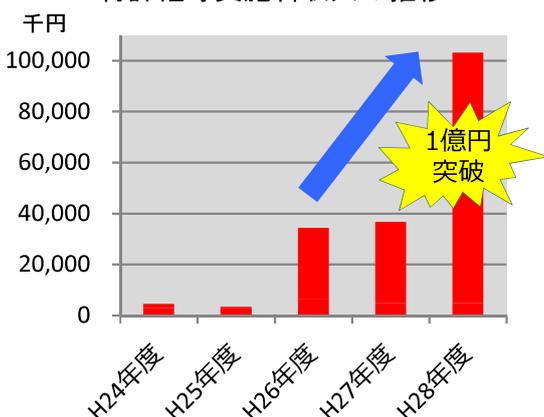


知的財産権保有額※に占める著作権料・特許料収入の割合

**過去5年間の平均の約4倍に**

※特許・商標・実用新案等の権利取得のため支出した金額の合計額

特許権等実施料収入の推移



### 成功事例

徳島大学の研究成果である次世代ボツリヌス製剤について、塩野義製薬株式会社と**ライセンス契約を締結**



新薬開発に向けて握手する関係者の様子  
野地徳島大学長(左から2人目)、手代木塩野義製薬社長(同3人目)



# 全学一丸となった実施体制による熊本地震からの復旧・復興に向けた迅速な対応

## 評価結果

熊本地震の発生を受け、前震の翌日（4月15日）には学長を本部長とする災害対策本部において応急対応から復旧・復興策について決定するとともに、本震の2日後（4月18日）には決定事項を実行する対策チームを各部局に設置し、被災状況の確認・把握、被災学生に対する支援、復旧工程の策定等を進めている。また、大規模災害対応基本マニュアルの改訂や地震発生後に緊急的に開発した安否確認システムの活用を進めるなど、地震の経験を生かして年度計画を上回る進捗で災害対応体制を強化している。さらには、地域の国立大学として教育研究資源を活用して復興デザインや文化財の復旧等に取り組む「熊本復興支援プロジェクト」を立ち上げるなど、自身の教育研究環境の復旧のみならず、地域の復興に向けた取組を学長のリーダーシップの下で迅速に実施しており、評価できる。

## 参考情報

### 特筆されるポイント

大学の復旧及び、地域の復旧・復興に向けた取組を学長のリーダーシップの下、迅速に実施

前震（4月14日）

【4月15日】

- ・学長を本部長とする災害対策本部を設置



本震（4月16日）

【4月18日】

- ・災害対策本部での決定事項の実行チームを各部局に設置  
被災状況の確認・把握、学生支援等
- ・災害対応体制の強化
- ・熊本大学復興広報キャンペーン



「熊本大学復興広報キャンペーン」ロゴ

### 熊本復興支援プロジェクトの概要

大学が持つ知的資源を有効活用し、自治体や国内外の大学、研究機関と連携した7つのプロジェクトを展開

- ・震災復興デザイン
- ・阿蘇自然災害ミガーション
- ・熊本水循環保全
- ・復興ボランティア活動支援
- ・産業復興
- ・地域医療支援
- ・熊本城等被災文化財の復旧・活用支援

産学官の総力を結集し  
熊本復興の早期実現を推進



「震災復興デザインプロジェクト」において開設された、被災地域（益城地域）のサテライトラボ「ましきラボ」の風景



## 自己点検・評価及び情報提供

### ○ 学部ごとに重点・独自項目を設定することによる新たな内部質保証システムの確立：宇都宮大学

平成28年度から運用する宇都宮大学内部質保証システムにおいて、各学部が年度計画の中で特に重点的に取り組む「重点項目」と学部自らが戦略的、意欲的に取り組む「独自項目」を設定した「年度計画プラス【Ax】」を導入している。各学部配置した学長補佐（学内連携担当）を中心に学部構成員の全員参加の協議を複数回開催して目標達成に向けた活動を活発に行うなど、PDCAサイクルが機能することで、各学部の個性や特長を生かした取組が進むとともに、中期目標・中期計画の達成を各学部の改革力の結集によって実現する体制を構築している。



### ○ アクセス解析に基づくウェブサイトの改善：山梨大学

新たに設置した広報戦略専門委員会等により、ウェブサイトの訪問数、滞在時間、直帰率、離脱率、検索キーワード等の評価視点についてアクセス解析を毎月実施し、ウェブサイトの改善を実施している。分析結果に基づき、主なウェブサイトのユーザーである高校生やその保護者に向けてパンフレット等を掲載するなど、ユーザーの視点に立った情報掲載を推進することで、効果的な情報発信に取り組んでいる。



## その他業務運営

### ○ セキュリティバグハンティングコンテストの開催：千葉大学

ウェブサイトやネットワーク上でセキュリティに関わるバグや脆弱性等の問題点を発見することを奨励するセキュリティバグ報告奨励制度を新たに設け、セキュリティバグハンティングコンテストを開催している。学生63名が参加し計26本のレポートが提出され、実際に学内ウェブサイトが抱えていた脆弱性が発見されるなど、学生の情報セキュリティに関する意識の向上に加えて、学内セキュリティの維持向上につながっている。



「セキュリティバグハンティングコンテスト」の事前講習会となる「ハンターライセンス取得講習会」の様子

### ○ クロスアポイントメント制度の活用によるセキュリティ人材の確保：鹿児島大学

クロスアポイントメント制度を活用し、民間企業からサイバーセキュリティに関する専門家1名を特任教授として採用している。同教授は新たに設置したサイバーセキュリティ戦略室長として総合的戦略の確立や最新の技術動向等の調査、インシデントへの事前対策及び事後対応等の業務を行っているほか、共通教育科目（情報セキュリティ入門）を担当して学生に対する教育活動に従事しており、民間企業のノウハウを生かして学内の情報セキュリティの強化に向けた取組が実施されている。



サイバーセキュリティ戦略室長による講演の様子

### 業務運営の改善及び効率化

#### ○ インセンティブ付与による組織の多様性の向上：北海道大学

若手教員や外国人教員、女性教員の採用部局に対し、インセンティブとして一定の人件費ポイントを付与する制度を実施しており、平成28年度は、若手教員数（393名→436名）、女性教員数（330名→347名）が増加するとともに、外国人教員数は平成27年度の117名から第3期中期目標期間における目標値（200名）を上回る219名にまで増加しており、組織構成の多様性が向上している。

#### ○ 新たな職員配置制度の構築による事業継続性の確保：京都大学

時限付きの教育研究プロジェクト運営業務等に対応するため、運営費による定員内職員の配置に加えて、新たに外部資金や寄附金等を財源とした職員配置を可能としている。このことで、従来、有期の職員（特定職員）をその都度雇用することで対応してきたプロジェクト運営に係る経験やノウハウの蓄積・継承を可能とする体制が整備されており、平成28年度は4部局において8名分の職員を措置している。

#### ○ 学長による県内全市町村長との意見交換の実施：鹿児島大学

地域活性化の中核拠点として、地域のニーズを大学運営に反映するため、学長が鹿児島県内の全43市町村を訪問し、首長と意見交換を行っている。各市町村からは、地域の子供たちとの交流促進や自治体への優秀な人材の輩出等、大学に対する具体的な要望や、鹿児島大学が地域の大学であるとの意識が高まったとの反応が示されるほか、訪問をきっかけとして自治体との連携による学生の地域インターンシップの取組が開始されるなど、地域との連携が促進されている。

### 自己点検・評価及び情報提供

#### ○ 論文数増加に向けた研究者データの活用：山形大学

研究者について、プロフィール、研究分野、論文、著書、特許等のデータを収集したデータベースを構築している。収集されたデータは学長、IR担当理事及び研究担当理事に随時提供し、研究戦略を検討する際の参考資料として活用しているほか、大学独自の支援を行っている研究拠点に対して毎年実施する評価や、各キャンパスに対して毎年実施する組織評価においても活用している。これらの取組を通じて研究者の意識付けをするなど、組織的な論文数の増加に取り組んだ結果、国際的な学術論文数は643編となっており、中期計画に掲げた目標である600編を上回っている。

#### ○ 定量的指標の進捗管理一元化によるPDCAサイクルを通じた事業改善：京都工芸繊維大学

中期目標・中期計画をはじめとして大学が掲げる定量的指標約180項目を、学長直下の大学評価室において一元的に進捗状況の管理・分析を行い、学長をトップとする大学の運営戦略を企画・立案する大学戦略キャビネットにおいて全学的に共有するとともに、進捗が遅れている指標については対応の方向性を決定し、実行を指示するなど、トップマネジメントによるPDCAサイクルを通じた事業改善を実施している。

#### ○ 認証評価結果を活用した着実な改善の実施：山口大学

平成27年度に受審した機関別認証評価の結果において改善を要すると指摘された事項や、受審する過程で法人が独自に改善を要すると判断した事項について「機関別認証評価結果に対する改善事項への行動計画」を策定し、ウェブサイトに掲載している。改善を要すると判断した事項のうち、受審時には各研究科において実施されていた大学院生に対する研究倫理に関する指導について、平成28年度からは人文科学研究科等において必修科目として開講するなど、認証評価結果を活用したPDCAサイクルを着実に実行している。

### 財務内容の改善

#### ○ ペーパーレス化の推進等による経費の抑制：上越教育大学

役員を含めた全職員及び教育研究評議会評議員分のタブレット端末を用意し、会議や打合せにかかる印刷経費等約70万円を削減しているほか、加除式法令集の追録についてウェブ上の情報で代替可能な物については加除を停止し約290万円を削減するなど、ペーパーレス化の促進により経費を抑制している。

#### ○ 金額の決定方法等の見直しによる間接経費の増：信州大学

共同研究の間接経費を直接経費の10%に相当する額以上に設定することができるよう関係規程を改正するとともに、一定額以上の大型共同研究についてURAが契約当初から関与し、直接経費・間接経費を一律に設定するのではなく、算出根拠に基づき企業等と協議をした上で設定することとするなど、間接経費の増額に向けた取組を実施した結果、共同研究・受託研究・受託事業にかかる間接経費の額が平成27年度に比べて約7,525万円多い約3億8,141万円となっている。

#### ○ 部局インセンティブ経費の大幅見直しによる大学の活性化：九州大学

部局インセンティブ経費（大学改革推進経費）の予算額を10億7,700万円（対前年度比8億1,589万円増）へと大幅に拡充するとともに、配分のための評価指標を大幅に見直し、国際通用性を持った教育システムの構築による教育力の強化、研究力の更なる高度化やレピュテーション向上への取組、人材の多様化による組織の活性化の促進等、大学の機能強化の方向性に沿った活動状況を評価する指標を導入し、大学全体の活性化に貢献する部局に対して重点的な予算配分を実施している。

#### ○ 受託事業費及び寄附金の獲得のための取組：人間文化研究機構

国立民族学博物館では、日本財団からの外部助成（平成25年度以降）を得て実施している手話言語学研究において、福祉だけでなく科学としての手話言語学の価値を押し上げるため、「寄附講座日本財団助成手話言語学研究部門」を設置し、諸大学における手話言語学の開講支援や、手話言語学及びその研究成果の社会発信等を開始したことで受託事業費（3,630万円）を獲得し、受託事業費及び寄附金は1,843万円増加（平成27年度比）している。

### その他業務運営

#### ○ 施設整備の標準化による業務効率化：名古屋大学

施設整備における標準仕様の一部について、コスト削減・抑制、メンテナンス性向上、フレキシビリティ向上、バリアフリー対応等のため、独自の標準仕様を作成するとともに、業務の効率化及びユーザー要望に応じるため、イメージしやすい標準的な建築平面図を作成している。さらに、契約、設計、施工の業務手順を標準化し、施設整備マニュアルを作成するとともに、事故歴等をデータベース化して運用することで、繰り返しミスの防止やリスク軽減を図っている。

教育

○ 24時間対応可能な学生相談ダイヤルの設置：  
秋田大学

従来の学生相談窓口は対応時間が限られていたため、フリーダイヤルによって24時間相談が可能な学生相談ダイヤルを設置している。学生支援・就職課職員が相談業務を担当するだけでなく、夜間及び土日祝日の受信については外部業者に委託することにより、学生が時間や内容を問わずに相談できる環境を整備しており、平成28年7月から平成29年3月における相談件数は104件となっている。



○ サイバーセキュリティに係る教育研究の実施：  
東京工業大学

野村総合研究所と組織的連携協定を締結し、サイバーセキュリティに係る共同研究を実施するとともに、大学の特色である情報・通信の理論分野を生かし、理論的背景や知識を学び、サイバー攻撃に対する実践的な防御技術を習得した人材を育成することを目的とする、「サイバーセキュリティ特別専門学修プログラム」を開設している。

東京工業大学

サイバーセキュリティ特別専門学修プログラム

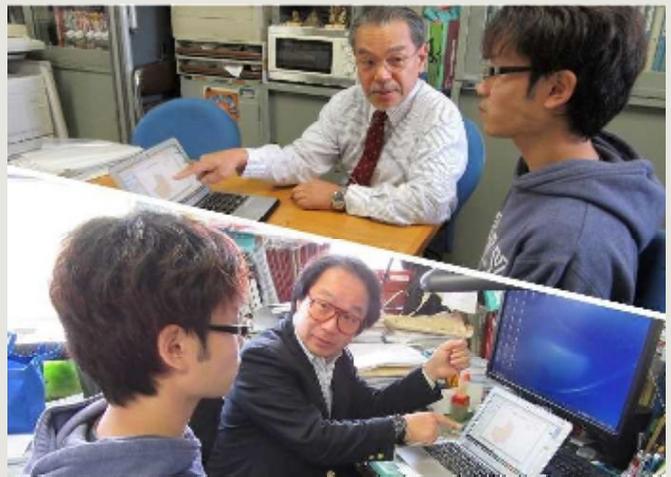
NRI (野村総合研究所)・東工大  
サイバーセキュリティ教育研究共創プログラムをコアに設計

楽天, NTT, 産総研, 内閣サイバーセキュリティセンターも協力

- 情報理工学 院 サイバーセキュリティ研究センターが企画・実施
- 教員18名, 特定教員11名
- コアカリキュラム6科目12単位
- コース登録者 (28年度) 87名
- 科目履修者 (28年度, 延べ) 226名

○ 複数のチューターの配置による学生支援体制の  
充実：広島大学

近年の学生相談が教育的業務に留まらず、SNSの利用に見られる諸問題や留学生の増加に係る生活習慣の違いなど多岐にわたっていることから、新たに「広島大学チューター制度及び学生支援体制に係るガイドライン」を策定し、原則として学生1名に対して複数の教員をチューターとして配置することで、学生の相談機会を充実させている。学生にとっては、複数のチューターが配置されていることによりセカンドオピニオンを受けることが可能となるとともに、教員にとっては、複数のチューターで対応することにより問題解決に対し視野を広げて対応することを可能としている。



○ 新入生と学長との懇談を通じた大学の取組成果  
の検証：福岡教育大学

平成28年度からの新たな入学者選抜制度、教職教育院による指導体制の整備、課外活動の充実等、大学改革の取組の成果を確認し検証するため、新入生5名程度と学長・理事・副学長との懇談会を延べ48回、新入生233名に対して実施している。懇談会では学生の大学への要望・意見を聞くとともに、学びに対する意欲や状況を確認しているほか、体験実習での学校現場での経験や、1年次から各教科の指導法や教職関係科目を学べる環境に対して新入生が満足しており、大学の改革の狙いに沿った成果が得られていることを確認している。

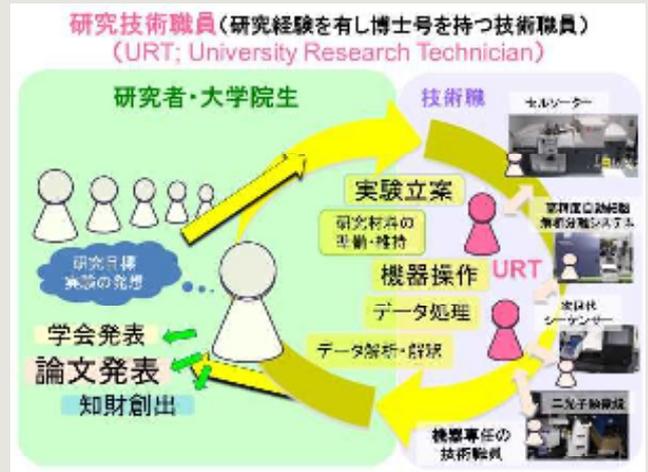


新入生と学長との懇談の様子 (写真手前から、寺尾教職教育院長、櫻井学長、池田理事)

研究

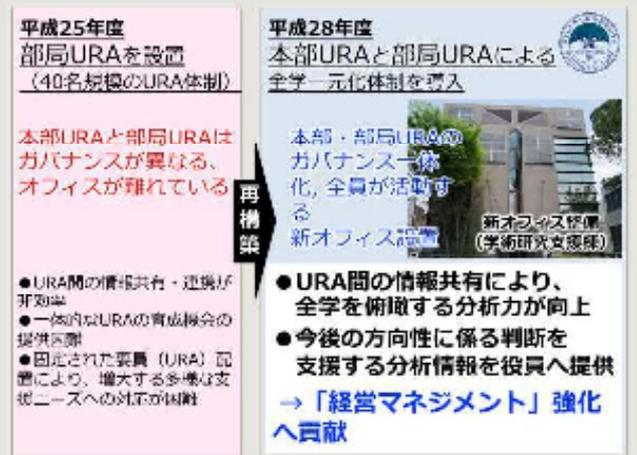
○ 研究支援体制を強化するための新たな職位の創設：浜松医科大学

イメージング装置群を活用した研究支援体制のさらなる強化を図るため、個々の装置や実験方法に関する高度な知識及び能力を併せ持ち、さらにそれらを用いた多角的な実験プランを、研究者の立場に立って提案できる研究支援者として、博士号を持った研究技術職員 (University Research Technician ; URT) の制度を創設しており、2名の採用を決定している。



○ URA体制の一元化による経営マネジメント支援の強化：京都大学

各部局及び個々の研究者が必要とする支援や情報の共有化及び連携・協働による支援体制を強化するため、学術研究支援室及び部局組織に配置していたリサーチ・アドミニストレーター (URA) の所属を学術研究支援室に一元化している。URA体制の一元化により、研究者支援に加え、URA間の情報共有により全学を俯瞰する分析力が向上し、今後の方向性に係る判断を支援する分析情報の役員への提供等、大学の経営マネジメント強化への貢献が拡大している。(分析情報の提供：25件 (平成27年度) →44件 (平成28年度))



産学連携

○ 研究成果の事業化を創業期からサポートする会社の設立：神戸大学

神戸大学発ベンチャー企業の立ち上げのための出資や、創業期における支援を行うため、「株式会社科学技術アントレプレナーシップ (STE社)」及び「一般社団法人神戸大学科学技術アントレプレナーシップ基金 (STE基金)」を設立している。同社では、科学技術イノベーション研究科と連携し、事業戦略、財務戦略等の総合的なサポートを行っており、神戸大学の研究シーズを事業化するバイオ・ベンチャー2社を設立し出資を行っている。



○ 外部資金の獲得拡大に向けた「組織」対「組織」の共同研究推進体制の構築：宮崎大学

企業等との共同研究を進める際に「共同研究包括連携協定」を締結し、担当者間で協議を重ねた上で研究を進める「組織」対「組織」の仕組みを構築している。この仕組みの下では、共同研究の締結に至るまでの調整段階に対する共同事業推進活動費の収入と、従来と比べ企業のニーズに対してより具体的な提案を行うことによる共同研究の受入件数の増大が見込めるものとなっている。具体的な成果として、日機装株式会社と共同研究包括連携協定を締結し、第1号共同研究として「LEDのヘルスケア分野への応用及び実用化検討に関する研究」を締結している。



## 地域連携・地域貢献

### ○ 地元企業の若手社員による学生の就職支援：福島大学

企業から推薦された若手社員を、相談役である「キャリアサポーター」に任命し、学生の就職活動の支援を行っている。キャリアサポーターは、学生に福島で働くことよさを伝えるため、学生との個人面談、少人数型座談会、大人数の交流会、企業説明会等において相談役を担っており、114社から140名のキャリアサポーターが推薦されている。



## グローバル化

### ○ 同窓会サミットを通じた国際的ネットワークの構築：東京芸術大学

世界各地で活動する元留学生との交流を活性化し持続的な人のネットワークを構築するとともに、海外における大学の存在感の向上を目的として、現在母国の芸術系大学の教員となった元留学生等をイタリア、ミャンマー等世界6カ国・地域から招へいし、国際同窓会サミット「Global Homecoming 2016」を新たに開催している。現在在籍している外国人留学生及び日本人学生の国際的な視野を広げる機会として特別講義やトークセッションを実施するなど、大学と諸外国の様々な機関・人材との今後の交流に向けた国際ネットワークの形成・拡大に取り組んでいる。



## 教育

### ○ 地域社会の創造に取り組む人材を育成するための全学横断教育プログラムの展開：静岡大学

地域が抱える様々な問題と向き合い、その解決策を地域の人々と考えながら、より魅力的な地域社会の創造に取り組むことができる人材を育成するため、地域課題解決・地域人材育成のための全学横断教育プログラム「地域創造学環」を導入し、地域経営コース、地域共生コース、地域環境・防災コース、アート&マネジメントコース、スポーツプロモーションコースの5コースで1年次生52名が学修を開始している。

## 研究

### ○ T2K実験・ニュートリノにおける「CP対称性の破れ」の解明に前進：高エネルギー加速器研究機構

J-PARCにおけるニュートリノ（T2K）実験では、ニュートリノと反ニュートリノで電子型ニュートリノ出現が同じ頻度では起きない可能性が高く、CP対称性の破れがあることを示唆する結果を得るなど、優れた成果をあげ、世界のニュートリノ研究をリードしている。

### 地域連携・地域貢献

#### ○ 地域の基幹産業の課題解決に向けた取組：北見工業大学

オホーツク地域の産学官金各分野の関係者が参加するシンポジウムを開催し、同シンポジウムのパネルディスカッションにおいて問題提起された1次産業を基盤とするオホーツク地域の課題について、「工学」を活用した課題解決のための意見交換を行うなど、地域の基幹産業の課題解決に向けた取組を実施している。

#### ○ 鳥取労働局との包括的な連携協定による学生支援体制の強化：鳥取大学

キャリア教育や就職支援の更なる充実、県内企業への就職促進に向けた環境整備等の分野で一層の連携強化を進めるため、「鳥取大学と鳥取労働局の連携に関する協定」を締結している。大学と都道府県労働局が包括的な連携協定を締結するのは全国でも初めての事例であり、連携を通じて学生に対する就職支援活動を拡充するなど、支援体制の強化に取り組んでいる。

### グローバル化

#### ○ 日本語能力に応じた留学生入学者選抜の実施：横浜国立大学

横浜グローバル教育プログラム（Yokohama Global Education Program : YGEP）を設置し、外国人留学生の入学者選抜を、日本語能力試験N1相当の者を対象とする「YGEP-N1」及び日本語能力N2相当の者を対象とする「YGEP-N2」に区分することで海外の優秀な学生の獲得を図っており、国際レベルの実践的で高度な学部教育を行うことで、グローバル社会で活躍する実践的人材の輩出を推進している。

#### ○ モザンビークにおける教育支援を通じた日本型教育の海外展開への貢献：鳴門教育大学

モザンビーク教育大学（モザンビーク）と学術、教職員及び学生交流を一層深めることを目的とした交流協定を締結している。本協定については、日・モザンビーク首脳会談（平成29年3月15日）の際に発出された「日・モザンビーク共同声明」中において特記されており、大学間連携という枠組みを超えて、日本型教育の海外展開によるモザンビークの教育改善を目指すものとなっている。

## 遅れている点

評価では、年度計画を十分に実施していないと認められる場合や、情報セキュリティマネジメント上の課題や研究活動における不正行為等の「遅れている点」も指摘している。

### 情報セキュリティマネジメント上の課題

15法人

【北海道大学、岩手大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、東京大学、東京芸術大学、電気通信大学、岐阜大学、名古屋大学、大阪教育大学、島根大学、山口大学、宮崎大学】

### 研究活動における不正行為

3法人

【群馬大学、東京大学、九州大学】

### 毒劇物等の不適切な管理

2法人

【弘前大学、北陸先端科学技術大学院大学】

### その他

○ 年度計画の一部未了 9法人

【小樽商科大学、秋田大学、横浜国立大学、新潟大学、山梨大学、愛知教育大学、京都大学、和歌山大学、高エネルギー加速器研究機構】

○ その他、法人の管理責任がある事件・事故等 【広島大学、九州大学、九州工業大学】

# 国立大学法人琉球大学における予算貸付について ～ 予算配分における一時的な資金の前借り制度 ～

## 1. 制度について

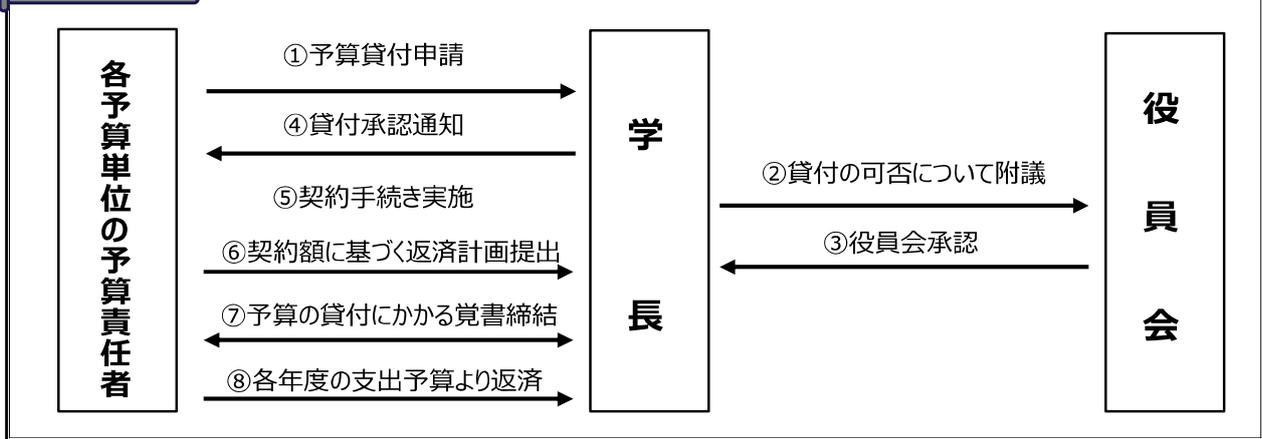
### 実施の目的

- 本学では、部局における施設・設備整備等については、概算要求や戦略的に配分する促進経費、または部局への配分予算等により実施しているところであるが、昨今の概算要求の採択状況や運営費交付金の削減等により教育・研究・診療等のニーズに迅速に対応することが出来ていない。
- 教育・研究・診療等のニーズに迅速に対応した施設・設備整備の方法の一つとして、“リース”により整備する方法があるが、利息等の支払いが生じ“一括購入”に比べ多額の費用を必要とする。
- 本制度は、部局が施設・設備整備を行うために、一時的に多額の資金が必要な場合に、全学的な資金を有効に活用し、予算配分の弾力的な取扱いを行うことで、教育・研究・診療等のニーズに迅速に対応することを目的とし実施するものである。

### 制度の概要

- ①対象事業      中期目標に沿って予め計画が定められ、かつ施設又は設備の整備を目的とし、国より予算措置が期待出来ない又は早急な整備が必要となる事業を対象。  
(当面は収入を伴う事業において実施するなど、附属病院事業に限る。)
- ②貸付金の上限      部局等に配分する予算に示す事項のうち、要項により定める各経費の合算額の1割に、返済期間を乗じて得た額。
- ③利息      財政投融资の利率や長期国債等の利率を勘案し設定。  
(当面は一定条件の債券の利回りに50bpを加算した率。)
- ④返済期間      施設の整備を目的とする事業は20年とし、それ以外の事業は10年。  
(当面は施設整備以外の事業における返済期間は5年。)
- ⑤返済方法      元利合算額を、各年度の支出予算から減額。

### 手続きの流れ



## 2. 財源について

- 本制度に活用する財源は、定期預金等により長期運用を行っている資金を充当する。

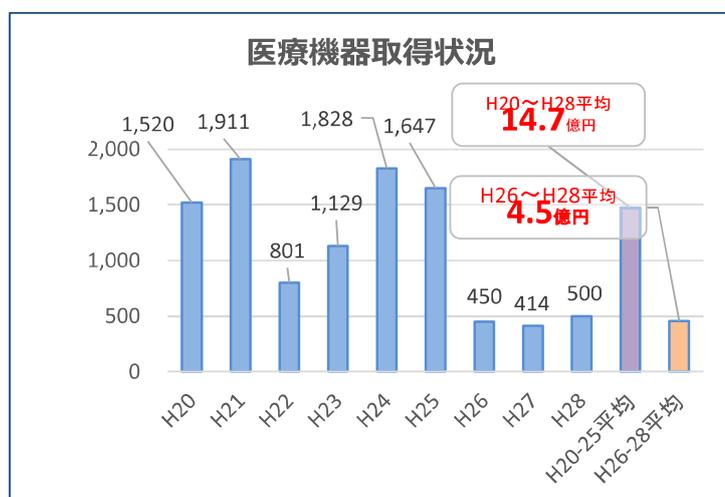
## 医学部附属病院の設備投資の状況について（参考）

医学部附属病院における設備投資は、消費税増税や診療報酬改訂等、その経営環境の厳しさから平成26年度以降低下傾向にある。

一方、地域医療最後の砦として、診療機能の維持を図る必要があることから、医療機器の整備にあたってはリースによる整備に頼らざるをえない状況にある。

そのため、リース会社への利息及び手数料の負担が生じ一括買取による整備コストに比較しトータルの整備コスト増を招いている。

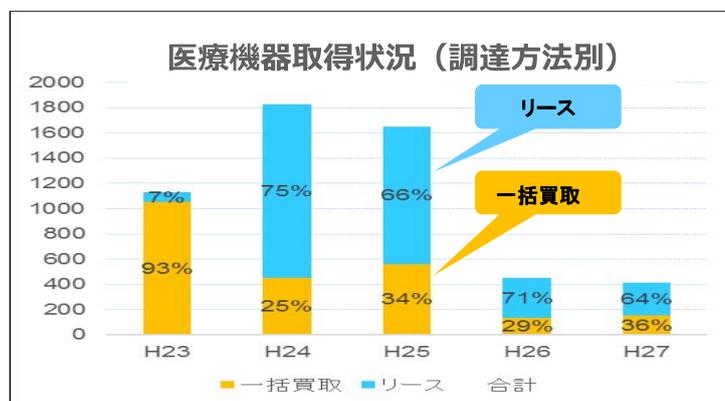
(百万円)



年度	当期取得額	平均
H20	1,520	1,473
H21	1,911	
H22	801	
H23	1,129	
H24	1,828	
H25	1,647	455
H26	450	
H27	414	
H28	500	

**平成25年度以前は平均14.7億円、平成26年度以降は平均4.5億円に減少**

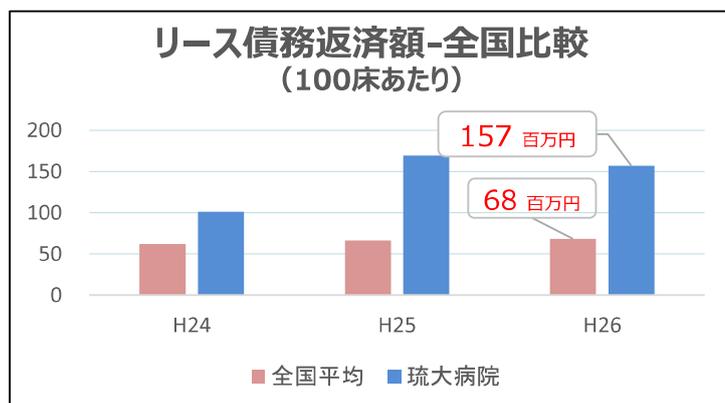
(百万円)



年度	一括買取	リース	合計	リース割合
H23	1,051	78	1,129	6.91%
H24	450	1,378	1,828	75.38%
H25	560	1,087	1,647	66.00%
H26	132	318	450	70.67%
H27	150	264	414	63.77%
計	2,343	5,219	7,562	61.37%

**リース支払いに関する手数料（利息等）は総支払額の約10%**

(百万円)



年度	全国平均	琉大病院	対全国比率
H24	62	101	163%
H25	66	169	256%
H26	68	157	231%

**本院のリース債務返済額(100床あたり)は国立大学病院平均の2.3倍**

# 学内予算貸付の状況について

## 1. 貸付内容について

- (1) 部 局 医学部附属病院
- (2) 年 度 平成30年度
- (3) 整備機器 磁気共鳴断層撮影装置
- (4) 金 額 340,618,000円(税込)
- (5) 支払期間 5年

## 2. 当該貸付に係る検討事項について

### (1) 貸付金利について

「予算貸付取扱要項」及び「予算貸付取扱要項に関する申し合わせ事項」に基づき、本学が長期運用できる金融商品の複利利回りに50bpを加算した率(対当該債券スプレッド)とする。

### (2) 返済について

#### 磁気共鳴断層撮影装置の収支見込について

(単位：千円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
収 入 (A)	87,267	87,267	87,267	87,267	83,892	83,892	83,892
MRI検査料	61,455	61,455	61,455	61,455	60,226	60,226	60,226
その他診断料	25,812	25,812	25,812	25,812	23,666	23,666	23,666
支 出 (B)	4,500	84,158	99,774	99,331	98,889	98,446	29,880
償還費用	0	70,340	69,894	69,451	69,009	68,566	0
保守費用	0	9,318	25,380	25,380	25,380	25,380	25,380
人件費	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
単年度収支 (A-B)	82,767	3,109	-12,507	-12,064	-14,997	-14,554	54,012
累積収支	82,767	85,876	73,369	61,305	46,308	31,754	85,766

※ 償還費用の利息は、H29.10時点の複利利回推移を参考に0.65%で設定。

#### 附属病院収入における債務償還割合の推移見込について

(単位：百万円)

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
附属病院収入(A)	17,901	17,901	17,901	17,901	17,901	17,901	17,901
債務償還経費(B)	1,780	1,530	1,183	1,056	967	917	885
借入金償還	815	638	472	345	256	206	174
リース償還	965	892	711	711	711	711	711
償還割合(B/A)	9.9%	8.5%	6.6%	5.9%	5.4%	5.1%	4.9%

※ 収 入：H29年度はH29.10.19時点見込み。H30年度以降は同額で見込む。

※ 償還経費：借入金償還は償還計画表に基づき計上。リース償還はH29.9時点の状況。H32以降は同額で計上。

磁気共鳴断層撮影装置の収支見込は単年度で一時的にマイナスとなるもの、附属病院全体での債務償還割合が、平成29年度以降10%以下で推移することから、附属病院運営に支障をきたすこととはなく返済が可能である見込み。

### 3. その他参考

学内予算貸付とファイナンスリースとのコスト比較は以下のとおり。

(単位：千円)

項目	調達方法	学内予算 貸付制度	ファイナンス リース
借入額		340,618	330,618
金利		6,642	10,689
動産総合保険		0	1,633
手数料		0	20,661
利益相当額		0	20,661
環境整備費		(借入額に含む)	10,000
		347,260	394,262

} 53,644千円

学内予算貸付制度を利用することでリースの場合と比較して**47,002千円の費用節減**となる。

(試算条件)

支払期間

- ・学内予算貸付制度 5年(設備)
- ・ファイナンスリース 6年(耐用年数)

金利

- ・学内予算貸付制度 0.65% (R&I提供の複利利回り推移を0.15%とし+50bpで設定)
- ・ファイナンスリース 1.00% (フルペイアウト、ノンキャンセラブル、市況を勘案し設定)

## 国立大学法人琉球大学予算貸付取扱要項

平成29年6月28日  
学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）第53条の規定に基づき、全学的な資金を有効に活用するため、予算の貸付に関し必要な事項を定め、予算配分の弾力的な取扱いにより、円滑な部局運営が実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要項において、予算の貸付とは、学長が、国立大学法人琉球大学予算規程（平成16年4月1日制定。以下「予算規程」という。）第3条に規定する予算単位を所掌する予算責任者の申し出により後年度に返済することを条件として予算の配分を行うことをいい、貸付金とは、その配分された支出予算をいう。

## (対象事業)

第3条 予算の貸付の対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中期目標に沿って予め計画が定められた事業
- (2) 施設又は設備の整備を目的とする事業
- (3) 国による予算措置が期待できない又は国による予算措置を待たずに早急な整備が必要となる事業

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたものについては、予算の貸付の対象とすることができる。

(予算の貸付の上限額)

第4条 予算の貸付の上限額は、各予算責任者に配分する予算に示す事項のうち、次に掲げる各経費の合算額の一割に、本要項8条第2項の期間を乗じて得た額とする。

(1) 研究経費

(2) 教育研究支援経費

(3) 一般管理費

(4) 診療経費

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めたものについては、上限額を超えて貸付金の額を決定することができる。

(予算の貸付の申請)

第5条 予算責任者は、予算の貸付の申請をしようとするときは、貸付金申請書(様式第1)に、次に掲げる書類を添えて、学長に申請するものとする。

(1) 貸付金事業計画書(様式第2)

(2) 実施計画に係る工程表(様式第3)

(3) 貸付金返済計画書(様式第4)

(承認)

第6条 学長は、前条の規定に基づく申請を受けた場合には、当該年度の支出予算を勘案の上、役員会の議を経て貸付の可否を決定するものとする。

2 学長は、前項による貸付の可否について、貸付金承認通知書(様式第5)をもって予算責任者に通知するものとする。

(覚書の締結)

第7条 学長と予算責任者は、予算の貸付に関する諸条件を相互に確認するため、貸付の金額が確定した日をもって、予算の貸付に関する覚書(様式第6)を締結しなければならない。

2 前項の貸付の金額が確定した日とは、貸付の対象事業に係る主たる契約を締結した日とする。

3 予算責任者は、予算の貸付に関する覚書の締結に当たり、第1項で確定した貸付の金額により再作成した貸付金事業計画書及び貸付金返済計画書を提出するものとする。

(返済方法等)

第8条 貸付金の返済方法は、年賦元金均等とし、貸付金返済計画書に基づく元利合算額を、予算規程第8条により配分する各年度の支出予算から減額するものとする。

2 貸付金の返済期間は、次に掲げる期間以内とする。

(1) 施設の整備を目的とする事業については20年

(2) 前号以外の事業については10年

3 貸付金の返済開始は、施設又は設備の整備に係る主たる契約により支払いの事実が生じた日及び事業完了の日の属する年度の翌年度とする。

4 施設の整備を目的とする事業に係る貸付金の返済について、予算の貸付に関する覚書の締結時に返済の猶予を申し出ることにより、前項で規定する返済開始の年度を1年延期することができる。

(繰上返済)

第9条 予算責任者は、貸付金の全部又は一部について繰上返済することができるものとする。

2 予算責任者は、前項の規定に基づき繰上返済しようとするときは、繰上返済申込書(様

式第7)を毎年度8月末までに学長に提出しなければならない。

- 3 学長は、前項の申込みを受けたときには、繰上返済承認書(様式第8)により予算責任者に通知するものとする。
- 4 繰上返済に係る元利合算額は、前項の繰上返済承認日をもって当該予算単位の部局の支出予算から減額配分するものとする。

(利息)

第10条 貸付金には利息を附するものとする。

- 2 貸付金に係る利息の利率は、予算の貸付に関する覚書を締結した日の直近における財政投融资の利率や長期国債等の利率を勘案して役員会の議を経て学長がこれを決定する。
- 3 前項の利率は、返済期間中は固定とする。
- 4 利息の計算は、第8条第3項に規定する年度の4月1日をもって開始するものとする。
- 5 第9条に規定する繰上返済に係る利息の計算は、繰上返済承認書を通知した日の属する月までとする。

(その他)

第11条 この要項に定めのない事項について、これを定める必要がある場合には、別に学長が定める。

附 則

この要項は、平成29年7月1日から実施する。

## 国立大学法人琉球大学予算貸付取扱要項に関する申し合わせ事項

〔平成29年6月28日〕  
学 長 裁 定

国立大学法人琉球大学予算貸付取扱要項の運用に当たっては、当面の間、次により取り扱うものとする。

(対象事業)

## 1. 第3条関係

第3条に定める予算の貸付の対象事業は、附属病院において実施する事業で、同条第1項に定める要件を満たし、かつ整備した施設又は設備の利用から収入が得られる事業とする。

(返済期間)

## 2. 第8条関係

第8条第2項第2号に定める事業に係る貸付金の返済期間は5年間とする。

(利息)

## 3. 第10条関係

第10条第2項に定める貸付金に係る利息の利率は、(株)格付投資情報センター(R&I)が提供する格付情報に基づく格付けマトリクスにおいて、返済期間と同期間の残存年数を有する銘柄(格付けはAA相当とする)の複利利回りに50bpを加算した率(対当該債券スプレッド)とする。

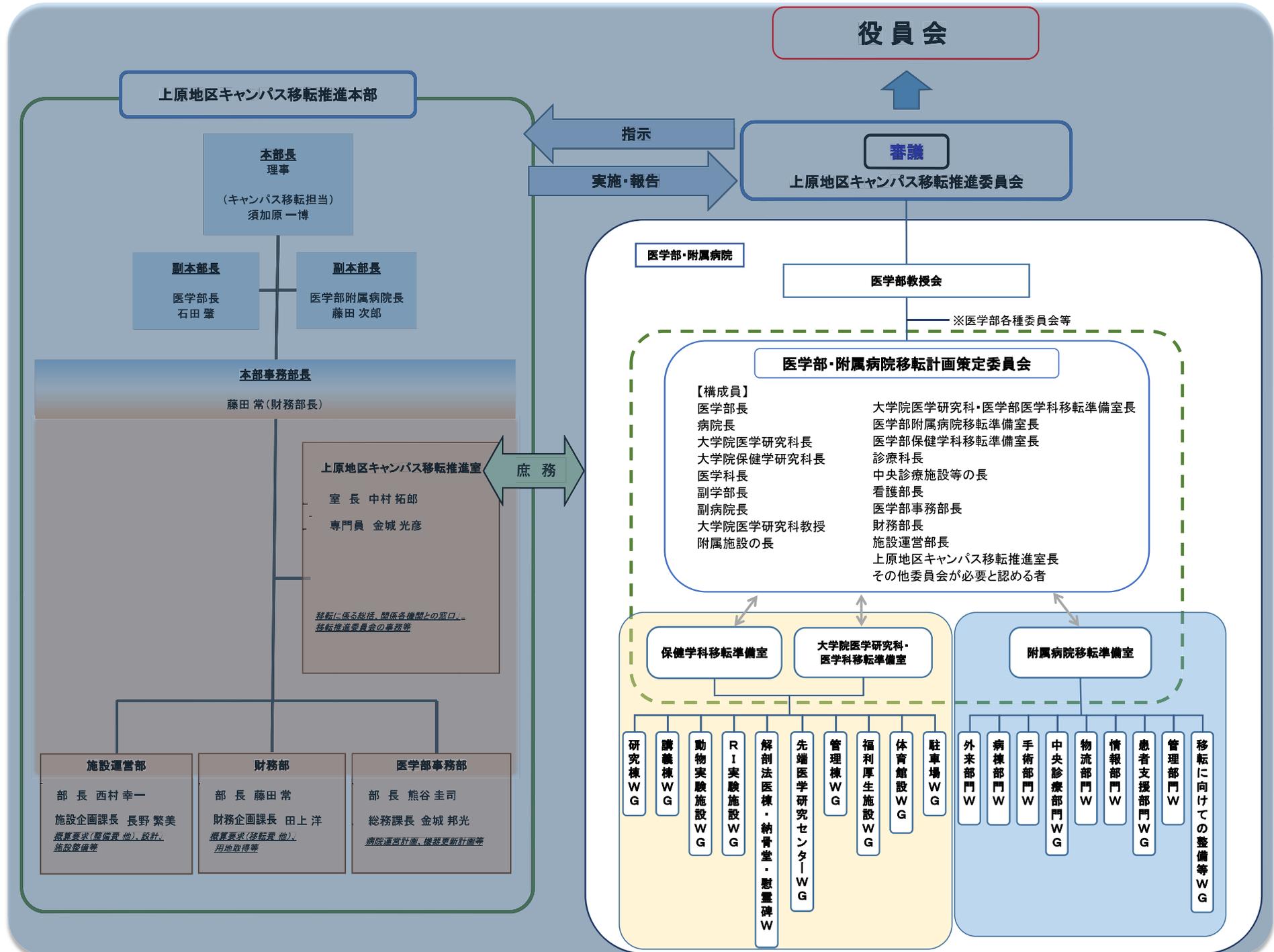
附 則

この申し合わせ事項は、平成29年7月1日から実施する。

## 上原キャンパスの移転計画の進捗状況等について

1. 西普天間住宅地区跡地における琉大用地の先行取得状況について
2. 医学部及び同附属病院移転計画の進捗状況について

# 医学部及び同附属病院の移転に向けての組織体制



## 連携協定等について

No.	機関名	締結年月日	内容
1	マダン・モハン・マラビヤ工科大学(インド)	平成29年10月16日	マダン・モハン・マラビヤ工科大学との、学術、教育、文化の発展のための学生交流、教職員交流、共同研究等交流促進に関する部局間交流協定の締結(工学部)。
2	<sup>ベジテ</sup> 培材大学校ハワード大学(韓国)	平成29年11月3日	培材大学校ハワード大学(グローバル人文学部)との、学術、教育、文化の発展のための学生交流、教職員交流、共同研究等交流促進に関する部局間交流協定の締結(教育学部)。
3	糸満市	平成29年12月11日	糸満市と本学が包括的な連携の下、両者が有する資源や機能などの効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、市域の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与することを目的とした包括連携協定の締結。

# 平成29年度第3回琉球大学経営協議会懇談事項

平成29年12月15日（金）

## ○懇談事項

琉球大学の今後のあり方について ～ガバナンスのあり方について～

（第2回経営協議会の懇談事項における意見等を踏まえて、引き続き、懇談を行う。）

1. 第2回経営協議会懇談事項の概要
2. 第2回経営協議会意見概要（ガバナンスに関する委員からの主な意見）
3. 学長の基本方針（琉大創生プラン・琉大共創プラン）
4. ガバナンス改革に伴う国立大学法人法等の改正に対応した学内規則等の整備
5. ガバナンス強化に関する取組
6. 課題等
7. 懇談

## <配付資料>

- （懇談資料1） 第2回経営協議会懇談事項の概要
- （懇談資料2） 第2回経営協議会意見概要（ガバナンスに関する委員からの主な意見）
- （懇談資料3-①） 学長の基本方針（琉大創生プラン）
- （懇談資料3-②） 学長の基本方針（琉大共創プラン）
- （懇談資料4） ガバナンス改革に伴う国立大学法人法等の改正に対応した学内規則等の整備
- （懇談資料5） ガバナンス強化に関する取組
- （懇談資料6） 課題等

## 1. 第2回経営協議会懇談事項の概要

「琉球大学の今後のあり方について ～教育・人材育成等について～」

学長から、「琉球大学の今後のあり方について ～教育・人材育成等～」について、前回の本協議会における懇談事項での意見を踏まえつつ、資料に基づき概要や本学における取組等の説明を行った。

引き続き、各担当理事及び関係学部長から前回の本協議会における意見に対して資料に基づき説明を行った後、意見交換を行った。

<配付資料>

(懇談資料1) 第1回経営協議会懇談事項の概要

(懇談資料2) 第1回経営協議会懇談事項における主な意見概要

(懇談資料3) 第1回経営協議会懇談事項における主な意見に対する本学の取り組み

(懇談資料3-①) インターンシップ関係資料

(懇談資料3-②) 法文学部改組関係資料

(懇談資料3-③) 起業に関連する授業科目一覧

(懇談資料3-④) 次世代アントレプレナー人材育成推進事業等について

(懇談資料3-⑤) 専門職大学制度に関する資料

(懇談資料3-⑥) 工学部改組関係資料

(懇談資料3-⑦) 留学生受入の推移（アジア地域・平成26～28年度）

(懇談資料4) 本件に関連した前回以降の本学の新たな取り組み  
「琉球大学地域貢献プロジェクト」～地域貢献事業循環型モデル～

## 2. 第2回経営協議会意見概要（ガバナンスに関する委員からの主な意見）

(1) ガバナンスという点については、この特に第9期の将来構想部会の中でもう既に議論が始まっています。要は、2040年を見ますと、現在の18歳人口が3分の2以下になって、それに対して大学の数というのは全国で780ある、私立大学の4割が定員割れであるという状態の中で、本当に高等教育というのはこれでよいのかというところからスタートしているわけです。それに対して、学長なり理事長なり、トップがどのような経営をし、どのような形で大学をリードするのかというのは非常に重要な問題であるというのがもう第一前提です。【益戸委員】

(2) 自分がどういう経営をしたいか、ないしは、どんな経営状態の中で、自分はやっていかなければいけないのか、もちろん任期も決まっているわけですから。ということが求められているわけですが、それにちゃんと見合うルールになっているのかどうかというのが、このガバナンス改革のうえでは非常に重要だと思います。

【益戸委員】

(3) 大学も含めて公務員は、自分たちが潰れるという危機感がないです。だから、変革に対して対応が遅れるんだろうというふうに考えますと、ここで大事なのがやっぱりガバナンスです。経営者としてこの危機をどう捉えてどう変えていくかという、変わらなければいけないという強い思い、これがこの時代に求められる経営のあり方だと思います。そういう意味で、大城学長は一生懸命頑張って変えていこうとしています。その思いというものを皆様はどう受けて、そして、スタッフを含めて生き残りをかけて知恵を出し合って変えていくか、そういうふうに必死になるということが、オランダを見て、また、シンガポールを見て、これから我々も含めて主になって変えていかなければならないというふうに思います。【金城委員】

# 琉大創生プラン（骨子）～琉大の力と個性の発揮!!～

2013年4月18日

## 運営方針

### 大学運営の基本

- リーダーシップを発揮した大学運営
- 大学構成員との対話の重視
- 次代を担う若手教職員の参画及び男女共同参画
- 学内外の力・エネルギーの結集による清新な大学の創生

### ビジョン実現の原動力

- 第三期中期目標・中期計画のベースとなる「琉大創生プラン」の提示と「琉球大学の力」を原動力とした第二期中期目標・中期計画の着実な実施
- 「琉球大学の力」としての「教育力」、「研究力」、「学生力」、「地域力」、「国際力」、「組織力」、「自律力」を創造・発揮し、職場環境整備プラン、教育支援プラン、研究支援プラン、地域連携プラン、国際連携プラン及び管理運営プランを内容とする「琉大創生プラン」で明示したビジョンの実現

## 主要施策

### 職場環境整備プラン＝「自律力」の発揮

- 高い職業倫理及び研究者倫理を持つ環境の整備
- 研究不正、ハラスメント等に対する厳正な対処
- 社会的責任を果たし、地域社会から信頼される大学運営

### 教育支援プラン＝「教育力」と「学生力」の向上

- URGCCの推進、学生の主体的な学びを確立する全学的な教学マネジメントの展開
- 国際通用性をもつ大学院課程の教育力と研究力の涵養
- 授業料免除や就職、留学等の学生支援の強化と全学的な修学支援システムの整備

### 研究支援プラン＝国際水準の「研究力」の強化

- 普遍的な基礎研究、本学の特色となる研究、国際共同研究、全学横断型融合研究の推進
- 若手研究者、女性研究者及び外国人研究者の支援
- 外部資金獲得のための積極的なトップセールス
- 本学の研究成果を凝集した琉大ブランドの開発推進

### 地域連携プラン＝「地域力」の発揮

- 沖縄振興や地域の学力向上、産学官連携による産業振興、地域完結医療体制の構築等の地域課題解決のため県内各界との連携・協力体制の強化
- 知の社会還元を基軸とした地域連携・社会貢献の推進
- 琉大サテライト・キャンパスの県内外拠点地域への設置

### 国際連携プラン＝「国際力」の強化

- 本学のグローバル・ネットワークを活用した大学づくりの推進
- 環太平洋大学コンソーシアムの形成

### 管理運営プラン＝「組織力」と「自律力」の発揮

- 教員と一般職員の協調・連携による創造的で自立的発展のための大学運営
- 効率的で魅力ある教育研究組織の計画的な再編・拡充
- 教育、研究、地域連携、国際連携を推進する全学的な支援機構の設置

- 企画・経営戦略機能強化のための経営戦略部門の設置
- 一般職員の職場環境の改善と充実した研修の実施
- 学内資源（人材、財源、施設・設備、空間）の有機的な活用と効率的な大学マネジメント
- 中期計画達成経費やアメニティ改善経費の確保及び効果的配分
- 環境エコマネジメントを推進し、省エネの太陽光発電やLED使用等による経費節減や効率化の着実な推進
- 国内唯一の亜熱帯・熱帯の特性を生かした研究の推進、高額測定機器の共有化等による研究支援
- 遠隔医療・授業の推進、防災システムの確立及びデータバックアップセンターの誘致
- 国際会議の誘致及び各種学会の開催支援システムの構築
- 教育研究機能を高める施設整備の推進

# 琉大共創プラン～いきいきと個が輝く大学～

2016年11月28日

## 運営方針

### 1. 大学運営の基本

- ① 将来に向けて安定した財政基盤の構築
- ② 学内外のエネルギーの結集によって、教育・研究・地域連携・国際連携を活性化し、多様なイノベーションを創出し続ける大学づくり
- ③ ハラスメントや不正リスクを根絶する職場環境の改善と、努力した人や果敢にチャレンジし貢献した人が報われる土壌づくり
- ④ 内部統制を要として、強み・特色を生かしつつ持続的に自らを改善・発展させる大学マネジメント体制の確立

### 2. 長期ビジョン実現へ向けた方針＝未来のデマンドの視点

- ① 第3期中期目標・中期計画の着実な達成を果たす戦略のコアとして、「琉大創生プラン」の発展形である「琉大共創プラン」の提示
- ② 経営的視点からの戦略的な資源配分に基づいて、持続的な競争力と高い付加価値を創出するための組織づくり及び業務・財務・施設等経営基盤の強化
- ③ 外部資金の有効活用によるアメニティ環境の整備

## 主要施策

### 1. 経営基盤：確かなコスト意識と戦略的な資源配分による改革推進

- ① 第3期中期目標・中期計画を推進するための戦略の着実な推進による大学改革の加速化
- ② 教育研究組織の特色ある改編・拡充と学内資源（人材、財源、施設・設備、空間）の有機的活用
- ③ 教職共創と IR 機能の活用による持続可能な大学経営への転換
- ④ 大学評価 IR マネジメントセンター（仮称）の設置と戦略的活用
- ⑤ 医学部附属病院収入や寄附金、科研費補助金等の外部資金の継続的支援による増収策の展開及び経費節減・効率化の推進による経営基盤の強化
- ⑥ 琉大ブランド商品の開発と琉大基金の積み上げ
- ⑦ 民間活力を活用して教育研究機能を活性するアメニティの改善
- ⑧ 海外サテライトオフィスと連携した職員研修の実施
- ⑨ 外部人材の有効活用システムの確立
- ⑩ 適切な人事給与システムの導入
- ⑪ 子どもの貧困対策としてのモデル事業の実施

### 2. 教育改革：明確なコンピテンスをもった人材の輩出

- ① URGCC の充実を保障する教学マネジメントの確立と入学者選抜改革
- ② 未来のデマンドに応える大学院教育の改革に向けた大学院の改組
- ③ 全学的な修学支援システムの整備による学生支援の強化
- ④ グローバル教育支援機構を中心とした教育改革の円滑な推進

### 3. 研究推進：基礎研究と応用研究の活性化

- ① 基礎研究をもとに、本学の特色となる研究、国際共同研究、分野横断型融合研究や学際的研究の推進、地域課題解決を支える学術基盤の形成（アクティブシンクタンク機能を発揮するための資源蓄積）
- ② 若手研究者、女性研究者及び外国人研究者の支援
- ③ 外部研究資金獲得のための支援
- ④ 人文社会科学系の全国共同利用・共同研究拠点設置の申請
- ⑤ 研究推進機構を中心とした効果的な研究推進

#### 4. 地域貢献：アクティブシンクタンク機能の発揮

- ①沖縄振興、産学官連携による産業振興、地域完結型医療体制の構築等の地域課題解決のための産学共創体制の継続的強化
- ②地域課題解決を支える学術基盤に蓄積された知を社会還元していく活動を基軸とした地域連携・社会貢献の推進
- ③県内外拠点地域における琉大サテライトキャンパスの有効活用
- ④研究成果を凝集した琉大ブランドの開発推進
- ⑤安心・安全な地域防災拠点として自治体との連携協定の締結
- ⑥地域連携推進機構を中心とする有機的な地域貢献機能の発揮

#### 5. 国際連携：国際的ネットワークの構築

- ①国際戦略本部の設置による教育、研究、地域連携のグローバル展開
- ②グローバル・ネットワークの構築とそれを活用した大学づくりの推進
- ③国際医療拠点形成に向けたアジアの医学系ネットワークの構築
- ④世界島嶼地域大学コンソーシアム及び環太平洋大学コンソーシアムの形成と有効活用
- ⑤沖縄県系人ネットワークを活用した国際連携力の強化

#### 6. 国際医療拠点形成：国際性豊かな医療拠点の形成

- ①国家プロジェクトとして作業工程の着実な推進
- ②国際水準の医学教育システムの確立と国際医療人材の育成
- ③先端医学研究拠点の形成と医療関連産業の創出・集積
- ④高度先進医療による地域医療水準の向上と健康長寿沖縄の再興

#### 7. 職場環境：働きやすい職場環境の整備

- ①高い職業倫理及び研究者倫理を持つ職場環境の保持
- ②研究不正、ハラスメント等への適切な対処
- ③ダイバーシティのエネルギーを活用した教育研究活動の活性



4. ガバナンス改革に伴う国立大学法人法等の改正に対応した学内規則等の整備

改訂後	担当理事等
<p><b>1. 人事関係</b></p> <p><b>(1) 学部長の選考</b></p> <p><b>既存学部等</b></p> <p>①学部長等は、学長が選考し、任命する。</p> <p>②学長は、学部長等の選考に当たり、当該学部教授会等に候補者の推薦を求める。</p> <p>③学部教授会等は、候補者の推薦を求められたときは、原則として複数人の候補者を当該学部の教授のうちから決定し、推薦順位を付して速やかに学長に推薦しなければならない。</p> <p>④学長は、推薦のあった候補者に適任者がいないと判断した場合には、その理由を付して、当該学部教授会等に他の候補者の推薦を再度求めることができる。</p> <p style="text-align: center;">琉球大学部局長等選考規程（平成27年4月1日施行）</p> <p><b>新設学部（国際地域創造学部及び人文社会学部）の初代学部長の選考</b></p> <p>①学長は、学部新設等特に必要があると認めるときは、部局長等を指名することができる。<b>琉球大学部局長等選考規程</b></p> <p>②初代学部長は、改組の理念を十分に理解し成果の実現にリーダーシップをもって当たることが必要なため、学長が示す次の要件を全て満たす者とし、学長が当該学部長候補者と面談の上、指名する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 学部の運営に携わった経験者であること</p> <p style="padding-left: 20px;">(ロ) 大学全体の運営に携わった経験者であること</p> <p style="padding-left: 20px;">(ハ) 今回の改組作業に直接携わった者であること</p> <p style="text-align: center;">国際地域創造学部長及び人文社会学部長の選考について (平成29年11月8日学長裁定)</p> <p><b>(2) 教員人事学長諮問委員会</b></p> <p>①学長諮問機関として学長の下に教員人事学長諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>②委員会は、学長の諮問に応じて次に掲げる教員人事に関する事項について検討し、学長に答申を行う。</p>	<p>理事（研究・企画戦略）</p>

- ・教員配置に関すること。
- ・教員の選考手続等に関すること。
- ・その他学長が必要と認める事項に関すること。

琉球大学教員人事学長諮問委員会規程（平成27年4月1日施行）

### (3) 教員の選考

#### 教員採用等人事の発議手続き

- ①教員採用（昇任）の選考人事の申出 【学部等の長 ⇒ 学長】  
【学長 ⇔ 教員人事学長諮問委員会】
- ②全学教員人事委員会での審議
- ③教員採用（昇任）の選考人事の開始決定【学長】

#### 教員採用等選考手続き

- ①公募要項（案）の申請【学部等の長 ⇒ 学長】  
【学長 ⇔ 教員人事学長諮問委員会】
- ②公募要項（案）の承認【学長 ⇒ 学部等の長】
- ③教員採用候補者の推薦【学部等の長 ⇒ 学長】1名を推薦
- ④教員採用候補者の決定【学長】 ⇔ 【教員人事学長諮問委員会】  
候補者を決定するに足る選考過程又は手続等が適正に行われていないと認定する場合は、当該学部等の長へその理由を付して差し戻すものとする。

国立大学法人琉球大学教員選考通則（平成27年4月1日施行）

## 2. 総務関係

### (1) 教授会等の審議事項

教授会等は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
- ②学位の授与に関すること。
- ③前①、②に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、授会等の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

琉球大学教授会通則（平成27年4月1日施行）

理事（総務・財務・施設）

5. ガバナンス強化に関する取組

取組みの内容	担当理事等
<p>1. 人事関係</p> <p>① 学長のリーダーシップの下、「総合的教職員ポスト運用戦略」を策定（平成28年7月6日役員会決定）し、学部等の教員ポストを一定割合（2%）留保し、その一部（1%）を人件費削減に充てることとした。また、大学の機能強化を図ることを目的に、申請に基づき審査を行い、留保した一部（1%）を再配分している。</p> <p>② ハラスメントの防止及び排除のため、ハラスメント防止対策委員会規程を改正し、ハラスメント相談支援センターと関係部局との連携によるハラスメント防止に関する広報・研修活動を強化するため、広報・研修専門委員会を設置（平成29年2月）。</p>	<p>理事（研究・企画戦略）</p> <p>理事（教育・学生支援・法務）</p>
<p>2. 広報・国際関係</p> <p>① 学長の下に広報戦略本部を設置（平成28年7月）。</p> <p>② 学長を本部長とした国際戦略本部を設置（平成29年4月）。</p>	<p>理事（国際戦略・広報戦略・ダイバーシティ推進）</p>
<p>3. 評価等関係</p> <p>① 既存の大学評価センターとIR推進室を統合し、「大学評価IRマネジメントセンター」を設置（平成29年4月）。</p> <p>② 学長主導の下、機能強化に向けた本法人の計画や戦略に係る「KPI（Key Performance Indicators:説明指標）」の策定に着手した。</p>	<p>副学長（自己点検・評価・IR）</p>
<p>4. 財務関係</p> <p>① 第3期中期目標期間における重点的取組を着実に進めるため、中期計画達成プロジェクト経費等を組替え、本学の強み・特色を発揮し、学長のリーダーシップの下、本学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現するための基幹的な経費として「戦略的重点配分経費」（約3億4,000万円）を新設し、配分を行った。</p> <p>② 学長のリーダーシップを活かすための戦略的予算「学長特別政策経費」（約1億7,000万円）にて、機能強化経費（プロジェクト分）による特色ある研究プロジェクト等への支援（2,400万円）及び女性研究者の積極的な採用を支援するための女性研究者支援経費（500万円）の配分を行った。</p>	<p>理事（総務・財務・施設）</p>

## 6. 課題等

### (1) 教職員の意識改革

取り組みの具体例

#### ①琉球大学教員選考通則等の制定に伴う全学への説明会（平成26年度）

説明者：理事（研究・企画戦略）

#### ②総合的教職員ポスト運用戦略の策定に伴う全学への説明会（平成28年度）

説明者：理事（研究・企画戦略）

#### ③講演会

- ・「平成27年度国立大学関係予算及び第3期に向けた動きについて」

講師：文部科学省高等教育局国立大学法人支援課室長（平成26年度）

- ・「大学改革について」

講師：前京都大学総長（平成26年度）

- ・「地域に対して企業・大学に何ができるか」（平成28年度）

講師：日本立地センター理事長

ダイキン工業株式会社取締役会長

#### ④21世紀フォーラム（平成28年度）

- ・「多元的ガバナンス ～ローカルからグローバルへ～」

講師：ヨーロッパ政治研究所客員研究員 博士（法学）

#### ⑤FD講演会

- ・大学教育におけるアクティブ・ラーニング ～その課題と展望～

講師：静岡大学名誉教授

（平成28年度）

#### ⑥SD研修

- ・「大学におけるSD研修による人材育成戦略」（平成29年度）

講師：学校法人立命館 常務理事（総務担当）

(2) 国立大学法人琉球大学業務方法書第6条に「本学は、学長から役職員への意志の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。」規定しているところではある。今後、確実に行われるための仕組みを検討し、整備を進めていくことが必要。

(3) 現在、進行中のガバナンス改革に関する取り組み

- ・学長の円滑な業務執行等に加え、学外・学内組織との意見調整や基金・広報との連携等、更に執務を支援し、リーダーシップ強化とガバナンスの充実を図り、学長支援の事務体制を強化・充実させる方向で検討中。

- ・ 本学が目指すべきデータサイエンス人材及び情報セキュリティ人材の育成に関する基本的な方向性を検討するため、データサイエンス及び情報セキュリティ人材の育成に関する検討チームを設置
- ・ 上記と連動した、本学における情報に係る対応セクションを明確にするために、総合情報処理センターと有機的に連携し各事案にあたるように、新たに事務局に情報課（仮称）を置き、体制強化を計る方向で検討中。
- ・ 今回（第3回）の経営協議会の審議事項（議題1）のとおり、ガバナンス体制の改善・充実に資するため、「国立大学法人琉球大学における学則等規則体系の見直しを行っているところ（平成30年4月1日施行予定）。

#### 規則体系の見直し・整理

組織に関する規則等を体系の先頭に配置し、次に作用に関する規則等を配置していく形式で、見直し整備。

#### 国立大学法人琉球大学組織規則（全部改正）

学則及び大学院学則に規定している教育研究組織等や、設置根拠を当該会議規程等に規定している会議等について、これらを組織規則に規定する。

#### 琉球大学学則及び琉球大学大学院学則（一部改正）

教育研究組織や大学運営推進組織等について、組織規則に規定する。